

参議院外務委員会會議録第二号

平成元年三月二十八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

二月十五日

林田修紀夫君

補欠選任
堀内 俊夫君

二月二十七日

大鷹 淑子君

補欠選任
永野 茂門君

二月二十八日

鈴木 貞敏君

補欠選任
原 文兵衛君

三月七日

鈴木 貞敏君

補欠選任
大鷹 淑子君

三月八日

林 健太郎君

補欠選任
斎藤栄三郎君

三月二十八日

斎藤栄三郎君

補欠選任
林 健太郎君

原 文兵衛君

補欠選任
木宮 和彦君

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

國務大臣
政府委員

外務大臣

外務大臣官房長

外務大臣官房外務報道官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房領事移住部長

外務省アジア局長

外務省北米局長

外務省中南米局長

外務省欧亜局長

外務省中近東アフリカ局長

外務省経済協力局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

大鷹 淑子君

木宮 和彦君

倉田 寛之君

後藤 正夫君

嶋崎 均君

林 健太郎君

中村 哲君

松前 達郎君

黒柳 明君

広中和歌子君

立木 洋君

吉岡 吉典君

田 英夫君

宇野 宗佑君

藤井 宏昭君

渡辺 泰造君

遠藤 哲也君

黒河内久美君

長谷川和年君

有馬 龍夫君

坂本重太郎君

都甲 岳洋君

恩田 宗君

佐藤 嘉恭君

事務局側	常任委員会専門員	辻 啓明君
防衛庁防衛局防衛課長	萩 次郎君	
防衛庁教育訓練局訓練課長	柳澤 協二君	
防衛庁装備局管理課長	長藤 史郎君	
法務省入国管理局入国審査課長	堀口 松城君	
外務大臣官房文化交流部長	田島 高志君	
文部省学術国際教育局文化交流室長	西澤 良之君	

本日の會議に付した案件

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(堀江正夫君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二月十五日、林田修紀夫君が委員を辞任され、その補欠として堀内俊夫君が選任されました。

○委員長(堀江正夫君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。宇野外務大臣。

○國務大臣(宇野宗佑君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは、政府代表部一、大使館二の計三館であります。政府代表部は、ウィーンに設置するものであります。ウィーンには、国際原子力機関、国連工業開発機関を初め約十の国際機関があり、政府代表部はこれら国際機関に対応するものであります。大使館は、我が国が昨年十二月外交関係を開設した中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアの二国に設置するものであり、いずれも他の国に駐在する我が国大使をして兼轄させるものであります。

改正の第二は、これら新設の在外公館に勤務する在外職員に在勤基本手当の基準額を定めるものであります。

改正の第三は、在外職員に支給する子女教育手当の支給の要件を改定することであり、

改正の第四は、在外職員に支給する住居手当についての改定であります。これは、事故または職員の死亡のため配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合に、引き続き支給することができ、住居手当の額を改定することであり、

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(堀江正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大鷹淑子君 宇野外務大臣が我が国外交の担い手として日夜御尽力されておられますことに對しまして、心からまず敬意を表します。

さて、時間も限られておりますので早速質問に

入らせていただきます。

経済協力は我が国外交の極めて大きな柱であり、根幹をなすものであると思います。経済協力政策は予算額も大きく、その実行につきましても国民も大きな関心を寄せております。しかしながら残念なことに、最近マスコミで経済協力、ODAについて非常に一部厳しい指摘がなされていることは御承知のことと存じます。このようなことが続きますと、経済協力について国民の信頼と支持を失うことになるのではないかと心配しておりますが、いかがお考えでしょうか。外務大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑) 経済協力は我が国といたしまして三本柱の一本に据えまして、なかなか途上国、さらには最貧国に対しましては極力それらの国々の要請におこたえし、まず民生が安定すること、そうしたことを主眼として行っておりますが、御指摘のような懸案が一、二指摘されました。詳細にしましては政府委員から説明させていただきます。こうしては明らかに反省をしながら、なお一層当該地域住民の方々の本當の熱意に、また要請にこたえるように心がけなければならぬ、かように考えております。

○大鷹淑子君 私をよく知っているボランティアのグループがございます。ケニアの国づくりのために大変努力しているわけですが、その人たちはアフターケアのために現地に残って現地の人々から大変感謝され、よい成績を上げております。しかしながら、今ODAに関して一連の問題が提起されておりますが、外務省は問題が公に指摘されるまで積極的に対応なさらない。ODAというものは国民の税金を使っているわけですから、仮にも今指摘されているようなむだなことがあってはならないと思います。フォローアップ、後々のアフターケアを含めたODAを実施する体制が十分と言えないのではないかと思います。また、海外でプロジェクトに携わる邦人の数も

増加をいたしておりますが、邦人保護について外務省はどのような体制で臨まれておられるのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(松浦晃一郎君) 実施体制の点にしましては、先生御指摘のとおりでございます。私どももさらに実施体制の整備拡充に力を入れてまいりたいと思っております。現在のところ、外務本省の経済協力局それから関係省庁、それから実施機関でございます国際協力事業団、海外経済協力基金、それから在外公館を含めまして大体私どもは千六百名でございますが、先生御指摘の具体的なプロジェクトのフォローアップにしましては、一義的に在外公館にできるだけよくフォローアップをしていただく。そして、アフターケアが必要な点があれば本省に言ってきたらいい。私どもができるだけ早く手当てするというところで、しっかりフォローアップをやっていくと考えております。

実は、私どもの外務省では評価報告書を毎年公表することになっておりますけれども、近く百六十のプロジェクトを取録いたしました評価報告書を公表することになっております。これもそういう日ごろの評価活動を盛ったものでございます。

○政府委員(黒河内久美君) 外務省が行っております邦人保護体制につきまして御説明いたしたいと思っております。

最近、邦人の外国における事件や事故が急速に増加いたしております。外務省の調査では、このような事件や事故は、昭和六十一年度から六十二年度にかけて、件数で五三％、人数では六八％にも増加しております。邦人旅行者数の増加率二四％を大きく上回っている状況でございます。しかも最近、誘拐等の悪質な事案、航空事故や列車事故といった大規模事案など、その対応が容易でない案件がふえてきております。

このような状況に対しまして、外務省といたしましては、事件、事故の処理及び事前の防止の両面で、本省、在外公館ともに最大限の努力を行っております。例えば最近のラオスの浅尾所長誘

拐事件や中国のバス転落事故などの際には、本省、在外ともに二十四時間体制を組んで対応をいたしておる状況でございます。外務省としては、今後とも人員、予算等の面を充実させ、海外における邦人の安全対策の拡充強化に努力していくことといたしております。

○大鷹淑子君 ODAと申しますと、やはり多額の予算を伴うものでございますから、その実行に当たっては、国会で十分議論がなされなければならぬのは当然のことと存じます。プロジェクトが実施されるまでの過程が非常に不透明であると日ごろから感じております。また、その報告が国会の場でなされない。経済協力基本法のような法律の制定が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のように、おかげさまでODA予算も年々拡充されてきたところでございます。私どももいたしましては、できるだけ国会でODAにしまして議論をしていただくことが重要だと考えております。

先生御指摘の援助基本法でございますけれども、今先進諸国、援助供与国が十八カ国ございまして、そのうちで援助基本法を持っておりますのは三分の一ぐらいいまして、三分の二は日本と同様援助基本法なしで対応しておりますけれども、私どももいたしましては、現行の法体制のもとでそれなりに現行の運用を改善することによってしっかり対応していくということをやっていききたい、こういうふうに考えております。

○大鷹淑子君 総理と外務大臣は、近々ASEAN諸国を御訪問されるとお聞きいたしております。

そこで、ASEAN諸国、特にフィリピンに対する我が国の経済協力についてお伺いしたいと思います。一部報道されておりますミニ・マーシャル・プランというものは一体どのような性格を持つものか、ございまいしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑) 今度連休を利用しまして総理がASEAN諸国訪問、こういうふうな計画を持っておられます。今お尋ねのミニ・マーシャル・プラン、まだ正確に名前はまだ決まっております。我々もいたしましては、既に昨年のサミットで参加国全員による議論がなされまして、そして特にアジアにおいてはフィリピン、今日アキノ大統領がその政治に当たっておられますが、ASEAN諸国もこの人をおいて今フィリピンがすべての民生安定、さらにはまた経済安定、その任にたえ得る人はなからうという認識のもとに、やはりフィリピンの政情安定を考えていかなければならない。不安定だとこれがASEAN諸国並びにアジア、太平洋に与える影響は大きい。したがって、我が国はODAはODAとして実行いたしておりますが、そうした面において我が国もそのほかの国々も共同してお互いに責任を持つて当たるという、そうしたことに対しまして、我々はやはり積極的に参加いたしまして、そういうことでございまして、この間経済協力局長がフィリピンに赴いたというのもそういう趣旨でございます。

○大鷹淑子君 このミニ・マーシャル・プランというのは、形を変えた戦略援助ではないかということも一部から言われておりますが、実施するに当たって十分に国民の理解を得るため国会の場で議論されなければならないと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑) 直接この間参りました経済協力局長から説明させます。

○政府委員(松浦晃一郎君) 宇野大臣が御説明なされましたように、私二月上旬にフィリピンに参りまして、アメリカの援助担当責任者のウッズ長官と一緒にフィリピン政府の高官の方々とお話いたしましたけれども、私どもが一番力を入れておりますのは、今宇野大臣から御説明がございましたように、アキノ政権は発足してまだ三年でいろいろな経済的な困難のもとで国づくりに向けて努力をしております。そういうアキノ大統領の

もとの国づくりの努力に對しまして、日米を初めといたしまして世界各国、それから國際機關が一緒になつて支援の手を差し伸べようということでごいまして、戰略援助という概念が正直申しましてはつきりいたしませんので、私もは通常使わないことにしておりますけれども、私もとしてはまさにアキノ政権のもとでの国づくりにできるだけ支援の手を差し伸べようという見地からフィリピン援助を考えていきたいと思つておりまして、この点に關しましては、ぜひいろいろ御議論を賜れば大変ありがたいと思ひます。

○大瀧淑子君 日本は經濟援助はあくまでも人道的、經濟的、文化的援助でなければならぬわけでごいしますが、これはフィリピンにありますが、軍事基地への援助と聞いておりますが、その点も一度お答えいただきたいんですが。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のように、確かにフィリピンにはアメリカの軍事基地がございますけれども、今回のフィリピンに對します援助構想はその問題とは全く別でございます。私も明確に基地の繼續問題とは切り離して対応するということではございまして、アメリカも全く同様でございますし、この点に關しましては一点の疑問の点もございません。

○大瀧淑子君 別といひますと、どういう形でするわけですか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 私が承知しておりますのは、アメリカの軍事基地に關しましてはこれはアメリカとフィリピンの間で外交交渉がいろいろ行われると了解しております。現在のところ、私の了解ではあと二年間置くことになっておりますが、その後には今後の交渉と了解しておりますが、それとは全く別に、先ほど宇野大臣から申し上げましたような基本的な姿勢のもとに、先生御指摘のように、まさにフィリピン國民の經濟社會開發を支援するという見地から私もは支援していく。

御承知のように、フィリピン經濟はマルコス政権の末期から非常に困難な状況でマイナスイ成長を

續けて、ようやく今プラスに転じましたけれども、この八〇年代を見まして、ようやく八〇年代の初めに今戻るかとかという程度の状況で非常に經濟的な困難に逢着しておりますので、そういう点を踏まえて、私もとしては支援の手を差し伸べたいということでございます。

○大瀧淑子君 ありがとうございます。

外務大臣はぜひこのASEAN歴訪の機会をとらえて、二十一世紀にわたる哲學にあふれた經濟協力政策を宇野大臣の御指導のもとでおまとめになつて、經濟協力宣言というような形で私たち國民に、そしてアジアの皆さんにアピールされてはいかかと思ひますが、どういふお考えをお持ちでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) ASEANに限らずアジア全部を眺めると、昨年の八月十五日にその人口が三億を突破いたしまして世界人口の六割以上を占めるに至つたと。しかも、そこに八割の貧困が集中している、こういう状態でございます。

日本の外交のスタンスは常に西側にあつて、アジア・太平洋諸國の一員であるということでございますから、今御指摘のとおり、やはりまず私たちの近隣であるところのアジアが常に經濟的安定を得られて民生が安定することが一番必要でございますから、現在はASEANに對しても、他の諸國に對してもODA等々の手段を用ひまして、我々としたしましては今申し上げましたような目的を達成してともどもに繁榮したい、こういうふうな考えでおるところでございます。

もちろん經濟大国でありますから、いろんな思返しはしなくちゃならぬと思ひます。また、過去のいろんな戦争等に對する反省も私たちは常にいたしておかなければならないと思ひます。したがひまして私たちは、經濟大国日本は軍事大国になりませんということを常に一つのまぐら言葉にいたしまして、現在協力にいいそんでおるといふのが日本でございます。

今おっしゃいましたこともあるいは一つのプランであるかもしれませんが、今後十二分にASEANのみならず他のアジア諸國のためにいろいろと考えていきたい、かように思つております。

○大瀧淑子君 今まで特にASEAN諸國をお回りになつた中で、キャッチフレーズと申しますとおかしゅうございませうけれども、心と心、そして研修センターをつくるというようなことで一つの何かモチーフをお持ちになつていらつしやうてそれが実行されているわけでございますが、このたびはどういふお考えで、どういふお話し合いで、どういふモチーフをお持ちになつていらつしやいますか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 總理がどういふお考えで行かれますか、まだ私もいろいろと今後御相談しなくちゃならない、かように考えておりますが、やはり三本柱を打ち立てておりますので、その三本柱に沿ひまして全力を上げたい。つまり、平和に貢献する日本であり、文化交流を盛んにする日本であり、さらにはODAを拡充し、そしてお役に立つ日本である。そういうことで進んでいきたいと思ひますが、なかなか人口問題等々から考えましても、また近隣諸國であるという立場から申しましても、やはり留學生の問題、これを看過するわけにはいかない、かように思つております。

幸い總理のイニシアチフで閣僚會議というものが昨年つくられておりまして、ここで留學生問題がいろいろの面から議論されております。いやしくも日本で留學生として學習された方が帰つて日本の悪口を言うようなケースがあつてはならない、そのためにはどうするかということ、この方面に對しましても相當な関心を払つております。

もう一つ、やはり就學生問題、つまり留學生でない就學生、これらの方々のあり方、これに關しまして、当然一名でも多く日本に来て日本語を學んでいただいて、日本を理解していただくことも必要でございますから、さらに上海事件のようなトラブルが起らないように考えながら、当然

アジアに對処をするということも新しい使命ではないか、そうしたことをひくくめて總理としては訪問なさる、かように今のは考えております。

○大瀧淑子君 今外務大臣から就學生の問題が出たわけでございますが、新聞によりますと、やはり日本語學校の資格のない日本語學校が大変都合なやり方をして、中國の、特に上海の青年たちが憤つてゐるということでございますが、これをどういふ形で今落ちつかせていらつしやるのでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 詳細はまた部長から話すと思ひますが、何分にも五百ございします。その中にはアメリカ駐留軍等の經營される學校もございしますけれども、一応日本語を習得するという學校は五百校ある。だから、中にはいかかわしき學校もある。これらがいろいろな國際的なマナーに欠けるところあり、御迷惑をかけておることは事實でございます。

したがひまして、法務省も適切な對処をしていただいておりますが、今回はそうした日本語學校同士におきましても一つの協議會を設けまして、そこでやはり自制をさす、就學生に過ちなきように、十分日本を理解してもらつて、そういう体制もとらなければならぬ、いろいろと具體的にやっております。黒河内部長からさらに補足させます。

○政府委員(黒河内久美君) 就學生の問題につきましては、今も大臣から説明がございしました中長期的な課題、つまり日本語學校のあり方をどうするかという問題と、当面の懸案となつております上海で日本語を學ぶために行きたいと言つて待機している青年たちの問題とがございします。

この当面の問題につきましては、昨年十一月騒ぎが起つた段階で上海当局から、約三万八千人の青年がビザを取得したいと言つて待機しているということございしたので、外務省といたしましては法務省、文部省と協議いたしまして、その中から一人でも多くの適格者が日本に来ていただいて勉強していただけるように、中國關係當局

とも御相談しながら今具体的な対応を検討しているところでございます。

○大鷹淑子君 その上海の青年たちの場合でございますけれども、家も売り払い、土地も売り払いということでも、考え方も違うことで、十何万というお金を払い込んだとか、私のところにも保証人になってくれたというような方も参っております。その方もお金を払い込んだということで、その学校を調べに参りましたら、もうきのうその先生もやめてしまったというように宙に浮いてしまふような、向こうもやりきれないし、こちらはそのような学生に対してはどういう手当てをしていらいしやいますか。

○政府委員(黒河内久美君) 現在私も日本でやっておりますのは、外務省、法務省協力いたしまして日本語学校からいろんな状況を事情聴取いたしております。中には既に入学が当面不可能であるということから返金を始めた学校も多数ございます。また他方、上海当局におきましても、中国青年に対しましてなるべく職場復帰させるとか、あるいはいろんな方法を通じて平静に事態の改善を待つようにという説得を続けていたいただいております。当面、事態は一応鎮静化している状況でございます。

○大鷹淑子君 宇野大臣、私はフイジーにいたしましたときに、小学校、中学校、高校にサッカーボールを寄附したことがございました。多くの予算を使つてプロジェクトを進めることも大切でなければ、このさきやかなサッカーボール一つでも人々の心に残るという、大切な援助の一つだと思いますけれども、経済協力を進める場合に、相手国の要望を納得のいくまで調査して細やかな対応をぜひ今後お願いしたい。外務省の方、特にODA関係の方にお願ひするわけでございます。でございませんと、ODAというのは、何かいろいろとマスコミだけに限られておまして、これからきちんと国民が納得いく形でやつていかなければ何か大変なことになってしまうと困るという考えがあるのてよく申し上げているわけでございませ

すが、その点はよろしく願ひいたします。それから、ASEAN訪問、サミットでお忙しいう野大臣でいらつしやいます。どうぞ日本のため、ますます御活躍をお祈りいたしております。一言ごあいさつだけいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) この間の御大喪を例にとつて甚だ失礼かもしれませんが、世界で今我々が承認しました外国が百六十九ありまして、日本がその中に一国ございまして、だから百六十八のうち百六十四来ていただいたということ自体を考えましても、やはり日本に対するいろんな思いが寄せられておる。こうしたことに對しまして、私たちはやはり世界じゅうの和平のため、また繁栄のため、根限りの努力をすべきが今日の日本である。

試みに、昭和の初頭、国際連盟を脱退しましたときは四十四対一というまさに孤立無援の日本でございました。それがその後どのような道をたどつたかということを考えればおのずから明らかでございます。私たちは常に世界の方々とともに歩みながらも世界に貢献する外交、これをぜひとも今後も力強く推進したい、かように私は考えております。

○大鷹淑子君 ありがとうございます。あと中東の問題も何おうと思ひましたけれども、あと三分しかございませんで、これで終わらせていただきます。

○中村哲君 きょうは法案の審議ですので、それについては二点お聞きする程度にします。

一つは、ウィーンになぜ日本代表部を特に今回置くようになったかということ。それからもう一つは大使館で、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、これは太平洋戦争でも関係の深かったところで、殊にこれは戦略地区、信託統治の戦略地区だということ、そのことがどうなっているのかということ。この二つをお聞きしたい。

後に関連してお聞きするのは、今回の予算の中にナミビアの独立の問題が、これはかねてからの懸案ですが、出ておりますので、それをお聞きし

たいと思うんです。もう一つは、私は北方領土委員会にこのところ出ていられるわけですが、北方領土委員会そのものは何か辺境の問題を論ずるようなことで、北海道関係の人とはよく会うのだけれども、本来これはソ連との関係の問題で、この問題はきちんと宇野外相にお聞きしておきたいと思ふんですが、時間があるかどうかということ。それからもう一つ時間さえあればお聞きしたいのは、今回の大喪に関連しまして、日本の天皇制が国際的に非常に深いいろんな意味の印象を与えた。そのことについて、私は本来憲法学にも関係があるものだから、そのことをお聞きしたい。こういう数点のことをばらばらにただお聞きするの

まず最初の、今回政府代表部をウィーンに置かれるということですが、ウィーンには従来からオーストリア大使館がありまして、そしてあそこは、ヨーロッパの中でもユーゴあるいはベルギー等と並んで、いろいろな古いヨーロッパ諸国とは違う新しい東欧の動きなんかとも関係あるような問題が出てくるようなところであります。特にウィーンは東欧との接点である。それで、東欧とか西独との関係とも違ひまして、汽車が直接に東欧からウィーンに入り込んでおるといふようなそういうところであるし、世界大戦にも関係あるし、それから昔の「会議は踊る」なんかの国際的な話題の非常にあるところでありまして、このウィーンに代表部を置かれるということ、そのことはウィーンの従来の大使館だけでは処理するには手

に余る問題が出てきているということもあるんじゃないかというふうにお聞きしますが、この点はどうなんですか、ウィーンのこと。

○政府委員(都甲洋君) お答え申し上げます。先生今御指摘のとおり、ウィーンというのは、中欧におきましては大変重要な地位を占めておりますし、それから、東欧と西欧との接点ということも御指摘のとおりでございます。

そういうことで、在オーストリア大使館におきましては、最近、ソ連、東欧情勢であるとか、それから欧州通常戦力交渉の問題あるいはOPECの会議がしつちゅう行われますので、その関連情報収集等、総合的な事務が非常に増大してきております。また、本年はオーストリアとの間で航空協定の署名が行われまして、さらに日澳の修好百二十周年記念の諸行事も行われるというようなこともございまして、そういうことで、国際情勢の展開及び日欧関係の一般的な発展のもとで、在欧大使館の事務量が飛躍的に増大しているという状況がございまして、

そういう状況でございますので、在オーストリア大使館におきましては、従来どおり国際機関の事務を効率的に実施していくということがかなり難しくなつてきておりますので、今回、別途代表部の設置ということをお願いすることにいたしました次第でございます。

○政府委員(遠藤哲也君) 私の方から、なぜ国際機関代表部をオーストリアのウィーンに置くべきかという理由につきまして、御説明申し上げます。先生先ほど御指摘のとおり、ウィーンは、まずニューヨーク、ジュネーブに続きまして第三の国際機関都市といえます。あるいは国連都市としてかなり成長してきておりますし、オーストリア政府自身もそういったような国際機関の誘致に非常に熱を注いでおると、こういうことがございまして、約十個ぐらゐの国際機関が現在ウィーンに設置されているわけでございます。

その一つ、若干御説明申し上げますと、一つはIAEA国際原子力機関あるいは国連工業開発機関、これはUNIDOと言つております。その他麻薬関係の委員会が幾つかございまして、それから国連の社会開発人道問題センターの事務局が置かれておまして、これは婦人問題とかあるいは高齢者問題等を扱つておるセンターでございまして、このように国際機関がここに非常にたくさん置かれておりますし、これからの数があるいはふえていくんじゃないかと思ひますし、そういったようなことから、このウィーンに大使館とは別に独立しまして国際機関代表部を置きたいと

から欧州通常戦力交渉の問題あるいはOPECの会議がしつちゅう行われますので、その関連情報収集等、総合的な事務が非常に増大してきております。また、本年はオーストリアとの間で航空協定の署名が行われまして、さらに日澳の修好百二十周年記念の諸行事も行われるというようなこともございまして、そういうことで、国際情勢の展開及び日欧関係の一般的な発展のもとで、在欧大使館の事務量が飛躍的に増大しているという状況がございまして、

いうことをかねがねから考えていたわけでごさいますけれども、特に昭和六十一年に、先ほど申しましたUNIDOが国連の専門機関に昇格し、かつチエルノブイリの事故の後、国際原子力機関におきましては、一層原子力の安全に力を注がなくてはならない、こういうようなことから活動が特に活発化していることであつたわけでごさいます。他のいろいろな機関の新設とかあるいは機構の新設とかあるいは行政の関係から、今般ようやくにいたしましてウィーン国際機関代表部の設置につきまして御承認を求めるに至つたわけでごさいます。

○中村哲君 チエルノブイリのことが出されましたけれども、あれはキエフに近いところですね。ロシアとか、ソビエトのものロシア帝国といふものは大体キエフに中心があつて、それが自然に外圧を受けて、そしてモスクワに移つていくわけですね。それで、当時キエフが首都だったときは、あそこから地中海とか黒海とか、ロシアの船が大挙して行つて、海軍も持つていたといふようなことなんです。そういうことのある一帯である上に、まさに今のチエルノブイリのような問題が出てきて、ソビエトにおける原爆等の問題等の研究の上でも、あるいは管理の上でも非常に接点になつてきていると、そういうことだとも思いますが、そういう考え、それでよろしいんですか。

○政府委員(遠藤哲也君) 殊に、チエルノブイリの事故は昭和六十一年の四月でございまして、それ以降、やはり原子力の平和利用につきましては何といつても安全が大切である、その安全をどうやって確保していくかといふのはやはりIAEAのようないくつかの国際機関がいろいろあるかといふことで、IAEA自身、今までの保障措置とかあるいは技術協力に加えて、この安全問題が非常にウエイトを占めてきているという点、先生御指摘のとおりでございます。

○中村哲君 それ以上お聞きするわけではありませんが、もう一つ、マーシャル諸島共和国、それからミクロネシア連邦に兼轄の大使館を置くこと

になつたということですが、これは本来太平洋戦争のときの作戦のコースでもあつたところであり、現在でも信託統治地域の戦略地区といふことになつていて、これは、この間の戦争となつたわけからフリーピン、さらに、これは問題になつたわけですが、台湾を通つて入つてくるか沖縄を通つて入つてくるかといふので、それで、そこから日本本土にアメリカがどうやって向かうかといふことだつたんで、これは政治地理学的に言つても、かつてペリーの下田に入つてくるコースもまた、こういう島々を通つたわけじゃないですけれども、沖縄を通つてきているわけでありまして、そういう意味の戦略的な地域として注目されることが多いんじゃないかと思うんですが、その点はどうなつておりますか。

○政府委員(有馬龍夫君) 今般、政府としてマーシャル、ミクロネシア双方に兼轄の大使館を置くこととした理由は、これら兩國がかつて我が国統治下にあつたため日系人が多数おりまして、人口の約五%と言われております。我が国との関係強化を強く希望してきているからでございまして、そして、我が国といつても実際にこたえをとともに、経済協力等によりまして兩國の発展を支援していくことが重要であると考えているからであります。特にこれらの国の近海は、我が国のカツオ、マグロの重要な漁場でございますので、円滑な漁業関係の維持等のために兩國政府と緊密な協議を行つていくことが必要であるからであります。

○中村哲君 特に、信託統治地域で戦略地区であるといふようなことを知つたんですけれども、こういう面ではどういふことがあるんですか。

○政府委員(遠藤哲也君) マーシャル諸島とそれからミクロネシア連邦は、米國を施政権者といひます戦略的信託統治といふことであつたわけでごさいます。これが米國との自由連合といふステータスに移行いたしました。この移行につきましては、國連の信託統治理事會の監視ミッションの立ち会いのもとに行われました住民投票の結果

でありまして、またこの措置が信託統治理事會の決議に基づくものであつたといふことから、この地域に対する信託統治は法的に終了したものと云ふふうに考えております。

○中村哲君 信託統治は、それでは終わった形になつてゐるんですか。

○政府委員(遠藤哲也君) はい、信託統治は終わったといふことでございまして。

○中村哲君 それから、この法案の中に子女の教育のことで、従来支給した期間を少し延ばすといふような条文があつたようですが、これはどういふことですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 今回の法案の改正でお願いしておりますのは、子女教育手当といふのがございまして、これは六歳から十八歳までの子女について手当が出るわけでごさいますけれども、十八歳と申しましたも十八歳でその後高等学校を卒業するまでの間、新たに子女教育手当を支給するといふことが今回の法改正の趣旨でございまして。

現在の状況におきましては、十八歳になりますとその途端に子女教育手当は供与できないといふ事情でございまして、これを高等学校を修了するまで延長するといふのが今回の趣旨でございまして。

○中村哲君 その高等学校と言われるのは、現地の高等学校のことですか。

○政府委員(藤井宏昭君) そのとおりでございまして。

○中村哲君 そうすると、欧米の学校の卒業といふのは日本のように春になつておりませんので、そのことと関係あるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) そういうこともございまして、現状におきましては十八歳までといふこととでございまして、十八歳の誕生日が来ますと、その途端に子女教育手当が供与できないといふことになつておりますので、十八歳以降、例えば卒業が六月でございましてその六月までといふこととでございまして、まあ大体そういうところが多うございまして。

ございましてけれども、ということが今回の改正の趣旨でございまして。

○中村哲君 私は学校に關係しながら、そういう普通教育とか高等教育といふところから離れてゐるんですけども、それはどうやって延ばしても、また延ばすといふことにならないですか。

高校に在籍中といふふうな、何かそういうことが限界があるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 満十八歳に子供がなりまして、その到達時に所屬する学校の学年の修了時といふことでございまして、厳密に申し上げますと、いふことは、その子供が学校を、具体的には日本式に言へば高等学校でございまして、それを修了するまでといふことになるわけでごさいます。

○中村哲君 そういう非常に細かなことですから、それ以上は……

今回の予算委員會に予算の項目として出ておりますので幾つか、これは外務省の補正予算として一つは国際交流基金金出資金、それから日欧交流特別計画提出金、それからアフガン國連調整官事務所信託基金提出金、國際連合イラン・イラク軍事監視団分担金、國際連合ナミビア獨立支援グループ提出金、もう一つ、中東難民救済計画提出金、うありますが、アフガンは幸いにしてといふか、なお問題は非常にありますが、ソ連の撤退が突現いたしましたので、一応問題ははつきりわかるんですが、ナミビアの獨立支援グループ云々といふことは、これはどういふ経過なんですか。私は多少は知つておりますけれども、今ある問題、それはどういふことになるんですか。

○政府委員(遠藤哲也君) ナミビアにつきましては、このナミビアは現在南アの非法占拠下にあるわけでごさいます。これを國連監視下の選挙を通じて獨立に導こうといふことで國連の決議がございまして、これがナミビア獨立支援グループを設立いたしました。これが四月一日から発足することになつております。

それで、UNTAGと申しますが、このナミビ

ア独立支援グループが南ア軍の撤退の監視、それからナミビアの制憲議会の選挙の監視等を行うことになっておりまして、この選挙が十一月の一日に予定されております。そういったしまして、来年の四月一日には独立を遂げるというのが一応のスケジュールでございます。

このための、つまり撤退の監視あるいは治安の維持それから選挙の監視と、そういった使命のために各国から監視軍あるいは選挙監視員あるいは治安警察、そういったものを派遣いたしましてこの独立を助けるということになっているわけでございます。そのための提出金といたしまして十六億四ほどの提出をするというのがその趣旨でございます。

他方、このナミビア独立支援グループにつきましては、さらに分担金といたしまして四億ドル余りが全体として計上されておりますので、そのの一一％ぐらいが恐らく来年度で必要になってくるということであらうと思っております。

○中村哲君 ナミビアの場合は南アフリカというか、あれは前にボルトガルのローデシアでしようか、ローデシアじゃないか、つまり南アフリカがかなり政治的な支配をしていたわけでしょう。それは話がうまくついたのであります。

○政府委員(遠藤實君) もともとこれはドイツ領であったわけでございますけれども、これは第一次大戦後南アの委任統治になりました。第二次大戦後は、これは本来ナミビアは独立すべしということになっていくわけですが、南アが不法占拠しておいたというので現在まで至っているわけでございます。しかし、これにつきましては先般アンゴラ、キューバ、それから南アの間に合意が成立いたしまして、それでナミビアを独立させるといふ趣旨のもとに、ナミビア独立支援グループが四月一日に発足するということになったわけでございます。

ちなみに、アンゴラと申しましたのはナミビアのすぐ北にございまして、ここにキューバ兵が入っておりますということで、実は南アは撤退、その

他いろいろ決っておいたわけでございますが、このキューバ軍のアンゴラからの撤退についても合意ができたということでございます。

○中村哲君 キューバについてはソビエトがかなりゴルバチョフ以後の緩和した政策の効果が出てきたと、こういうことになるんですか。そうじゃないかと、少し前からこういうことがそういうふうに進んでいっているんですか。

○政府委員(遠藤實君) これは、全般的にソ連が世界的に行っておりましていろいろな進出、介入、そういったものからある程度新しい外交姿勢というところで、今示されておりますような地域紛争というものをできるだけ平和的に解決しようというふうな政策が、直接か間接かということは一応別にいたしまして、一つのこの反映としてあらわれてきたものだというふうには考えております。

○中村哲君 そうすると、最近のゴルバチョフ以後特にそういう傾向が強くなって効果を持ってきたということとして理解してよろしいんですか。そういうことではないですか。

○政府委員(遠藤實君) そういうふうに理解しております。

○中村哲君 それにもかかわらず、最近見た新聞でソビエトが南アフリカとの接触を持ったようなことが書いてあったように思うんですけれども、そういうこととはどういうことになっているんですかね。

○政府委員(恩田宗君) 先生ごらんになった報道というの、三月五日から八日までロンドンで英国、南ア、ソ連の学者が会合いたしまして南部アフリカ情勢について議論をしたと、そういう報道がイギリスで行われてまして、そのイギリスの報道の中に推測として、ソ連が南アに対して、南アの将来について社会主義化するかどうかというような問題についても話し合ったという報道がなされました。そのことだと思いますが、この会議の内容は全く民間ベースで行われておりまして、詳細な内容は私どもとしてはわかっておりません。イギリスの当局もはっきりとしたことを必ずしもつか

かんでいないようでございます。

ただ、ソ連は既に南アとは接触がございまして、アンゴラからのキューバ兵の撤退については、ソ連は間接の当事者としてこの問題に米國とともに関与しておりますので、それを通じての南アとの接触あるいは話し合いというのはあったというふうな考えでよろしいんじゃないかと思っております。

○中村哲君 この南アについて私が最初に印象を持ったのは、パリ大学の五月革命と言われたあのときのちよつと前に、アメリカの大学院の学生がアパルトヘイトの南アに出かけて、そしてそこにあった英国系の大学、その大学の事務総長、つまりイギリスの事務総長ということでは日本ではええ学長ということですから、英国の大学は全部王室が総長になっていきますから、その事実上の総長がロンドン大学の総長にかわったときに南アへ行つたアメリカの大学院の学生がロンドン大学へ押しかけて、そして図書館のガラスを割つたりした、あれが学生紛争の始まりなんです。

そういうことから多少知っているものだから、つまりイギリスが南アフリカに対しては非常に関係が深いということをはかねてから知っているんですが、そういう南アフリカに対してもイギリスは政策を多少変えてきているんですか。ソ連のことは今言われたけれども、ソ連自身もイギリスとの関係の中で全体に南アの政策は変わってきているんですか。そう簡単には言えないですか。

○政府委員(恩田宗君) イギリスの南アに対する政策でございますが、先生御存じのとおり、アフリカ諸國、それからアフリカ諸國を支援する開発途上國、アジア、アフリカ、それから東欧諸國もそうでございますが、はアフリカにおけるアパルトヘイトを改革するためには経済制裁等かなり強烈な圧力をかける必要がある、こういう立場でございますが、イギリスはそもそも歴史的にも非常に南アと関係が深いございまして、南アのアパルトヘイト改革が平和的に行われることが最も世界にとつても好ましいことであるし、また南アに住んでいる黒人に対してもその方が望ましい。した

がつて、南アには不眠の圧力というか、話し合いは続けていても経済制裁等の極端な政策というのをとるべきではないという政策をとってまいりまして、それは引き続き変わらずに堅持されているのではないかと、かように思っています。

ソ連の政策でございますが、ソ連は一九七〇年代にアフリカ諸國に対して進出というか、いわゆるアメリカとの対抗上の経済援助、軍事援助による進出ということ非常に盛んにやりました、その中の一つがアンゴラでありまして、アンゴラからキューバ兵の撤退に見られますように、ソ連はあえて西側と軍事的な対立ということを経てもアフリカ諸國にみずからの影響力を及ぼすという政策を続ける必要はない、むしろアフリカにおける紛争の解決というものに必要があれば西側ともアメリカとも協力しながら紛争を解決していこうという方向にきておりますので、それがアンゴラからのキューバ兵の撤退、それからナミビアの独立への合意というものがつがっているんだと思ひます。

そういう趣旨でございますと、南アにおける闘争についてもソ連が南アをあらゆる手段を使って社会主義化するなりなんなり、そういう方向を目標として西側と対立する形で南アの問題を解決しようと考えているというふうな結論するのはあれかなというふうに思ひます。

○中村哲君 私も実際そう思うんです。それは、私は国会に出てきてから何回か質問した中に、つまりアフリカにしても中近東にしても、ソビエトが軍事的にバックしているからといって、それをもつて何か社会主義の方向へ持つていこうとしているとか、それから、それは場合によつては抑止力の対象にするような仮想敵國だというふうな考えないで、やっぱりああいう発展途上國がそれぞれ民族独立、自分たちの國家を自立させるために必要ならばソ連の手もかりていこう、こういうふうに見て外交をやつていかないと、ここはソ連的なところだ、こつちはそうでないとかというふう

に、軍事的なバックをそういう小国がソ連に求めたり利用したりしているという、それだけで見ると間違っているんじゃないか。これは、私は国会へ出てきてからずっとそう思っていたわけだ。

ですから、そういう点が全体的に、何というかもっとおそろかに日本の外交当局も見えるようになってきたように思っています。それは結構だとは思いますが、同時にそれは、南アフリカ等非常にいろんな地下資源のあるところですから、ですから、正面からは我々にはわかりませんが、経済的な進出、産業界の進出は日本の場合深いと思うんですよ。そういうことを英米なんかの目から見ると、政治的にはつながっていないけれども、日本というのはエコノミックアニマルで、それで正面から政治の形をとっていないけれども経済的な進出をしている、こういう印象が南アフリカにもあるんじゃないかと思うんです。

それらがやっぱり今後の発展途上国に対する日本の、政府がどうコントロールするかという問題かどうかかわりませんけれども、何か経済的な進出の形で、極端な言葉で言えば昔の帝国主義的なもの、政治的にはやらないけれども経済的にはほとんど弱い者に対して強い者が出ていくという感じがする。それがアジアなんかでも反発を買っているんじゃないかと思うので、それでソ連の軍事力よりも日本が経済的にコントロールなしに進出していくことに対して私はちょっと憂慮するんですが、そういうことについては何かお考えがありますか、宇野外務大臣。

つまり、米ソの緩和というのは、これはもう非常に結構なことだ、それがいろんな形で実ってきている。それにはやっぱりゴルバチョフの役割が非常に大きいと思います。ノーベル賞なんというのは大したものじゃないですけども、ノーベル賞をゴルバチョフにという、そういう世紀ですね、現在は、そういう感じがするんですが、宇野さん、どう思われますか。

○国務大臣(宇野宗佑) 確かに歴代ソ連の最高幹部の方々と違っていて、ゴルバチョフ書記長はユ

ニークな、しかもダイナミックな行動をしておられることは事実でございます。今御指摘の、例えばアフリカあるいはその他の国々に対しては、この間のニューヨークのスピーチに見られるように、例えば経済問題に關しましては百年間私たちがいろいろ考えてもいんだというふうなことをおっしゃっています。そうした面では、片一方において軍事力をアメリカとフランスをとりながら削減しつつ、なおかつやはり大国でなくちゃいけない。その大国のためには、単に軍事力だけでは通らない時代になったし、経済も必要だから、その経済については非常にデリケートな面が、私は東南アジアにも、あるいは中東にも、さらにはアフリカにも南米にもあらわれつつあるのではなからうかと、こういうふうにご考えておられます。

だから、相対的に考えた場合には、米ソの対話継続ということは非常にすばらしいことだと思えますが、やはり我が国もそういう中におきまして、いろいろと対処していかなければならぬ面もたくさんあるんじゃないかと、私はこう思っております。しかし、一面においては東欧等々ではやはりソ連から離れていく国々も目立ち始めた、たがが緩み始めたということも事実でございますから、そういう意味で、現在は一つの大きな変革がなされておる、それをお互いが注目をしておる、こういうことではなからうかと私たちは考えております。

○中村哲君 きつきのウィーンに近いルーマニアとかハンガリーとかああいうところは、ハンガリーはソ連からの解放を主張したハンガリー事件があるし、それからルーマニアというのはあれは言葉は本来ロマーナというローマ人、ローマ的なものが残ったところなんですね。だから、それがルーマニアということになっていて、あのルーマニアも簡単にソ連的というか、スラブ的というかじゃないところがあるんですね。こういうところが徐々にこの世紀にはそれぞれの国という民族という文化的な自主性を持つようになってき

ているように非常に思っています。

それで、北方領土の問題を宇野外務大臣にお聞きしようとは思ってんですけども、これ自身私どもも北方領土委員会であり、長年にわたっているものですが、細かなことの方が気になりますけれども、これを一々ここで申しているところ切がなと思うんですが、北方領土の問題について特に何か明るい曙光というものを感ぜませんか。

○国務大臣(宇野宗佑) 結論から先に申し上げますと、日ソ間、北方領土問題に關しましては依然平行線のままである。ただ、これを議論するというそのプロセスにおきましては、ソビエトもいろいろの思いを抱いているであろうと思いが、一応ワーキンググループをつくとかあるいは外務大臣同士がしばしば出会うとか、さらにはこういう重要な問題ですから、双方の首脳によるところの意見交換ということも必要だ、こういうことにつきましては前進はしておると、かように考えております。

○中村哲君 関連質問でさえないと言えども、私も聞きたいんですけども、私自身本来は政治学なんですから、けれども、いろんな関係から憲法の講義を台北帝大でしなければならなくなりまして、それでいきなり天皇の講義をしなきゃならなくなりました。そんなことがあるものだから、さきの天皇が亡くなられたことについてはいろんな感慨を持つし、また学問的な問題もいろいろ突き詰めるければならないと思っているわけですが、これらの問題についてお聞きするとか、話題としたと思うんですが、それはこれまた切りがないことなんです。そして私自身の本来の専門なもので、それからどこからやたらいいかと思えますけれども、たまたま昨日、二十七日のジャパニズムに、日本の人が書いた文章なんですけれども、その中にミッテラン夫人がこの間の大喪の礼を見たときのことを発言しており、それが転載されておりました。このジャパニズムの記事そのものは別にそれほどの記事じゃありませんけれども、それはこう言っているんですね。ミッテラン

夫人ですよ。

日本のエンペラーはヨーロッパの王室とは非常に違う、そして私の理解するところでは裕仁という人は、ルーラーで統治者とか征服者とかそういうのじゃなくて、彼はジャパニズムネーション、日本国民のファミリーヘッドだということを言っているんですね。これは、それを言われただけでもどういふことを言おうとしたかということには感ずるんですけども、ヨーロッパではモナルクという君主が国民のファミリーヘッドだということな印象というものは余りないんだと思うんです。それをミッテラン夫人が指摘して、日本というのはいく家族国家だとか家長制だとか言われているああいう要素を持っているという一言にして批評したことなんだと思うんですね。このことは、日本の一般の国民あるいは殊に文教関係の文部省なんかがどういふふうな教育をしようとしているか、どういふふうな教育をしようかということはあるわけですけども、やっぱり天皇がネーションの家長的なものだということはヨーロッパ人には異常な感じがするんだと思うんです。

この間の大喪のときに、雨の中でああいう儀式がやられて、これも日本人にとってはそんなに不自然なことではありませんが、やっぱり何か昔ながらの神ながらのような感じが非常に強くなったんじゃないかと思うんです。ああいう式典をするに当たって、もっと室内のいろんな施設でやるというようにすることがヨーロッパ的には自然なもので、雨の降りしき中でみんな苦痛に耐えながらやるという、昔私どもが学生のときに宮城の前で天皇の閣兵で軍事教練をさせられた、何かああいう感じがするんですね。これがやっぱり外国の人には異常に見えるんじゃないかと思う。ですから、これからまた即位の式典とかいろいろなことがあるときに、やっぱり外国の人がそうやって参列する場合に、何か異常な感じを与えないようにされるのが国際日本としては当然なんじゃないかと思うんです。この点、宇野外務大臣

にお聞きしないで竹下さんに聞いたらいいようなことなんです、そういうことを考慮される方がよろしいんじゃないですか。

○國務大臣(宇野宗佑君) これは宮内庁を中心といたしまして外務省、関係省庁非常に熱心にやってくれました。今ミッテラン夫人のそうした印象のこともお話しいただきましたが、私たちが実はこの大要に聞かしてはいろいろ外国の報道ぶりをもその後追っております。

その中には、やはり伝統というもののとつとき、これをやはり評価しておられる面が多うございいます。二番目には、日本の独特の組織力、これに對しても高い評価が得られております。なおかつ、憲法がずっと皇官警察の職員によつて運ばれたとき等々のあの古き伝統に基づく行事に對しましては、アメリカの特派員なんかは、ただいま私たちは歴史の特等席に招待されております、こういう表現で評価しております。

多くの国は本場に評価されて、特に先生が今御指摘なさいました天皇陛下という、日本の家長である、ヨーロッパとまた趣を異にするという段に聞かして、私たちが取りまとめますならば、あのとき天皇、皇后両陛下が雨の中であろうり傘を差された、それだけで、日本の皇室は従来のイメージとは異なつて非常に民主化された皇室である、こういうふうな評価も得ておりまして、やはりそこには独特の日本の歴史と、それなればこそ今日の国民結集の繁栄があつたんじゃないかというふうな評価もございまして、一応我々いたしましては、日本は古臭い国だな、あれじゃどうにもならぬなというふうな評価は今のところ耳にしておらないというふうなことでございいます。だから、やはり歴史は尊重しなくちゃならないという、そういう外国の新聞の記事の方が目を通したところ多かつた、こういうふうな私たちといたしましては考えておるんです。

○中村哲君 どうも私は長年講義しているものだから、質問しているのか講義しているのかとなりまされども、質問をしたいのは、今、宇野外務大

臣が伝統とおっしゃつたんですが、伝統ということ、コンサバティブとトランスナショナルという概念の相違をマンハイムがはつきりと言っているのです。保守と訳されているコンサバティブというのは、古い様式や儀式をそのまま保持しようとするのではないのです。マックス・ウェーバーが言う伝統というのは、ある一つの昔の型をそのまま守ろうとするので、政治の世界でそれなりに時代とともに発展を認める価値体系としての保守の概念とは違ふのです。だから、伝統芸術とかお茶とかお花とか、ああいうものを守る、あれは伝統なんです。ところが、その伝統というのとコンサバティブというのとがごちゃごちゃになつて、このごろはどうも伝統を重んずるようなことが強過ぎていふんじゃないか。それは必要なことはあるんですよ、例えば能だとかお花だとか、そういうふうな芸能は決つた型を守るんですよ。だけれども、皇室制度を厳格に守らうというんだったら、それはやっぱり国民とはちよつと切り離さなきゃいけないですね。そういう昔の型だけは守る。伝統だということけれども、例えば天皇を火葬にしないとなつたのは幕末なんです。これは幕末の孝明天皇の前だったと思うんです。それまでは火葬にしていたんです。そうしたときに京都の奥八郎兵衛という人だったと私は思うけれども、この人は宮中の魚屋さんで、京都で天皇の葬儀をさういふ儀式にするのはいかぬということをこの人が言つたんです。それで、そのころから天皇の葬儀が神式になつた。それからもう一つ、神道の方は余り葬儀に関係しなかつたんです、伝統的に汚れということ。そうしたら平田篤胤が、神道を時代に合わせてために神道の葬儀をすべきだと。それで、明治の維新の志士で土佐藩の人ですが、京都で明治維新の志士の葬式というのが神道で行われたわけです。これが始まりなんです。

そういうことで、天皇制の伝統といつても、果たして伝統かどうかという問題はあります、伝統であるよりはやっぱりいいところは守り、そしてその時代に合わせるところは合わせないとヨーロッパの君主制とは非常に違つてしまふと思うんです。それが異常な感じを与えるんじゃないかと思うんです。

それで、もう一言ですが、テレビに天皇の容体がもう嫌なほど時間ごとにあやうく出てくる。これは個人の天皇としても非常に酷な感じがしましたですね、むごたらしい感じがした。私はさっきのことに一言関連したことを申しまして終わりたいんですが、旧憲法の講義から始めたものから、私は美濃部達吉先生の憲法学者としては最後の弟子でありまして、そして天皇機関説が全国で問題になつたときに、私は本来は南原繁先生の助手でありまして、ドイツ国家学をやっていたんですけれども、無職だというのが、台北帝大の憲法の講座があいたときに、東大の公法の関係から台北帝大の憲法の講義に派遣されたというか行きまして、そして天皇の講義からずっとやつたんです、実際は天皇機関説的なのが東大の伝統でありましたものだから、今でもそうですけれども、そのころなんか例えば新聞でも天皇のことを新聞の半分から下に書けば編集長が責任をとるか、もう笑に天皇問題というのはタブーみたいなやつになっていたんです。つまり、かしこみあたりと。何かさういふように今でも、私が国会で天皇のことをこつとやつて議論すると、何を言うのかというふうな空気があるんじゃないかと思つて、こういうことが問題だと思ふ。やっぱり自然に天皇のことを、制度のことや何かを議論するといふような空気がありませんと、国際的な波長と合わなくなると思うんです。

一言それだけ申しまして、私の話を終わります。

○矢田部理君 法案に即して数点お尋ねをいたします。

法案の一つに、マールシャル及びミクロネシア連邦それぞれに大使館を設置するという中身がありますが、それぞれの大使館の設置とか外交関係を持つといふことの意味であります、これはあれですか、独立国というふうな認定をしてこつと持つといふのが一般的な考え方でしょうか。つまり、

信託統治をされている国とか自治州とか植民地とかという、いわば独立をしていない国と外交関係を持つ、あるいは大使館を置くといふことは一般的にはないといふふうにも考えられているのですが、その点まず一般論から御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田博君) マールシャルとミクロネシアにつきましては、いわゆる自由連合という形態の国に移行したわけでございます。自由連合といふのは、先生御承知のとおり、非自治地域の完全な自治を達成する一形態として国連の総会決議によつて認められたものであつて、民主的な方法で自由かつ自主的に選択される独立国の政治的連合を言うといふことで、このミクロネシアとマールシャルはそれぞれその独立の意思に基づきまして自由連合を形成したわけでございます。

さて、それが国家として認められるかどうかといふのは、それはまた、その自由連合がどういふ形態、どういふふうな経緯あるいは意思を通じてそういう事態になつたかといふことを見きわめまして、そして判断するわけでございます。ほかに自由連合といふのが実は世界にはございまして、少なくともこのマールシャル、ミクロネシアにつきましては、我が方において詳細に検討いたしました結果、いろいろな意味で全く独立国として承認して構わないという結論に達しましたので、具体的には昨年の十二月十六日に国家として承認をいたし、ついでに外交関係を設定するといふことを決めたわけでございます。

○矢田部理君 経過はわかるんですが、独立国だから持つわけでしょう。独立国でなければ外交関係とか大使を置くとかといふことには一般的にはならないと、一般論はそういうことですね。それはそれでよろしいでしょうか。

○政府委員(福田博君) 一般論をいたしましては、具体的な例をちよつと申し上げた方がわかりやすいと思ひますが、ほかに自由連合として現在ありますもので、例えばクック諸島というものがございいます。これはニュージーランドと自由連合を結

区その他いろいろな問題があつて行使するといふようなことになれば、地位そのものが極めて不安定な問題を含んでいることにはなりません。○政府委員(遠藤賢君) これは通告がありまして、したがうまいで我が国としても安保理が直ちに黙認したというふうな考へてゐるわけではございませんで、それに必要な十分合理的な期間を置いた後に、安保理の黙認があつたというふうな考へてゐるわけではございません。

○矢田部理君 太平洋地域は、ここ数年急速に日本が、外務大臣が出向いていたり経済協力をするなどして、そこ入れをしてゐるわけですね。その背景には、独立の機運の高まり、あるいは米戦略への批判につながる反核運動、ソ連の船舶寄港の受け入れなど、アメリカにとつて必ずしも好ましくない情勢がずつと出てきてゐるわけですね。その意味で、日本政府の太平洋諸島に対する政策は、アメリカの要請に基づきこれに日本が協力するといふ、戦略援助の発想がずつと底流にあるように思われてならないんです。

そこで、外務省に伺いますが、太平洋諸島における反核、非同盟中立の動きについてはどんな評価、受けとめ方をしているのでしょうか。

○政府委員(都甲岳洋君) お答え申し上げます。南太平洋地域におきましては御承知のようにラロトンガ条約というのがございます、この中で、域内の諸国十カ国が今批准しておりますけれども、豪州、ニュージーランドその他南太平洋の島々の間で非核地帯を設ける条約を締結している次第でございます。

で、私どもといたしましては、このような非核地帯につきましては、一定の条件を満たす場合に地域のイニシアチブによつてつくられてゐるものに対しては、それなりにこれが核の問題に対する一つの姿勢のあらわれとして、これを関心を持つて見守つてゐるというのが現状でございます。それで、国連の場におきましては、一般的に見地からこれに賛意を表してゐるというのが従来経

緯でございます。

○矢田部理君 やはり私は、この地域における反核、非同盟の動き、これは大事にしていくべきであり、アメリカの一定の政策を別の面で見れば打撃をいくような態度はとるべきでないといふふうな考へてゐる立場もあるわけですが、したがつて軍事、安全保障面を全面的にアメリカにゆだねるというあり方についても意見があるし、独立国としては非常に問題が残るというふうな思ふわけでありまして。同時に、大使館をワシントンに置く、ワシントンが兼轄をする、これは一体どういふことなんですか。

○政府委員(有馬龍夫君) 今私どもの考へておりますことは、この自由連合盟約の一方の当事国でございませう米國にありませう大使館をもつて兼轄せしめるのが一番好ましいといふふうな判断したわけでございます。それから、先ほどその自由連合盟約の概要といふことを言われました。繰り返しになりますけれども、ここでは「米國は、兩國に對し財政・経済援助等を行う。」また「安全保障と防衛を除く外交を含むその他総ての権限はミクロネシア連邦及びマーシャル諸島に与えられる。」とございまして、安保と防衛を除くといふことについては、これまた先ほどお話しいたしましたけれども、それぞれの國の憲法手続にのつた住民の自由な意思の表明によつて決められてゐる自主的な選択であるといふことであります。

それから、これらの國はまだ若うございませう。一九八六年でございませうが、一カ年間にわたつて、これも繰り返してございませうが、私どもはこの兩國を見守つておりまして、兩國が常時私どもに對して外交關係を設立してはいいといふことを要請してきておつて、それにこたえたといふことであり、先ほど列挙いたしました國々は当該地域における主要國すべてを含んでゐるといふことを御理解いただきたと存じます。

○矢田部理君 私もこれらの國々が本格的に独立を達成して國際的にも外交關係を持つ、日本もこれを承認し一定の役割を果たすといふこと、それ

自体を否定するつもりはありませんし、いい傾向だと思ふんですが、どうもやっぱりアメリカの影響が依然として大きく差している。そういう中であつて、アメリカの外交政策の一翼を担うような色合いのものは決して好ましいことではない。特に大使館を置くといふことであるとすれば、地理的に近い——どこが近いかわかりませんが、オーストラリアとか、場合によつては日本自身において兼轄をするといふやり方もあるのかと思つてみたりもするんですが、アメリカのワシントンに置くといふのはいかがなものかと実は思つてゐるわけでありまして。もう一度、その点についてはもう少し工夫があつてしかるべきではないかといふように思ふんですが、いかがでしょうか。これは宇野外務大臣に伺ひませうか。

○國務大臣(宇野榮佑君) ずつと各政府委員が今までの経緯を申し述べました。それに従ひまして私どもとしては承認したわけでございますし、アメリカとのいわゆる戦略的な考へた方の中の一こまではないかといふお話しも時折耳にするわけでございますが、決してさうなことでなくして、やはり我が國ともこの地方の住民の方々は非常にゆかりの深い方々であつた、同時にまた、産業の主たるものは漁業であり、その漁業に対する我が國の需要といふものも極めて高いものである。そうしたことから、我々といひましては非常に独立を祝賀して承認をした。いろいろ近く大使館があるがどうだったんだといふこともございませうが、やはりついでこの間までアメリカの委任統治であつたといふこともございませうから、そうした観点からも、今後のいろいろな経緯に關しまして熟知してゐるものがよろうといふ配慮から兼轄したといふふうな意味もございませう。

○矢田部理君 これはアメリカのワシントンにおける大使館が兼轄をするといふことになつておりますが、将来実館を置くといふ予定なり構想はありますんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) できましたら実館を置きたいと思つております。日本の外交の幅が広がるにつれて、この地域のみならず例えばアフリカ等におきましてでもできるだけ実館を置いておきたいと思つております。このミクロネシア、マーシャルについても例外ではございません。

ただ、当面の問題といたしまして、矢田部先生十分御存じのとおり、実館を一つ置くといふのは毎年予算折衝におきまして大変なことではございます。したがうまいで、その制約の上で平成元年度につきましては、まさにこの法案で御審議をお願いしてゐますように、ウィーンに代表部を置くといふことが精いっぱいでございます。が、この地域については、先ほど来からいろいろお話が出ておりますように、日系人も多いことではございませうし、マグロ、カツオ等の非常に大事な漁場であるといふようなことで、日本と歴史的、経済的にも深いわけでございますので、人口は少のうございませうけれども、できることなら将来実館を置きたいというのが我々の希望でございます。

○矢田部理君 一般的な外交案件について二、三伺ひたいと思ひます。先ほど出ました北方領土問題、先般ソビエトとの実務者レベルで議論があつたやうであります。が、伝えられるところによりますと、ソビエト側から尖閣列島方式といひますか、日中国交回復に当たつて領土問題の扱いが議論になつた。尖閣列島をああい形形で棚上げといひますか、本格的な解決を見ないまま日中国交回復をやつたわけでありませうが、これと同じような方式がソビエト側から話題に供されたといふような報道だつたかと思ひますが、そんな経過はあつたのでしょうか。

○政府委員(都甲岳洋君) 今回の平和条約交渉におきまして、作業グループの中におきましていろいろと議論をいたした中で、ソ連側がこの問題について触れてきた経緯はございませう。そういうことで、日本はほかの國との關係では柔軟に對処してゐるのではないかと例としてこの問題を挙げましたけれども、我が方としては、尖閣列島及び竹島につきまして、それぞれソ連側が言つてお

りますような棚上げという事実はないという事で明確に否定いたしました。

我々としては、尖閣列島につきましても竹島につきましても領有権と帰属の問題を棚上げにしたような事実はないということ、それからそもそも尖閣列島は我が国固有の領土で、現に我が国の施政下に置かれているものであり、尖閣諸島をめぐって解決すべき問題自体存在しないということ、棚上げ云々の問題が生ずる余地はないということ、これを明確にいたしましたし、竹島についても我が国の固有の領土として韓国の不法占拠に対して繰り返し抗議申し入れを続けており、また、定期的に海上保安庁の巡視船を竹島周辺水域に派遣して我が方の領有権の主張を裏づけているところであって、棚上げ云々の指摘は全く当たらないということをする述べてまして、ソ連側の見解が誤っているということも明確に伝えた次第でございます。

○矢田部理君 棚上げ論が正しいか誤っているかという議論ではなくて、ああいう方式で領土問題を少しくわきに置いてというか、別建てにして日ソ国交回復をやるうじやないか、いかがかという、国交回復じゃない、平和条約の締結ですかね、そういう議論の提案はあったのですか。

○政府委員(都甲岳洋君) お答え申し上げます。そういう明確な議論の経緯はございませんで、ただ議論をしているときに、そういう日本が柔軟な態度を示した例もあるではないかということに触れただけでございます。それを具体的に提案として申し出たということではございません。

○矢田部理君 それから、朝鮮政策についてであります。特に共和国とのかかわりについて、後刻竹下総理が前向きな見解を出すというようなお話も新聞筋で伝えられているのでありますが、外務大臣、外務省としてこれについての何か考え方はございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 北朝鮮問題に関しましては、常に我々といえども敵視政策はとっておらない。ただ、昨年の大韓航空機の後には措

置ということを行いました。それが、それも解除した。そのほか社会党が招待された労働党の幹部入国に際しましては決して敵視政策をとっておらない。

だから、ひとつ早期に政府間の接触を私たちは持ちたいと、このことを総理も私も本年度の予算審議の劈頭に当たる本会議の施政方針演説で申し述べた次第でございます。特に、今回は田辺前書記長を長とする訪朝団が行かれますし、やはり第十八富士丸の二人の船員の問題もございまして、これは人道に上はっておくわけにいきません。

まあいろんなことがございまして、時たままたソウルオリンピックを終了いたしました。そうした経緯の中で、昨年七・七声明が盧泰愚大統領から出され、朝鮮半島における南北の将来の統合というものを目指して既に国会議員会談も始まっております。あらゆる情勢から私たちが判断いたしました場合に、やはり北朝鮮に対しては、も何らかの私たちの意思表示というものが必要ならば当然それはしなければならぬ。その方がかえって朝鮮半島の安定のためにいいんじゃないか。こういうような考えは現在私たちが持つておる次第でございます。

○矢田部理君 竹下総理が近々何か考え方を示されるのでありますから、ここの議論はその程度にとどめますが、もう一つ、ビルマの問題を私の方から伺っておきたいと思うんですが、これはついせんだってビルマ政府を承認したわけですが、この軍事政権を承認した理由はどういう経過だったんでしようか。

○政府委員(長谷川和年君) 昨年九月でございますが、ビルマ国軍が実権掌握を行いまして約六カ月たっておりますが、この間ビルマ情勢は落ちつきを取り戻しております。私たちが見まして国内の治安とか法秩序も相当程度回復している、こういったような認識でございます。この間現在の政権は既に実効的な支配を確立している、国際法遵守の意思と能力を有すると思われましますことから、客観的に政府承認を行うための国際法上の要件、たいたいま申しました実効的支配及び国際法遵

守の意思、能力、これは既に満たされている、このような判断で行ったわけでございます。

○矢田部理君 他に承認した国々を列挙してみてください。

○政府委員(長谷川和年君) いろんな国家の中には承認制度を持っていない国もございまして、例えば米国、英国、西独、フランス、豪州等でございますが、これは政府承認制度を持っておりません。こういった国は既に現在の政権との公式な接触を維持しております。中国、韓国、マレーシア等こういった国は新たに新任大使の接受、そういった格好で現在の政権を承認しております。

○矢田部理君 どうもいま一つはつきりしないんですが、そういう国家としての承認と政権としての承認と厳密に言えば二つあるのかもしれないんですが、米国はそういう承認制度自体を持っていないと言いますか。

○政府委員(福田博君) 米国はそういう制度を持っておりません。

○矢田部理君 そうしますと、先ほど出たミクロネシアとか何かは安全保障理事会常任理事国で承認したのはアメリカだけだという話は、それはどういうふうにつながりますか。

○政府委員(福田博君) 先ほどのお尋ねは外交関係を維持している国はどうかというお尋ねで、十カ国あるとお答えしたわけでございます。

国際法的に言えば、まず国が存在いたしますと、承認制度があれば国家承認というものがあつて、それからそこに合法的なきちつとした政府があれば政府承認という問題を生ずる、その問題がある。そういうことで論理的に、承認が行われますと次に外交関係を設定するかどうかという問題があります。かつまた、特殊な例でございますが、南アフリカのように政策的な見地から外交関係は国あるいは政府があるけれども持たない。それで領事関係を持つてゐる。つまり、国際法上問題になるものは、国家の承認、政府の承認、それから外交関係を設定するかどうか、領事関係を設定するかどうか、大体その四つがあらうかと思ひます。

○矢田部理君 ということでランクがあることは承知しているわけですが、南アのように承認はしているが外交関係をどうするかという議論が盛んなところもあるわけですからね。

そこで、ビルマの政府と正式に外交関係を持つてゐる、あるいは軍事政権と持つようになった国というのはどことどこですか。

○政府委員(長谷川和年君) 既に先ほど申しました米国とか英国、西独、フランス、豪州、あるいは中国、韓国、マレーシア、タイ、シンガポール、ソ連、こういった国々、すべて私はここでちよつと資料持つておりませんが、こういった国々は現在のビルマの政権と公式の接触を保っております。

○矢田部理君 ちよつとわかりにくいのは、公式の接触を保っているというのは、つまり承認とか正式の外交関係を持つということと同じ意味なんですか、それとも違うんですか。

○政府委員(長谷川和年君) 米国、英国、西独、フランス、豪州等は政府の承認制度を持つておりません。で、ほかの国は、ただいま申しましたように、韓国とかマレーシアとか中国は新しい大使を接受する、そういう格好で現政権を承認しております。外交関係を維持しているということでございます。

○矢田部理君 どうもよくわからないな。ビルマの現状について伺いますが、戒厳令はどうなっておりますか。

○政府委員(長谷川和年君) 昨年七月以来戒厳令が布告——戒厳令といいますが夜間外出禁止令でございますが、これが布告されて、戒厳令自体は現在では実施は行われてない。ただ、今残っているのは夜間外出禁止令でございます。これは現時点では午後十時から午前四時、昨年の事態では日没後夜明けまでということであつたんですが、だんだん事態が平穏化するにつれてこの時間が縮まりまして、現状では午後十時から午前四時、こういうことでございます。

○政府委員(長谷川和年君) 一般的には昨年来ビ
ルマは国の民主化あるいは経済の開放化に進みつ
つありまして、そういった中で複数政党制を認め
また、登録されている複数政党は今百三十一と承
知しておりますが、こういった政党に対しても言
論の自由というのが認められていて承認してお
ります。

○矢田部理君 デモとか集会は禁止されているん
じやありませんか。

○政府委員(長谷川和年君) 失礼しました。ちょ
と聞こえなかったんですが。

○矢田部理君 デモとか集会は厳重に取り締ま
れたり禁止をされているんじゃないですか。

○政府委員(長谷川和年君) 私たちが承知してい
る限りにおいては、いろいろデモとかあるいは
政治意見の表明とか、こういった機会は政府に
届けば許可され、現にいわゆる反政府と言われ
ているアウン・サン・スーチー女史たちもビルマ
の国内、ラングーンあるいは地方において種々の
政治的な集会を持ちまして、自分たちの政見を
表しているというふうに承知しております。

○矢田部理君 一部そういうことをやっている部
分もあるけれども、全体的な制約はかなり厳しい
んじゃないやしませんか。

○政府委員(長谷川和年君) 学校はまだ再開さ
れていないようでございます。

○矢田部理君 という状況もあって、民主主義と
はかなりほど遠い状態にまだ置かれているわ
けですね。現に、この総選挙の話があったん
で、これによって民主化の大きな指標の一つに
なるわけですが、見通しは立っていないでし
ょう。

○政府委員(長谷川和年君) ビルマの総選挙で
ございますが、ことしの二月十六日にビルマ政府は
選挙法案を発表いたしました。これから選挙法の
改定作業を行う、選挙施行細則を検討し公表す
る、選挙人名簿の取りまとめ等いろいろ作業を行
いまして、選挙区は従来どおり全国四百八十九、こ
ういうことでこの選挙法案の発表がありまして、

来年の初め、来年の三月ごろには選挙ができる
そのように思っております。

○矢田部理君 確かな見通しが立つんですか、来
春には選挙が行われるという。

○政府委員(長谷川和年君) 他国のことでござ
いますので、私たちが当事者でないもので、その点
はこの場において日本政府としてビルマの内政の
いろいろこういった施策について確たることを申し
上げることは困難かと思いますが、ビルマ政府が
このように約束をして施策をとりつつあります
ので、それを信ずる次第でございます。

○矢田部理君 私の聞いている話では、むしろ総
選挙の見通し、選挙の見通しも立たないという
のが現実だと言われておりますが、とりわけさ
まな人権侵害などがあって、アムネスティー・
インターナショナルが人権侵害の調査に入ろうと
した、これも拒否されているという状況もある
ようなんですが、いかがですか。

○政府委員(長谷川和年君) ただいま委員御指
摘の件につきましては、詳しく私勉強しておりま
せんので、改めてきちんと勉強いたしましてお答
え申し上げたいと思います。

○矢田部理君 宇野外務大臣に伺いますが、先般
イギリスのハウ外相が見えられて外務大臣と会
談をされた際に、国連の人権委員会にイギリス
その他諸国がビルマに対する人権改善要求決議
を出したいという話をされたそうですが、その際
宇野さんは、大変協力要請を受けたにもかかわ
らず、消極的な態度をおとりになったと。現時
点でその種決議を行うことが効果的かどうか慎重に
検討をする必要があると言った協力の姿勢を示
されなかったという報道があるんですが、いか
がでございますか。

○政府委員(長谷川和年君) これは恐らく国連
の人権委員会との関連でこのような発言があ
ったと思っております。まことに申しわけない
んですが、私、人権委員会の関係を主管して
おりませんので、きちんと調べて委員に御報告
申し上げます。

○矢田部理君 宇野外務大臣としては御見解、そ
ういう経験ございせんか。

○國務大臣(宇野宗佑君) ハウさんとビルマ問題
は英国でいろいろ話しました。そのときに、本
来ならば元宗主国でございまして非常に関心
が深いのは当然ですが、最近少しく情報
が疎かになって、なにか、中絶外交そのもの
におきましては、それよりもむしろ「悪魔の
詩」に対する日本の態度、同調してほしいと。
同調とは、つまり大使を召還せよというこ
とでございまして、その召還以外ならば
あなたと意見一致するよということは申し
上げたと思っております。今の人権はちよ
つと私として、今ここでどういふふうな
やりとりがあったか私自身の問題ですが、
そのような感じを持っておりません、実
のところは、だから、国連における人権
保護の話であって、私直接に伺ったのは
そういうことではなかったか、こういう
ふうな今思っております。

もう一つ付言しますと、この間の日本の承認に
関しまして、確かに幾つかの国が関心を持
っております。特に新しい何か援助をした
のか、あるいは協力したのかというふうな
サウンドもなきにしろ、まあ、さうござ
いまして、我々としては今までも凍結して
おいたものを解除したにすぎないので、
新しい協力援助等々は人道に関する問題
がもしあらばそれは、それ以上のことは
考えておらないというところで、さうし
た国々との話の中の問題もやはりある程
度の理解を得ております。先ほどアジ
ア局長も答えましたが、過般来アジア
大洋州の大使会議がありまして、ここ
に大層委員がいっぱいいらっしゃいます
が、御主人もお帰りで、十分私
話を聞きました。

このたびの日本の承認は非常にタイム
ミグがよかったというのを言われてお
ることに、それに比べてむしろ日本から
、極力民主主義的手段における総選挙
を実施しない、こういうふうな立場を
ビルマの政権に申し伝えるというよ
きチャンスを得ておる、こういうふう
に聞いております。

したがって他国とのこの問題について
のいろいろな行き違い等は現在は何に
もございせんし、むしろ我が国として
はアジアの問題でございまして、ひと
つ積極的のビルマが現政権の公約ど
おり、総選挙を来年の春といわすも
と早くしたらどうですかというぐ
らい言っていますと、さうい
うことでございまして、私は日本の
外交として一つの見識を持った承認
であり、その後の外交が推進できる
んじゃないか、かように思っております。

○矢田部理君 私は宇野外務大臣の認識とは少
しく見解を異にするんですが、この軍事
政権に対する承認、外交関係の確立
というのはやはり慎重にすべきだ。と
りわけこの民主化とか人権とかとい
うことにもう少し関心を払って対
処をすべきだとは考えておるわけ
です。その点で日本の対応がイ
ギリスやヨーロッパ諸国に対する
対応に比して非常に鈍い、悪い、
消極的であるというのが第一点
であるのと、少なくとも選挙の
話は以前からあったわけですが、
これがずっと先送りになってい
るわけですね。選挙の見通しが
明らかになるなど、やはり民主
化のあかしが相当程度こちら
としてわかってきた状況にな
つてからでも遅くないのであり
まして、その点で少しくビルマ
との外交関係の回復とかソウ
・マウン政権の承認は時期尚
早であるというふうには実は
私は見ておるわけ

問題は、なぜそうなったかとい
うことであります。少しく経済協
力の再開を急ぐ余りそうなた
たのではないかと一部に伝えら
れておるわけですね。特に、こ
の経済協力の再開につきましては、
民主勢力といえますが民主化を
求める力、いろいろ少しく最近
は分散されたりしております
から、以前のような力はなくな
つたとも言われておりますが、
それにしてもこの承認、外交
関係の樹立、そして経済協力の
再開というふうに進んでいく
わけですが、背景にこの経済
協力の再開ということがポイント
にあつたというふうにも伝え
られておるわけですね。民主
化を唱えてきている人たちは
それがまさに日本企業の利益
優先だと、さらにはソ

ウ・マウン軍事政権に對するてこ入れだということとかなり反響を買っている状況があるんですが、そういうことは外務省はつかんでおりません。

○政府委員(長谷川和年君) 経済協力の問題につきましては同僚の経済局長からお答えするかと存じますが、今委員がおっしゃいましたなぜそうなったのかということですが、先ほど私がお答え申し上げましたが、現在の政権が国内を实际的に支配している、それから国際法を遵守する意思と能力があるということが十分に看取されましたので、日本はこういった法的な客観的な規範あるいは基準に従って承認したということでございます。これは必ずしも現在の政権の政策をそのまま承認するということにはつながらないわけでございます。

ただ、見ておきますと、昨年来ビルマの現在の政権がビルマの国内の民主化とあるいは経済の開放化のために、遅々とはいまいますけれども、着々と措置をとりつつあり、全体としては現在の政権も国内の民主化に向けて努力をしつつあると。先ほど外務大臣がお答えになりましたが、こういった黙示の承認をした後で、日本としてもより高いレベルで先方政府に国内の民主化、経済の開放を訴えていく。承認をしていない段階では、現地におります大使も先方の政府と接触をできない、私も東京におります大使と接触もできないというところでございます。

いろんな友好国、申しました英国、米国等々、これはもう既にこし一月四日のビルマの国祭日に英国は女王、オーストラリア、カナダ等は総督からメッセージを送る等、こういった格好で現地における大使も現政権側という接点を持っているというのを付言させていただきたいと存じます。

○政府委員(松浦晃一郎君) ビルマに對します基本的な援助方針に關しましては宇野大臣が既に御説明されましたが、私どもはビルマに對します援助の再開ということではとらえておりません。

ビルマに對しまして既存の案件がこのところたまっておりましてのが徐々に再開されていくということとございまして、あくまでも限定的かつ慎重に既存の案件が今後動いていくということとございまして、新規の案件に關しましては、先ほど宇野大臣からお話ございましたように、私ども、当面は人道的な性格のものとか緊急援助的なものを除きまして、考えることにはしておりません。

○矢田部理君 ここに日本ビルマ協会、大鷹さんが会長をやっておられるんですが、大鷹さん以外は全部財界の方々が、三井、三菱、住友等全部並んでいるんですね。それが早く経済協力を再開すべきという要望書を外務省あてに出したんです。これあたりが引き金になって再開に踏み切った、その前提として外交関係の復活とか政権の承認とかということがなされたという取りざたもされてい

るんです。日本企業が中心になってそういうことが動いたとすれば、ますますビルマの人たちに本来の経済協力の意味合いと違った意味で状況を受けとられるようになるのでありまして、時期的にも合うものだから、そんなことで民主化を叫んでいる人たちが大變この問題について関心を持っておられるわけですね。現に、再開そのものが軍事政権に對するてこ入れだという受けとめ方もあって、中止をしてほしいという要望も各所に実は出されておるわけですね。そういう状況も少し見定めませんと、慎重にやるということとはわからないわけではありませんが、私は人道的な援助といえますか、医薬品だとか食糧だとかという緊急な物資などを援助することについて反対するものではありません。

が、この種大型の企業が中心になってやっている援助については、やっぱり情勢をもう少し見守ることの方がいいのではないかとということを申し上げたいわけですね。

それから、少なくとも新規のものは、来年以降の問題になるわけですが、十分慎重にやってほしい、やるべきでないと思う。特に民主化の状況ですね、選挙とか戒厳令の問題とかいうことを十分に見定めて対処をしてほしいということを要望しておきたいと思いますが、それについて答えをいただいて私の質問を終わります。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のビルマに對します援助は、先ほど御説明いたしましたように既に約束してございまして、それが治安状況等の条件でたまっていったものが徐々に再開されていくというものでございまして、ビルマに對する援助は、私も基本的に軍事政権に對するてこ入れというようなことではもちろんなくて、ビルマの一般大衆の生活水準の向上に役立つようなもの、ビルマ全体の経済社会開発に役立つようなものを従来から重点的に実施してきておりまして、今回、既に約束してたまっていましたものもまさにそういうものが中心でございまして、決してビルマ軍事政権のてこ入れとかそういう観点からそれらが実施されるというのではないことを念のため申し上げたいと思ひます。

それから、新規案件に關しましては、先ほど申し上げましたように人道的なもの、それから緊急援助的なものを除きましては当面実施する予定はございません。

○矢田部理君 大鷹さんから先ほど経済援助のあり方、あり方についてかなり鋭い御指摘もありました。基調は私も実は賛成なのでありまして、特に戦略援助型のあるいは軍事政権をてこ入れするようなものについてはとりわけ十分慎重にしなければならぬし、もっと国会の関与を強めなければならぬ。ODA基本法をつくらなければならぬというようなことなどは私もかねてから申し上げてきており、参議院でもいろいろ議論を詰めているところでありまして、日本の経済援助のあり方、あり方は非常に民衆のレベルでとらえた場合に、皆さん方が考えているのと違ってくるんですよ。ここを大事にしていきたいと、政

権がかわるたびごとに問題が振り出しに戻ってしまう。かつてアメリカが失敗したような轍を踏まないとは限らぬわけでありまして、その点は私はビルマ援助についても慎重にしていきたい。とりわけ新規についてはやるべきでない。十分にやっばり現政権の行方を見守り、かつ、それから各国の状況がまだビルマについては一定の距離を置いているのが私の認識なんです。

外交関係を持つてきていってとか動きが出てきていってとかということではありますが、軍事政権ができて数カ月しかたつていないわけですから、その点はくれぐれも外務省としても慎重な対応を要望して私の質問を終わります。

○委員長(堀江正夫君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分に再開することとし、休憩をいたします。

午後一時十八分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(堀江正夫君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○黒柳明君 大臣、まず法律の前に、在韓の梁井大使がマスコミとインタビューしていろんなことを言っているんですけども、確認したいと思うのです。

大喪のときにもいろいろマスコミが確認しておりますが、また大使も言っておりますけれども、向こうの大統領が五月二十四日にいらつしやると二回来る、全斗煥さんと盧泰愚さんと二回来る、当然この次は天皇陛下が訪韓の番である、こんなことが、これは当然そうなると思ふんですけども、五月二十四日に大統領が参りますと当然向こうから要請されると思うのですが、そこらあ

たり今のところはどういうふうにお考えになつていますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) この間、梁井大使からも記者会見の後にいろんな報告がありましたときに、今委員が申されましたように、あるいは報道されたかもしれないが、実はそういう意味で言ったのではなくして、今も御指摘のとおり全大統領がお越しになった、また統一して盧泰愚大統領がお越しになる、今度は日本の番じゃないのかい、と、こういうような御質問があったので、一般的に考えればそういうことでございましょう。しかし、まだ先方さんよりはり陛下を迎えるということになればいろいろと準備もございましょう、そういう段階でも何でもないときにあいつふうになったというふうなことを大使から私に申しておられましたから、私も現状はそういうに認識しております。

○黒柳明君 アメリカもあるいは大衆のとき情報先行して出ていましたですね。常識的な線だと思ふのですけれども、外務大臣としては裏が明けるのはまだ一年先のことでありますのでその後だということがある、今から五月に大統領が来たところでフィックスすることは無いと思ふのですけれども、まず韓国あたりは天皇の訪問としては優先順位としてはイの一番に考えなきゃならないとお考えはもうお持ちなんですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私といたしましては、やはり今おっしゃったような考え方は持つております。

○黒柳明君 それから、これも大使が言われているんですけど、第三世代の法的地位の問題、これは九一年をめどに検討と、こうなっています、五月の大統領の訪日でこれが早くなるんじゃないかと。これはどっちも第一、第二の国籍はもうはつきりしているんですから、第三世代の国籍もこれはもう当然常識的な線でいかなるを得ない。それならば何もう九一年に検討を始める必要はない、要請があれば、あるいは話題になればもっと早くすればいいんじゃないかというふうな

考えもありませうけれども、現時点においてはどのような考えをお持ちですか。

○政府委員(長谷川和年君) いわゆる三世の問題でございまして、この問題につきましては、昨年十二月に東京で先方と我が方とでこの問題について大要の協議を行なひまして、目下この問題についてはこれからだんだんと韓国側と我々で話をし、双方とも合意のいく格好でやがては解決するようにと念じております。

ただ、相当重要な問題でございまして、むしろ私が思うところは、これは最重要懸案の一つじゃないかということとございまして、案外時間はかかるのではないかと思っている次第でござい

○黒柳明君 時間がかかる可能性はこれは否定しませんが、大統領訪日に伴って当然最大重要懸案事項であれば、また話が復活して緊急を要する問題として出てくるのじゃないかと。向こうの姿勢がそういうことであるならば、時間もなるだけ短縮して早期にという考えはお持ちなんですか。あるいは時間をかけてもしょうがないんだというふうな考えなんですか。

○政府委員(長谷川和年君) ただいま申しましたように、日韓間の最重要懸案の一つであるという認識で、また同時に、在日韓国人子弟の方々が日本国の社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにすることが政府として重要である、こういった認識で目下努力をしているところでござい

○黒柳明君 それからビザの問題ですけれども、先進国ですか、アメリカでもオーストラリアでもヨーロッパでも数々がなくなっていますね。ノービザのところも当然ありますが、韓国はまだ単発ですけれども、この問題はどうか。もうそろそろ数々のビザに切りかえるというふうな方向にはいかなんですか。

○政府委員(長谷川和年君) この数々のビザの問題につきましては、いろいろおのおのの国につきまして特有な問題がありまして、そういった問題を踏まえて、我々としては可能な範囲内で前進をしたいと考えているところでございまして、現時点では御指摘のような格好では数々の査証を出すことはできないような状況にありますけれども、前を向いて諸般の情勢を検討しながら進みたいというところでござい

○黒柳明君 どういう条件が伴うと数々になるんですか、諸般の状況というのは、例えば。

○政府委員(長谷川和年君) 私、実は領事移住事務を所管してないものですから、果たして私がお答えするのが適当かどうかわかりませんけれども、ちよつと技術的な問題もございまして、この問題についてはちよつと御答弁できませんけれども……

○黒柳明君 きつきたけれども、いらっしゃらないから結構ですよ、呼ばなくていいです。先ほど総理の北朝鮮に対する何かコメントをと、新聞に出ていたし、何か三十日の衆議院の予算であれするんじゃないかと。そうすると、総理が発表することですから、かといつてもやっぱり外務大臣が主管の大臣ですから、一月二十日に出された朝鮮半島の政策について、あの内容を踏襲するものと、こう思っているわけですか。

これはアジア局長かな。

○政府委員(長谷川和年君) この問題につきましては現在政府部内で検討中でございますので、恐縮でございますが、現時点でお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

○黒柳明君 要するに、外務省じゃなくて官邸の方が主導権を持っている、こういうことですか。

○政府委員(長谷川和年君) 私ただいま申しましたとおり、政府部内で検討しております、政府と申します場合には、外交は外務省がやっております、外務省も総理官邸も一体でござい

府の部内で検討中ということとござい

○黒柳明君 外務大臣、そんなところなの。外務大臣だったらもうちよつと前向きの発言ができるんじゃないですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 大体やはり野党の政党を代表されるお方の質問、それに答えるのが一番適切じゃないだろうか、そういうことで準備を進めております。今おっしゃったように、それだと暫定予算審議の予算委員会という場所が一番適当じゃないかと、かように思っています。

○黒柳明君 話は変わりますけれども、FSXの問題ですけれども、大臣、二十日ですか、ペーカーさんに呼ばれて松永さんが条件をつけられたとか、二十三日に西廣さんが行って、本当ならあした帰ってくる。ですから、きょうじゅうに決着するのではないかと、まだ決着してないですか、するのではないかと、こう思いますけれども、何かこの過程を横目で見ていますと、外交交渉というのはいろいろ紆余曲折があるが、ある意味では当たり前だと、こう思いながらも、昨年十一月に交換公文もあるいは覚書も交換しながら、つくりながら、何かその間、しかもそれが何年かもう検討しての決着ですね。それが商務省の横やりが入ったとか、議会がクレームをつけたとか、ソフトの民間移転がどうだとか、シェアがどうだとかというところ、またぞろこちらが振り回されている、こんなような感じが強いのです。

大臣は、あくまでも早期決着だ。一つはやっぱり自主開発なんという線もあつたわけですから、それがいいか悪いかは別にしまして、早期決着、きょう、あした決着ということになるんだと思ふんですけれども、どうもその過程が何か振り回されてきたんじゃないかと。もつと向こうもすつきりやらなきゃ困る、やつてもらいたかった。政権がかわりましたから、ある程度やむを得ないにしまして、どうも向こうのわがままが多過ぎたんじゃないか。すつきりしない感じが残っているんですけれども、決着したにしまして、どうも何か国会におきまして、その過程やなん

か問題があるぞという追及の種があつちこつちに
残されたんじゃないか。こういうような感じがす
るんですが、早期決着というのを望みながら、
今のアメリカの日本に対する姿勢というものがど
うもすっきりしない、こう私は思うんですが、
大臣、どうですかね。

○國務大臣(宇野宗佑君) この問題に関しまして
は、たまたま市外外交のときにも私からもう既に、
今黒柳委員がおっしゃったとおり昨年もうすべ
てがきつと終つて書面まで終つておるといふ
問題ですから、私はアメリカ政府が議院に早く通
告されることを期待しますよ、こういうふうな態
勢のまま外務省としては今日来ております。した
が、いまして、いろいろその間にアメリカ国内で問
題があつたと思ひますが、それに対する大統領の
考え方をひとつ松永大使にお伝えしたいというの
が松永・ペーカー会議で、それをこちらへ伝えて
きましたから、じゃ日本の考え方もお伝えしま
しようということでも西廣君が行つたわけござい
ます。

我々といつたにしても、一たん政府間で承知を
したものが途中でたがたというふうなことはこ
れはめつたにないケースでございますから、決し
てこちらからいろいろと申すわけじゃありません
が、我々が考える場合には、アメリカの政府も発
足間もなしで、肝心なめスタッフがそろつて
おらなかつた、そこら辺が非常に前政権との申し
送り日本のようにきつとできるのかでできない
のか、そういうこともあつたのかなと思ひながら、
努力は政府がしておられますから、その努力の結
果を期待したいというのが現状でございます。

○黒柳明君 防衛庁はきょうじゅうの決着の見通
しは、二十九日お帰りになるわけですね、今の
ところはどうかですか。大体間違いないんです
か。

○説明員(長藤史郎君) 交渉の経過につきまして
は、まことに恐縮でございますが、途中段階です
ので差し控えていただければと思ひます。
ただ、防衛庁といつたしましては、この共同開発

は日米共同開発の試金石でございますので、ぜひ
ともこれを成功させたいということで米政府と
率直に對話をいたしまして、説明すべきは説明し
て、それで本開発が円滑にいきますよう早急に対
処したいと、そういうふうな考えております。

○黒柳明君 いや、二十五日の帰国が時間がまた
延びて二十九日と、そうすると、あと物理的に一
日しかないわけですから、だからこれから向こう
は夜が明けて、それで一日の決着ということでき
のうの夕方現在にはそういう方向にいついたの
かどうか、こういうことです。

○説明員(長藤史郎君) 交渉もおつしやいますよ
うに時間がかかつておりまして、クラリファイケ
ションするのに時間がかかつておりまして、大詰
めにあることも事実だと思ひますが、内容につき
ましては、恐縮でございますが、お許しいただけ
ればと思ひます。

○黒柳明君 別に内容を恐縮だと言われるほど私
は聞いていないんです、恐縮の手前を聞いている
わけですから。だから、何か最終的文書を持って、
それで閣僚と交渉するのはイスター明けだか
ら、休み明けだからまだだと、こんな報道を聞い
ているわけだから、報道は正確な報道をされてい
るから、それを踏まえて、要するに二十九日帰国
だあと一日しかないわけですね、ワシントンに
夜が明ける、そうするとその方向にいわゆる最終
文書を持ってくるべきところへ行つて最後の話
をしてくると、こういう報道、これは事実だと思
ひますね。その方向にいつているのかどうか。だ
から、内容じゃないんだよ。あと一日で最終決着
ができる可能性があるのか、そういう方向にいつ
ているのか、こういうことであります。

○説明員(長藤史郎君) 帰国の予定等から見ま
して、確かに現地時間で火曜日がひとつの大きな山
になるということも理解しております。

○黒柳明君 そうすると、山になるだけであつて、
まだ見通しははっきりしないんだ。必ずしもそこ
で最終決着できるかどうかというのははっきりし
ない、延びる可能性もある。

○説明員(長藤史郎君) その点の見通しにつきま
しては、まことに恐縮でございますが、向こうと
話し合ひを持てている段階でございますので、答
弁を差し控えていただきたいと思います。

○黒柳明君 課長さんじゃ無理か。答えるのは無
理……

あれですか、最終的にどうか民間転用の禁止
とシェアの三五とか四〇とか、そういうものが向
こうから出てきたことは間違いないんですか。松
永大使のときにも出てきたのかな、同じことが。
○政府委員(有馬龍夫君) まさに内容にわたるこ
とでございますので、こゝできようお答えするこ
とはお許しいただきたいと存じます。

○黒柳明君 だって、新聞にきつと出て報道さ
れているからさ。あの報道は、それじゃ否定しま
すか。

○政府委員(有馬龍夫君) 報道にはいろいろ出て
おります。米側の国内で論じられてることが出
ておりますが、交渉の内容そのものの、何が取り上
げられているかということについては、まさに今
外交交渉が行われているところでございましての
で、お許しいただきたいと存じます。

○黒柳明君 だから、内容についてじゃなくて、
それじゃ今のシェアが三五とか四〇とか向こうが
作業段階でとりたいて、それからソフトの民間転
用はうまくない、こういうようなことですね、そ
ういふ話はなかつたわけですか。だって、もうマ
スコミにきつと既定事実として報道されている
んだから。会見が何かに流しているじゃないで
すか。

○政府委員(有馬龍夫君) 繰り返しになりますけ
れども、御指摘の諸点がさまざまな形で報じられ
ております。しかし、これが今の米側の立場それ
から我が方の立場の説明のやりとりの中でそのま
ま取り上げられているかどうかということを、こ
こでお答えするのはお許しいただきたいと存じま
す。

ですな。あれは言えるわけですか。
○政府委員(有馬龍夫君) 今申されました米国の
中ではどのようなことが反論として挙げられてい
るかということについては、もちろん米国の議会で
語られていることでございますからできます。
例えば、この協力を通じて我が国が世界の航空
産業市場に参入してくるのではないかと、いったこ
とについての疑念でありますとか、それから日本
からいかなる技術が出てくるのかとか、それから
今先生のおっしゃられましたさまざまな段階にお
ける双方のシェアの問題でございますとか、十分
なものが確保されているのかとか、貿易関係に
絡めましてF16をそのまま買つてもらうのがいい
のではないかと、さまざまな議論がございます。
○黒柳明君 じゃ、内閣委員会で言つたのは、向
こうが三つ反対しているということ、あれは防衛
庁が言つたのかな。

○説明員(長藤史郎君) 私どもも現地の様子を三
つほどまとめて反対論を申し上げたかと思ひま
す。

整理いたしますと、一つは、F16の共同開発
につきましてアメリカ側はアメリカの中で開発い
たしましたときに多額の資金を投じておつたとい
うことで、その結果生まれたF16の高度技術を日
本に与えるということは、今先方と約束している
わけでございますが、それにしても見返りが少な
いというふうなお話が一つあります。

それからもう一つは、日本はF16をこれから
共同開発いたしますが、そこから得られた技術を
もとにいたしまして、これを民間航空機製造に利
用いたしまして、その結果、民間航空機の分野に
おきましてアメリカの航空機業界に対抗しよう
としておられるおそれがあるというのが第二点かと思
ひます。

それから最後に、日米貿易不均衡の現在の状況
にかんがみまして、日本はF16をそのまま輸入し
たらどうかという、以上のような三つの点が米國
内で取りざたされておるといふふうに認識してお
ります。

○黒柳明君　そうすると、また同じような繰り返しになろうかと思ひますけれども、もう各紙が断定的に報道されているような、技術移転を禁止する制限が出されたとかシェアの問題について三五だ四〇だと制限がついたとか、これは松永大使もペーカー長官に会ったときにそういう条件を出されたとか、こういうものについては、なかったともあったとも、否定もできないわけだ、内容だから。もうマスコミは大々的に全部報道していますね、ずっと二十二日から。そういうものについては、内容ですから、あったということは言えないわけですよ。だって、これは会見して言っているんじゃないですか。

○政府委員(有馬龍夫君) そのようには申しておりませんで、まさに今先生がおっしゃられましたような形で、すなわち米側は大統領の立場を説明したということに尽きております。

○黒柳明君　じや、その内容は。
○政府委員(有馬龍夫君)　その立場の内容については説明いたしておりません。

○黒柳明君　そうするとあれですが、今の日米間のFSSXについての内容というものは、マスコミの報道したものは、すべてこれは事実でないという否定ですか、こちらが言ったんじゃないと。それだけははっきりするんですか。外務省が、あるいはワシントンが言ったものではないと、マスコミの独自の取材だと、こういうことですか、すべてが。

○政府委員(有馬龍夫君) 大使と私が存じている
我が方の正式の説明の中にはございません。

○黒柳明君　そうすると、独自取材でだれかが一杯飲みながらみんな話したのが記事になったと、こういうこと……。それにしても内容は相当あれじゃないですか、厳しい重要な内容がみんなこう漏れちゃっているじゃないですか。大臣、どうですか。

今のを整理しますとこういうことですよ。もう私言うまでもなく二十日に松永大使が、まあその前から出ていますよ、ペーカーさんと呼ばれた

向こうの商務長官等四人ですかな、同席した。そこで大統領からという条件が示された。その米政府から示された条件については今言ったと同じことですよ。二つの条件を中心に示された。それが今度は二十三日、西廣さんが訪米をした。それでまたずっと記事になっているわけですね。一連のものが出てくるわけですよ。その主体というものは私がもう繰り返す必要ありませんね、大臣、知っているとおり、マスコミで。これはすべて公式見解ではない、こういうことです。公式見解ではないけれども、これだけ重要なものが漏れていることは間違いない、どこから。もしこれが、きょうでもあしたでも、最終的に妥結された場合にこれと類似なことがあれしたら、相当のハイレベルの人からこれが漏れたということですよ、こんな重要なことが。大変なことになりますよ、これは。

そうじゃないんじゃないですか。そうじゃないの、有馬さん。ちよつと今の答弁間違
いじゃないの、これ、おっしゃっていること。私
きょうはちよつとのがかれているからソフとな
声だけれども。

○政府委員(有馬龍夫君) 先ほど申し上げましたように、引き続きクラリフィケーションの話し合いを継続するというのであって、内容については米側との申し合わせもあり、コメントできないというふうにして日米双方が申し続けてきております。したがいまして、何と申しますか、推測の記事なのかということでございます。

○黒柳明君 今言つたようなことは、日米間の交

渉の過程においての最重要項目じゃないですか。今言ったようなことは内容だから、それはそうであると言うわけにはいかないんじゃないかと思うんだけれども、技術移転を禁止するとかシェアの問題とか。これはそうであると言ったら、それが議題になっていることになってしまうからね。答弁まで私が言ってしまうて恐縮ですけども、今言っているような新聞に報道されていることが交渉の中にもしあったとすれば最重要議題じゃない

○政府委員(有馬龍夫君) 先ほど大臣が申されま
したように、この共同開発についての合意という
ものは去年の十一月にできているわけでございます
す。それについて、米国は内部的に手続を進める
準備をしているということに尽きるわけございま
す。そして、その内部的な手続を進めるに当たっての
大統領の立場、これを伝えてまいりまして、これ
に対する我が方の立場を説明しているということ
に尽きるわけでございます。

○黒柳明君 何が尽きたんだか、私はまだ尽きて
ないのでわからない。

昨年の覚え書きや交換公文はもうできていて

そのときは今言ったようなマズニミに報道されて
いるような条件なんかついてないわけだから。今
は条件をつけられている。それで今、最終的にそ
れをどうするかという交渉を詰めているわけだ。

だから重要議題であるわけです。その重要議題がこれだけすいすいワシントンから漏れてきたなんてなつてしまったら、日本政府としては重大問題なわけです。こんな秘密事項が漏れてしまふんだったら、だれかが言うわけです。しかも、こ

れは各社が全部内容は同じなんです。違うところは一つもないですよ。活字にも絵にもなつて、みんな同じなわけです。これがもう漏れて、いやそんなことは絶対言つてません、そんなことは日米とも絶対申しませんと。ですから、これが最終的にこのとおりのものが出てきて、交渉の過程が説明されるでしょう。そんなった場合に、こういう

うものが事前に漏れたなんてなったら、だれかが

漏らしたわけだ。最重要議題を、テーマを、漏らしちゃいけないものを。ワシントンの大使館のだけれかやるわけでしょう。そうじゃないんじゃないんですか。これは間違いないんですか。今マスコミに出ているのは、絶対これは秘密事項なんですか。絶対これは言っちゃいけないことなんですか。今の段階では絶対一言も言っちゃいけない内容が出ていますか。

○政府委員(有馬龍夫君) 今、日米間でまさに外

まして、米側との間でこの内容については話し合うことはやめようということにしております。したがって、何が語られているかということについてさまざまなことが報じられておりまして、それについては——クラリフィケーションでございまして、失礼いたしました。今交渉ということを言ったのですが、まさに立場をお互いに説明し合っているということでございます。

○黒柳明君 きょうはのどが痛いからまたこの次に。のどがよくなら……。

○政府委員(有馬龍夫君) 去年の十一月の取り決

れについてのお互いの立場のクラリフィケーションを合っている、こういうことでございます。

○黒柳明君 経済協力局長、先どもODAのこ

とに酷くおぼろげなところがある。マニニニといふ
る出ているわけだ。今現在、いろいろな弁解もある
でしよう、いろんな点もあるでしようけれども、
要するに結果論から見て、協力の現状を踏まえて
ワーストファイブなりスリーを挙げると、どこの

毎、読も週刊誌でも何でも、放送でも連日ですよ。
○政府委員(松浦晃一郎君) 私どもは援助プロジェクトが完成しました段階で評価というのを行つておりまして、近く七回目の評価報告書を公表いたしますが、これには百六十のプロジェクトが掲載されております。私どもの見ますところ、そのう

ちの九割が大体所期の目的を達成している。残り

の一言がそれなりに問題を抱えているので、それなりの手当てをしていく必要があるというふうに考えております。

これを国別に見ますと、ことしのだけで見ますとなかなか全体像がわかりませんけれども、ちよつと国の名前を申し上げるのは恐縮でございますが、強いて申し上げれば、やはりフィリピンにかなり問題が集中しております。

ただ、それは情状酌量する点も随分ございませう。

て、御承知のようにフィリピンは、マルコス政権末期の混乱、それからクーデター、アキノ政権の発足ということで、ここ八〇年代は非常に混乱が続いておりまして、フィリピン経済は、大げさに申し上げますれば、実はこの十年間ほとんど前進がないという状況でございますので、そういうときでございますので、それなりに情状酌量する余地はございますが、フィリピンにはかなり問題のあるプロジェクトが集中しております。

○黒柳明君 タイはどうですか。

○政府委員(松浦晃一郎君) タイに関しては、私も全体として援助プロジェクトは良好であると考えておりますが、もちろん問題を抱えたプロジェクトもございます。

○黒柳明君 この前新聞でインタビューしたとき、四千件のうち十年間で四千件ですか、プロジェクトを実施したのがまだそのうち四分の一。だから、千件ですね。今おっしゃったその百五十のうちの一〇%、それから追加で二、三%、二、三件が問題だと。そうすると、これから全部評価して一年間に百なり百五十なりやっていくわけでしょう。それをやるのに大変時間がかかりますね。それと同時に、さっき大臣が一、二問題があると。言ったけれども、一、二ということじゃなくして、百で二、三ある、百五十で二、三あると。単純に計算すると、四千ですと何百となる可能性があるわけでしょう。これから評価する段階において、だから、これは数字的に何も確率で物を論ずる必要はないと思うんです。実際の評価ですけれども、そこあたり私はインタビューの記事を見て、これはどうなっちゃうのかという感じがします。

だから、増額されて件数がふえることは悪いことじゃないし、私だって賛成ですよ、増額せよと言った方ですから。だけれども、過去の十年間の数字、評価のこれらの進み方、その評価の中の、だめというか、問題点の件数、こんなものを見ると、これは大変なことだなという感じがしますけれども、この点どうですか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 全体の流れに関しましては、まさに先生御指摘のような問題点を抱えておりまして、私も非常に苦労しているところでございます。しかしながら、やはり日本の援助プロジェクト一つ一つが所期の成果をきちんと上げてもらいたいと思っております。私も引き続き全力を尽くしたいと思っております。

それで、私は今先生が申し上げました数字を言ったことがございますけれども、問題があるというの、それは、それでもうだめであるということではなくて、問題のあるプロジェクトに関しましては、いろいろアフターケアをしたり、相手国政府の手によって改善努力をしてもらったりすることに。よって何とか所期の目的を達成するように努力していきたいということでございます。問題のあるプロジェクトは、問題があるからもうお手上げであるということでは決まてないので、私もとしては改善努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○黒柳明君 例のフィリピンのときに私も行きまして、改善するための費用がまた大変なわけですよ。それだったら、何のためにどんどんどんどん増額してやっているのか、こういうことです。あのマルコスのときはちょっとこれはしり切れたんボになってしまった残念なんですけれども、だから、改善はする、しなければならぬでしょう。だけれども、そのためにまたアフターケアして増額しなければならぬ、手を打たなければならぬ。だから、大臣、過去十年間で物すごい量をやってんだ。やったことは感謝されているんですよ。大部分が。だけれども、大部分感謝されているからいいといつてけじめをつける問題じゃないんです。今言ったように問題が百のうち十ぐらいある。そのうち七、八はアフターケアで済むけれども二、三はさらに問題が継続する。それを今度は掛ける何百となっていくわけですよ。その以前においてその評価するだけだった一年間約百五十だ、まだ三千件あるんだたら、それこそ大臣なにかどこかへ行っちゃっているんですよ。局長な

んかもう交代ですよ。何代目の局長の後継やなきやどうしようもない。だけれども、現実にはODAの一兆というような金がどんどん進んでいくわけでしょう、こんなべらぼうな話です。

それから、きょうは独自の調査までいくとのがあれだから、こんなのだとばかりいって、独自の調査なんていうわけにはいかないんですよ。もったいない、こんなことじゃ。ですから、時が来れば、間もなく来ますからあれします、まとめてやりましょけれども、ちょっと今のままではだに金額があれするからというわけに、大臣、いかに人じゃないですか。人員が足りない、あのときフィリピンは三人しかいなかったんで、国際協力。これは百人、アメリカと単純に比較はできませんよ。私も現地にいましたが、このアフターケアなんか全くできやしません。だから、民間が先行して調査から含めているという中で悪さが行われてきたわけで、これ増額すると一緒に抜本的な手を打たないと、アフターケアだといつたって二十年越しですよ、評価だつて、これから評価。そんなばかなことできないじゃないですか。この前の内部資料だつて、これ聞きました、い

ろんなこと。ですけれども、まだ評価してないからわからない、応答にならないわけですよ。リベリアでどうだ、ハイチでどうだ、タイでどうだ、ベトナムやエジプトで、ボリビアでなんて言ったって、まだ評価していません、わかりません、現状は、ということでしょう。こつちが独自でこうやっただと云ったところで、はいそうですか、調べてみます、これじゃ質疑になりませんね。ですから何にも発言できませんよ、いいですか。でありますから、評価ですらもこれから十年、二十年からななきやできない。そういう中で前向きにどんどんODAの予算はふえていく。何とかしないとこれはいけないんじゃないですか、大臣。しなきゃいけないんじゃない、本年度の予算をやることに、それをやった上で予算増額、七・八%ふえたと、何も防衛費だけじゃないよと言った同時に、やなきやいけないんじゃないかと云ったんじゃないで

しょうか、去年はともかく、どうですか、これ。○國務大臣(宇野宗佑君) 今おっしゃるような点もあつたかと存じます。この間からの報道は私も非常に大切なことだと思つて、一応報告を受けました。確かにそういうふうな心配なきにしもあらず。ただ、報道がどうだったかという問題は残りますが、しかしやはり反省しなくちゃいかぬ、直さなくちゃいかぬ、こういう気持ちで私もおりますから、今のところは非常に少数精鋭でございますが、それだけの実を上げるように努力をしたい。

特にことし非常に伸ばしましたゆえんは、御承知だろうと思いますが、恐らく今まで貿易摩擦は一昨年の補正予算である程度内需振興あるいはまた構造調整でうまくいきましたが、また最近の趨勢として、やはり貿易面で我々の願わぬような結果があるいはあらわれるかもしれない、そうしたときに、せつかく今日まで積み上げてまいりましたし、また昨年総理もサミットで言われましたように、ODAがもし貧弱でありせばこれは大変なことだといふようなこともございましたから、昨年来の五カ年の、ことしは予算としても初年度思い切つて日本の姿勢を示そう、こういう意気込みでやっただけですが、これは確かに今やつた前のような極端な例に陥つちゃ大変だよと、この御忠告は私はやはり謙虚に受けとめまして、それだけ量があればふえただけ内容におきましては充実して、そして相手国に不満をもたさない、本当に庶民のためになる、いわゆる民生のために、こういうふうな努力したいと思つて、確かに今おっしゃる点は、一番これからは我々として心しなければならぬ点である、かように考えております。

○黒柳明君 先ほど与党の先生からも、基本法、我が党も出しているんですよ、三年越し、ペンディングなんですね。さっき矢野部先生もおっしゃったのも参議院の調査会ではこれ検討しているわけですよ。ただ単に今の現状でいつたら大変なことになりますよ、これは。この次的大臣、この

次の局長もますますこれはやられますよ。私たちがだつて今世界どこを回って調査するのは簡単ですからね。一つでも二つでも不備な点を調べられてやられたらギブアップしちゃいますよ。そんなことは簡単なことなんです。

ですけれども、今はそんな時期じゃないですよ。もうちょっとやっぱり前向きに予算をふやしながら、それでただ単に後ろのことは少数精鋭、これなんかは少数精鋭なんというふうなわけにいかないんです。だから私はもうそんな突貫精神じゃいけませんよ。だから結局、そういう問題を抜本的に、要請主義をどうするのか、いろんなことを抜本的に直さないと、今の現行じゃだめだ、こういうことだけははっきりしているんですよ。現行法でいきますんという局長の答弁をさせるような大臣の今の姿勢じゃだめなんです、この問題だけとは。だから早く、やっぱり野党はどうだということじゃなく、与党からそういう問題が出てくるのだから、それについては確かに現状不備ですから、ぜひ野党、与党の先生方の御協力をいただいで、それで現状を何とか根本的にやっぱり改革する方向に取り組みたいと思います、こういう姿勢を示すときじゃないかと私は思うんだな、局長。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のように、私もまことに与野党の先生の御協力、御指導を賜って、できるだけいい援助をこれからもししていきたいと思っております。

先ほど来先生御指摘の評価はもちろん重要でございますけれども、さらに申し上げれば、より重要なことは、私も援助サイクルの入り口と申し上げておりますが、評価はいわば出口でございまして、入りの口でございまして、プロジェクトを形成していき、一言で言えば本場に相手国の開発ニーズに合ったプロジェクトを形成、形成するというのが一番重要で、そこに今最大の力を入れておりますけれども、この点に關しましてぜひ御理解を賜って御支援を賜れば大変ありがたいと思っております。

ただ、先生御指摘の基本法の点に關しましては、けさども申し上げましたように、先進諸国のうち三分の二は基本法なしで対応しております、特にそれらの国も基本法がないことよって痛痒は感じていないようで、私も今この現行体制が一〇〇%完全だと思っておりますけれども、法体制としては現行体制のものでできるだけ運用の面で改善を図って、先生が御指摘のような点も確かにごもっともな点がございまして、十分念頭に置いて改善を図っていきたい、こういうふうな考えでおります。

○広中和歌子君 まず一番最初に、在外公館の備品につきまして簡単に質問させていただきます。このほどIPUの会議に参加するためにハンガリーに参り、現地の大使館のみならず周辺の大使馆にお世話になり大変感謝しているわけですから、その際に気がついたこととして、大使館の中にファックスがないところがあるということなんでしょう。ファックスがなければ、それはレックスとか専用回線というものはあり、それは外務省とそして出先の公館との通信にはいいんではないけれども、一方、一般の人にとりまして、受け取る側の問題ですね、日本ではレックスを持っていて、これは意外と少ないわけですね。むしろファックスというのは非常に普及しているわけで、しかも値段もそんなに高くない。そういう点で、ぜひファックスを持っていない総領事館、領事館などの在外公館、そういうところにおつけないで、ぜひ持たせた方がいいんじゃないかと、そういう提案をさせていただきます。

○政府委員(藤井宏昭君) 本省と在外公館の間の通信体制の強化、これは我々のいわゆる足腰予算の一つの重点項目でございまして、今やっておりますのは高デと申します高度データ通信システムというところでございまして、このシステム自体でファックスの機能も備えております。これは主要公館に大体ここ数年のうちに網羅できるということになっておまして、今ちょっと御質問でも、もし民間の方からそれが在外公館に何か連絡

が行くというようなことはこの高デでは直ちにできないと、外務省経由ということになろうと思えます。

ただ、御指摘のとおり、ファックスというものが大変に重要でございまして。我々にとつて特に重要でございまして、例えば新聞の切り抜きといったもの、ファックスでございましたらすぐそのまゝ入ってくる。それを一々文章にしますと大変時間がかかる、それから地図とか絵とかそんなものがすぐ入ってくるということで大変に我々ファックスを利用させていただいております。

御指摘はそれとおりでございまして、我々としてもその方向で努力しておりますので、今後とも御声援願いたいと思ひます。

○広中和歌子君 先ほどの同僚議員たちの質問に続きまして、日本のODAは今世界最高の規模であり援助額は今後もふえ続ける、そういう中で実施体制について、外務大臣も今回の百十四回国会再開に当たって「援助のより一層の効果的実施を図るため、実施体制の整備拡充を図るとともに、民間援助団体(NGO)や地方との連携、及び」云々を強化してまいりますとおっしゃいました。また今同僚議員の質問に答えて、一層の内容の充実であるとかいいプロジェクトの開発、そういうことを経済協力局長もおっしゃったわけでございますけれども、具体的にどのような方針をお持ちになつておられるのか、やはり何一つおきく必要があるんじゃないか。

今のお答えではちょっと非常に心もとないんですが、人数を今後どういうふうにしてふやしていくのか、そして予算がふえるにつれてどうしてもアドミニストレーションのコストというものも見なくちゃいけないわけですが、そういうものもが充実していくなさうか。その点についてまずお伺いいたします。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のように、おかげさまでODA予算は年々増加させていただいておりますが、それに伴つて援助の実施体制も整備拡充していただく必要があるわけでございます。

して、幸いにいたしました来年度の政府原案には、外務省の定員の中で経済協力に携わる定員が二十一名増、それから技術協力の実施機関でかつ無償資金協力についても実施促進を担当しております国際協力事業団の定員は十六名増ということ、従来に比べますとかなりの配慮を得ておりますが、しかしながら、さらに私どもとしてはスタッフの増強については配慮を得ていきたい、こういうふうに考えております。

○広中和歌子君 去年のODAの伸びが前年度に比べて七割伸びているわけですが、私が伺ったところでは、経済協力局ではもう毎晩徹夜というのは大げさですが、そのような状況でいらつしやると聞きますし、また出先の大使館、数十億円を一人で担当し、受け皿を探すのに大変だということなんでも伺うわけです。やはり内容の深い援助をするにはそれなりのソフトウエアというんでしょうか、ソフトを開発すると同時に人員をふやさなければ、私どもとしては批判することは簡単なんですけれども、そのような体制をお持ちでないところの中で期待するというのは非常に大変だろうと思つておられますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生まさに御指摘のとおり、私も外務省経済協力局におきましても在外公館におきましても少ない人員で健闘しておる状況でございまして、何と申しましても、先ほど黒柳先生の御質問で御説明申し上げたことですが、重要なことは、最初の援助サイクルの入り口の段階でいいプロジェクトを発掘し形成するということでございます、これはぜひ引き続き力を入れてまいりたい。

そのためには、在外公館の経済協力担当者として、しっかり問題意識を持って相手国政府の関係者と常時話をすると同時に、私も国際協力事業団に開発調査という予算がございまして、この開発調査は民間のコンサルタントの力をかりてプロジェクトを発掘し形成するものでございまして、そういう民間のコンサルタントの力もか

が、幸いにいたしました来年度の政府原案には、外務省の定員の中で経済協力に携わる定員が二十一名増、それから技術協力の実施機関でかつ無償資金協力についても実施促進を担当しております国際協力事業団の定員は十六名増ということ、従来に比べますとかなりの配慮を得ておりますが、しかしながら、さらに私どもとしてはスタッフの増強については配慮を得ていきたい、こういうふうに考えております。

○広中和歌子君 去年のODAの伸びが前年度に比べて七割伸びているわけですが、私が伺ったところでは、経済協力局ではもう毎晩徹夜というのは大げさですが、そのような状況でいらつしやると聞きますし、また出先の大使館、数十億円を一人で担当し、受け皿を探すのに大変だということなんでも伺うわけです。やはり内容の深い援助をするにはそれなりのソフトウエアというんでしょうか、ソフトを開発すると同時に人員をふやさなければ、私どもとしては批判することは簡単なんですけれども、そのような体制をお持ちでないところの中で期待するというのは非常に大変だろうと思つておられますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生まさに御指摘のとおり、私も外務省経済協力局におきましても在外公館におきましても少ない人員で健闘しておる状況でございまして、何と申しましても、先ほど黒柳先生の御質問で御説明申し上げたことですが、重要なことは、最初の援助サイクルの入り口の段階でいいプロジェクトを発掘し形成するということでございます、これはぜひ引き続き力を入れてまいりたい。

そのためには、在外公館の経済協力担当者として、しっかり問題意識を持って相手国政府の関係者と常時話をすると同時に、私も国際協力事業団に開発調査という予算がございまして、この開発調査は民間のコンサルタントの力をかりてプロジェクトを発掘し形成するものでございまして、そういう民間のコンサルタントの力もか

が、幸いにいたしました来年度の政府原案には、外務省の定員の中で経済協力に携わる定員が二十一名増、それから技術協力の実施機関でかつ無償資金協力についても実施促進を担当しております国際協力事業団の定員は十六名増ということ、従来に比べますとかなりの配慮を得ておりますが、しかしながら、さらに私どもとしてはスタッフの増強については配慮を得ていきたい、こういうふうに考えております。

○広中和歌子君 去年のODAの伸びが前年度に比べて七割伸びているわけですが、私が伺ったところでは、経済協力局ではもう毎晩徹夜というのは大げさですが、そのような状況でいらつしやると聞きますし、また出先の大使館、数十億円を一人で担当し、受け皿を探すのに大変だということなんでも伺うわけです。やはり内容の深い援助をするにはそれなりのソフトウエアというんでしょうか、ソフトを開発すると同時に人員をふやさなければ、私どもとしては批判することは簡単なんですけれども、そのような体制をお持ちでないところの中で期待するというのは非常に大変だろうと思つておられますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

り、それから同時に関係各省の技術と経験を持っていらっしゃる方にも開発ポストに参画していただいているので、そういう方の力もかりていいプロジェクトを発掘、形成する。これにこれから引き続き大いに力を入れていきたい、こういうふうに考えておりますが、先生御指摘のように、確かに私も、実施体制についてはさらに御理解を得て強化を図らしていただきたい、こういうふうに思っております。

○広中和歌子君 その中で、ODAの中でNGOの大切さというものを強調させていただきたいわけですが、これは草の根の運動でもあり、また非常に柔軟な対応もできる、そしてまた、さまざまな分野の人が参加しているわけですから新しいアプローチもできるだろうし、また単位費用当たりの効果も大きいというような、さまざまな点が指摘されているわけでございます。そういう中で、日本のNGOで活動している団体は現在幾らぐらいあるんでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 外務省におきまして委託調査を昨年行いまして、この「NGOダイレクトリー」というのをまとめておりますが、これに掲載されておりますNGOは全部で二百七十ございます。ただ、私が承知してまゐるのは、途上国でいわゆる民間援助活動をやっているNGOはその中で恐らく八十から百ではないかと思っております。

○広中和歌子君 組織の形態としては、法人格を持っているところとして任意団体とはどのような割合になっておりますか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 今申し上げました二百七十のNGOのうちに法人格を持っておりまゝのは約二割で、残りは任意団体でございます。

○広中和歌子君 任意団体の場合でございますけれども、活動資金でございますね、それは寄附とか何かを受けるのが非常に大変だろうと思ふんでございますけれども、任意団体の中で法人格を申請するにはどのような手続または金銭的なリクワイアメントがあるんでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 海外で援助活動を行っておりますNGOは外務省が中心になって所管しておりますけれども、いわゆる公益法人、先生も御承知のように、公益法人は財団法人とそれから社団法人がございますけれども、これはそれ以外の公益法人とあわせて外務省に稟請がございました段階で審査いたしますが、何と申しますか、公益法人でございますから、それなりの基準を設けて、一応財政的基盤を持ってしっかりした対応をしようとしているという団体でございますと簡単に認可できないという問題もございまして、私どもとしては、片方においてそういうNGOの活動を支援したいと思っておりますけれども、公益法人としての認可というのはそれなりの基準に従って、例えば基本財産が一定以上であるとか、しっかりした組織を持っているとかという点はそれなりにきちんとやっぱり審査する必要があると考えております。

○広中和歌子君 このNGOのよさというのは要するにボランティア、しかも労力奉仕の部分が多分に多いと思うんですけれども、いわゆる基本財産ですか、それが一億円なり何なり、かなりの多額の基本財産がなければ公益法人として申請できないということ、そのものが問題ではないでしょうか、特にNGOの団体の場合は。

○政府委員(松浦晃一郎君) 公益法人の認可基準に關しまして、これは、今お話に出ておりますNGOの中でも、まさにこういう民間の援助活動をやっているもののみならず、国内でいろいろな公益活動をやっております公益法人、外務省所管の公益法人との横並びの問題もございまして、それからさらに申し上げれば各省の公益法人の問題もございまして、私どもとしては、繰り返しになりますけれども、片方においてNGOの海外の援助活動をできるだけ支援したいと思っておりますけれども、そのそもその公益法人のあり方からいいますと、やはり先生が御指摘のように、今ちよつと私正確に記憶しておりませんが、基本財産は二億円何がしかだったと思っておりますけれども、

だんだん基準を上げてきておりますので、かつては一億円でございましたが今二億円を超えておると思いますが、一定規模のやはり基本財産がないと後々問題になることもございまして、現にそういう、これはいわゆるNGOではございませんけれども、問題になった例もございまして、それなりにきちんと認可基準に従って審査する必要がありますと思っております。

○広中和歌子君 NGOの予算、ODAの中でNGOの予算ですけれども、どういう形で諸団体に配られているんでしょうか。それは公益法人を優先になさっているのか、それともそういうことは無関係にやっていまするんでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 今まで私どもが直接的に補助金を出しておりましたのは、外務省が認可しております五つの公益法人に対してでございます。これは全部足しますと平成元年年度の政府原案の予算案におきまして五億一千万円になります。ただ、これは五つのまさに法人格を持ったNGOでございます。それそれかなりの歴史を持ってたものでございまして、先ほど先生が御提起しておられますように、まさに財政基盤もしっかりしていかなくて、しかしながら意図としては非常に善意で、開発途上国でこれから民間のNGO活動をしっかりやっていくという団体をどうやって支援していくかということに対する回答になりませんので、私どもは、まさに来年度の政府原案の予算案には、新たにこの任意団体のNGOも支援できます一億一千万円の補助金を要求させていただきます。これが実現いたしますと、まさに任意団体のNGOに対しても事業補助ができることとなります。既にいろいろなNGOと話し合ひはしております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。我が国のNGO予算は幾らぐらいか、それが諸外国と比べて非常に少ないんじゃないかというように印象を持っているんですけれども、実数を教えていただけないでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) それは先生まさに御

指摘のとおりでございます。NGOの民間活動の全体の金額でどのくらいになるかと申し上げますと、これはDACのメンバー諸国十八カ国と総計でございますが、八六年で三十三億ドルでございます。その半分以上の十七億五千万ドル、これはアメリカのNGOでございます。その中で日本がどのくらいかと申し上げますと、日本は八千二百万ドルでございます。これはNGO自体の自己資金で賄いました活動の総計でございます。

○広中和歌子君 日本の援助総額が非常に大きい。それに比べてNGOが非常に少ない。私の計算が間違っていないならば一・二%でございます。米、英、西ドイツなども一〇%とか、かなり多いわけでございます。

先ほどODAの予算がふえる割には人間の数がふえないと、そういうことは今問題意識として外務省でもお持ちだと思ひますし、私どもも持っているわけですが、そういう中で、NGOの諸団体をもっと積極的に前向きに使っていただけないかと、そういうふうに通うのでございまして、けれども、いかがでしょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) その点、私どもは先生のお考えと全く同じでございます。先生冒頭御指摘のように、NGOというのは草の根レベルで相手国の民衆に直接働きかける援助活動でございます。大変意義があるもので、私どものODAではなかなか手の届かないところもカバーしていただいているので、私どもとしてはぜひ日本でもNGOがしっかり育っていただきたい。そして、私どもとしてもODAを通じてできるだけ支援していきたい、こういうふうに通うところでございまして。

○広中和歌子君 しかも、冒頭に申しましたように、単位費用当たりの効果と申しましてはあれですけれども、非常に少額でもって比較的草の根に行き渡るような援助ができるというようなことも思ひますので、ぜひODAの中に占めるNGOの予算の割合をふやしていただきた

い、そんなふうにお願ひしたいわけでございます。
それから、これと多少かわるのでございますけれども、今多くの外国人、特に東南アジア、また中国、韓国、台湾、そういうところから日本に勉強をしたいと、そういう人たちが非常にふえております。中国からの就学生は前年の四倍、二万八千二百五十六人と急増しております。上海ではビザを待つ特機者が三万五千人、そういうような状況ですけれども、それは事実でございますか。

○政府委員(黒河内久美君) アジアからの就学生の数でございますけれども、中国、これは大陸でございますが、昭和六十三年の新規入国者数が約二万八千人でございます。それから、上海で就学ビザを待っている人たちというのが、昨年十一月の段階で上海当局が我が方に通報してきたところによれば約三万八千人ということでございます。

○広中和歌子君 ということは、そのように大勢の人が待機しているわけでも、プロセスをするのに非常に時間がかかるわけでも、プロセスを最終的に得られるまでに。

○政府委員(黒河内久美君) 就学ビザ取得のためには、通常の手続といたしまして、就学を希望する人が日本における代理人、通常は日本語学校でございますが、から法務省に申し立て事前審査終了証というものを取得することになっております。これは実際にビザを申請してからプロセスを始めるという方法もございまして、これによりまずと数カ月を要するということから、できる限り就学を希望する人の便宜を図るために本邦であらかじめそういう審査終了証を取得するという手続になっております。その審査終了証を取得する必要な時間等につきましては私からお答えするのは適当ではないと思っております。

○説明員(堀口松城君) 就学ビザの取得にかかる時間ということでございますけれども、これは例えば去年の秋でございますが、このときはかなり三、四カ月という長い時間かかったのでございまして、その後東京入管局の職員を倍増いた

しまして、現在は一、二カ月ぐらいでございます。○広中和歌子君 ビザを申請する、そしてそれが発給される基準でございまして、給付の基準でございまして、日本語がある程度できるということが基準になっているのでござい

か。○説明員(堀口松城君) 現時点におきましてはその点は基準になっておりません。しかしながら、この点につきましては関係省庁とも協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 私ども日本人が例えばアメリカなどに留学いたしますときには、まあ日本では英語は義務教育になっておりますからある程度はできるわけですね。さもないれば、留学して現地で覚えるというにしても非常に時間がかかる。ですから、そういう人はともかく留学生としては受け入れないというのがもう原則じゃないかと思うんです。それから、特に現地の学校が日本人を受け入れる場合でもTOEFLといったような資格試験、そういうものを行って特別に語学のできる人を受け入れるんじゃないかと思ひますけれども、日本の場合もそのような方法を行うことが必要じゃないか。非常に多くの人が日本にきたい、日本語を勉強したいと、そのこと自体は大変結構なことでございまして、日本としても無制限に受け入れるというわけにはいかないのではないか、そのように思ひますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(田島高志君) 先生おっしゃいますように、最近日本への留学生もふえておりますし、また海外での日本語の学習者も大変ふえております。したがって、日本に留学なり来日する前にしっかりと日本語を勉強してきていただければなお一層効果が上がるという観点もございまして、それから先生のおっしゃいますような需要もだんだんふえてきておりますので、日本国際教育協会と国際交流基金とで共同しまして、海外とそれから日本におきまして日本語能力試験を現在実施いたしております。海外におきましては二十一

カ国で現在行っておりますが、六十三年度の予算をまた平成元年度ではずっとふやしていただまして、実施する国の数もふやしてまいりたいというふうに考えております。ただ、現在まだそれはTOEFLのような確定した制度にはなっておりませんので、次第にそのような方向に持っていきたいという希望、考えは持っております。文部省ともその点につきましては御相談をしつつあるというところでございます。

○広中和歌子君 それは文部省でテストをやっているんですか。文部省の管轄なんですか。

○説明員(田島高志君) 特殊法人に実施させておりました。文部省の所管法人であります日本国際教育協会で問題等をつくっていただいております。海外では国際交流基金が実施している、そういう形でござい

ます。○広中和歌子君 それを、そういうテストが存在すること、ビザ発給の基準にするというふうな、そういう結びつきというのは今まで考えられたことはなかったわけですか。法務省の方にお伺ひいたしますけれども。

○説明員(堀口松城君) その点は繰り返しになりますけれども、これまでにおきましては当該外国人が日本語を学ぶに足る能力があるということと、それから確実な身元保証人がいるということ、あるいは就学を希望する日本語学校の受け入れ体制が十分であること等を審査基準としておりましたけれども、現在までのところ、先生の御指摘の点につきましては、基準として含まれておりません。

○広中和歌子君 私は、日本に来て日本語を勉強したい、各種学校で勉強したいという外国人の方々に対して大変厳しいような言い方をいたしましたけれども、やはり日本語を勉強していただく、来る前には程度の日本語を勉強していただくということは非常に大切なことではないか。大切であると同時に、やはりそういう日本語学校が充実

していなければそういうようないわゆる資格としてそれをリクワイアメントとして言えないわけでございますので、これからほんとに日本語学校が現地にふえることが望ましいのではないかと、日本では日本語学校が幾つかございまして、数はどのくらいございまして、外国人のための日本語学校、幾つぐらいございまして。

○説明員(田島高志君) 海外での数はいろいろな機関に分かれておまして、大学で行っておたり、それから最近では東南アジアあるいはヨーロッパも含めまして私立の学校もふえております。したがって、全体での正確な数は必ずしも把握していませんが、日本語教育に対する協力ににつきましては、現地のしっかりした機関に対して重点的に日本語の先生を派遣したり、あるいは現地の先生の養成にお手伝いをしたりという形で行っておりますが、我が国自身も現地に幾つかの日本語学校をつくっております。それは国際交流基金の支部でありますジャカルタの日本文化センター、それからローマ及びケルンの日本文化会館に設けておりますほか、二十三の在外公館におきまして日本語学校を設けて日本語教育を実施しております。外の学校につきましてはそういう状況でございます。

○広中和歌子君 私が伺いたかったのは、日本にある日本語学校です。外国人のための日本語学校、それは幾つぐらいございまして。

○説明員(西澤良之君) これは文化庁国語課の調査でございますけれども、昭和六十二年十一月一日現在、およそ四百九十六の外国人に対する日本語教育機関があるというふうに把握されているわけでございます。そのうちいわゆる大学教育等の一環として実施されているものが二百四十一でございまして、残り二百五十五がいわゆる一般の日本語学校というふうに理解できると思ひます。

○広中和歌子君 これは民間の学校でございまして。○説明員(西澤良之君) 今申し上げました二百五

十五の機関、日本語教育機関の内訳というものは極めてさまざまございまして、各種学校、専修学校等としていわゆる学校教育法上の認可を受けているものから、いわゆる民間の教育事業として実施されております日本語教育機関まで、さまざまものがございまして。

○広中和歌子君 それで先ほどのNGOに戻ってくださるわけですが、海外から日本語を勉強するという理由で日本においてになる多くの学生さんたちは現実には日本では非常に生活費も高い、それから学費も高い、そういうようなことで結局はアルバイトに時間を費やしてしまうというふうなことになるのではないかと。

私はこれ提案させていただきます、ぜひ御一考をお願いいたしますが、こういう日本の学校の分校を例えば上海なり世界各地につくっていただく、それをNGOのための資金の一部で援助をする、そういうようなことができないだろうか。そういうふうにならざるかと、日本においてになる学生さんたちもある程度の日本語の知識を持ち、そして日本にきた以上は、日本語を勉強するだけじゃなくて、実際に技術を学ぶ、日本の文化を学ぶといったような実質的な勉強ができる、そのような気がいたします。

現地ですと、例えば中国であれば一月五千円もあれば生活費は足りるわけですね。日本ですると少なくとも十万円はかかる。非常にコスト的にも留学生にとっては大変なわけで、そして結果として不法就労というんですか、そういうような形になるのではないかと、ぜひこのことを御一考いただきたいんですけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 今先生の御提案に對しましてはさらに検討させていただきたいと思ひますけれども、先生の御提案に直接お答えすることにはなりませんけれども、現在海外で私ども援助の一環としてそれなりに日本語教育は力を入れておきまして、例えば先生も御承知の青年協力隊でございまして、青年協力隊全体で千八百

名派遣しておりますが、数は多くございませぬけれども二十名は日本語教育に携わっております。それから、先生御指摘のように、日本に來られる海外の学生等に事前に日本語を教えるというのは確かに重要でございまして、例えばマレーシアでございまして、マハティール首相がルック・クリストの關係で日本に大量に若い青年を送り込みたいということで、マラヤ大学に日本語を教える教室をつくってそこで事前に日本語を教えて日本に送り込んでくるということを始めました。

それから、インドネシアでは最近これは無償でやはりパジャジャラン大学に日本語センターをつくるという計画に協力を行っております、それなりに私も問題意識を持って対応しております。○説明員(田島高志君) 先生の御質問に關連しまして、中国に關しましての日本語教育に對する協力につきましまして行っております事業について御説明をこの機会にさせていただきますと存じます。

大平内閣時代に始まりました中国に對する協力事業が五年経過しまして、現在第二次対中特別事業といまして一九八五年から一九九〇年までの予定で行われておりますものに、國際交流基金の日本語研究センター事業というのがございまして、年間予算二億七千万円で行っておりますが、そこにおきましては日本から専門家を派遣したり、先方の大学院の修士課程の研究生を養成するための援助を行ったり、それから日本語の教師の研修を一年間コース、年間三十名というところで現地で教育すると同時に、國際交流基金が日本にも招待いたしまして日本でもまたブラッシュアップしていただく、そういった事業、それから資料も圖書二万冊を寄贈したりしてその整備に協力しているということをやっております。

日本語につきましても、現地の希望を踏まえてどのように協力を進めていくかということが大事でございまして、中国政府とも相談をいたしまして、今のこのような形で中国における日本語教育への協力事業を現在進めているところでござい

○広中和歌子君 私は、政府レベルでの、外務省レベルでのそうした役割は非常に大切だと思ひますし、また青年海外協力隊の役割につきましても大変に高く評価しているものでございまして。それと同時に、いわゆる援助の外注化というんですか、そういったような言葉を使いますとちよつと語弊があるかもしれませんが、このような人数がふえない状況の中で民間をもちよつとお使いになる方向にも、両方に御検討をいただきたいと、そのように要望して私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。○吉岡吉典君 在外公館に關する案件に先立ちまして、私は、在外公館が財テクで処分を受けるような事件が起こったことは甚だ遺憾であると思ひますし、何人が処分を受けたのか、今後このようなことが起こらないような措置をどのようにとられたのか、まず質問させていただきますと思ひます。

（委員長退席、理事森山眞弓君着席）○政府委員(藤井宏昭君) 先般のいわゆる財テク問題についての御質問でございまして、その問題との関連で処分を受けたのは在外の大使が二名、それからもう一人は監督責任ということで一名、合せて三名、それから本省におきまして一名で、合せて四名でございまして。

○吉岡吉典君 今後このようなことがあつてはならないと思ひますが、どういう措置をとりますか。○政府委員(藤井宏昭君) いわゆる財テク問題は、在外におきまして株の操作を行つていた、それに對して、特に大使というような地位にある者が指導的立場にありながら、その操作に自分の金も預けていたということとございまして。そういう意味におきまして、大使という指導的な立場にある者の行為といつたしましては遺憾であるということと

ございまして、これは全省員に對しまして、その際、大臣から改めて綱紀の肅正等について申し上げておきまして、その後におきましても累次いろいろな機会をとらえまして、同様の趣

旨のことを全省員に伝えております。〔理事森山眞弓君退席、委員長着席〕さらに、在外のいろいろな行為につきましては査察という制度がございまして、その査察制度を最近強化いたしまして、三年に一度でございまして、それを確實に行つていく等々、内部の綱紀肅正の強化に努めているところでござい

ます。○吉岡吉典君 午前の論議の中でもありましたが、南太平洋地域を含むアジア・太平洋地域、ここは非核地帯化の動きが非常に活発に進んでいるところと。かつて中曽根首相がニュージーランドの非核化に反対したという新聞報道で批判を受けるという出来事がありましたし、ASEANの非核化構想に對して倉成前外相が、そういう構想はよくないと発言したということと批判を受けたという出来事がありました。

私は、午前中の討議も受けて強調したいんですが、新設される公館がアメリカの戦略に沿つてそういうことを行うようなことがあつては絶対にならないと思ひます。唯一の被爆国の代表として非核地帯化、軍縮の方向に向かつてこそ貢献すべきだと思ひます。この点についてどのようにお考えになりますか。

○政府委員(有馬龍夫君) 日本政府がマーシャル及びミクロネシア両国を承認して、この際、兼轄ではございまして、それぞれに大使館を設置することといたしました理由は、これら諸国との關係が非常に重要であるという認識がまずあるわけとございまして。

これらの諸国はかつて我が国の統治下にございまして、日系人が多数おります。彼らが我が国との關係強化を強く希望している、我が国としてもこのような希望にこたえる必要があるということと、これは経済協力等を通じて実行することができるところと。特に、これらの国の近海はカツオ、マグロ等の重要な漁場でございまして、円滑な漁業關係の維持等を図っていく必要がある。このよう

とで実現化されることを期待していると、こういうことでございます。

そして、今の仰せのことでございませうけれども、これについてはこれら両国がみずから決めてまいることであらうと存じております。

○吉岡吉典君 私は、昨年十一月八日のこの委員会で、日本がやって行った戦争をめぐって世界からとかく言われるようなことが絶対にあつてはならないということを強調し、外務大臣も同意されました。ところが、残念ながらその後同じような事態が相次いでいるということについてまず触れておかなければなりません。

その一つは、竹下首相の第二次世界大戦の日本の侵略戦争、ナチの侵略戦争による発言です。在外公館からこれらめぐる世界の世論、マスコミ論調の報告が出ています。幾つもの国でどれぐらゐの数の新聞でこの問題は取り上げられたのかということをお伺いします。

○政府委員(長谷川和年君) 我が国に関するいろいろな案件につきまして、我が方の在外公館から本省に對して隣国の新聞論調とかあるいは各国指導者の意見等につきましては随時報告がございまして、先般の竹下総理の御発言につきましても、いろいろな大使館から現地の主要新聞の論調等報告がございました。

具体的に幾つかということ、私ちよつと手元に持つていないんですが、幾つか例示いたしますと、中国では人民日報とかあるいは解放軍報、光明日報、北京日報等で報じられた経緯がござい

ます。○吉岡吉典君 もう一つ、これは直接は外務省にかかわる問題ではありませんけれども、三月九日に西岡文部大臣が在日外人記者クラブで行われた日清、日露戦争に関する発言、これが国際的な大問題になりました。私は文部省からテキストをもらつて読んで大変びっくりしました。自分の方から外人記者クラブにわざわざ申し込んでいつての話だそうですが、要するにこの内容は、日清、日露戦争に勝つてよかった、負ければ大変だったとい

うことで、特に日露戦争を勝利に導いた東郷元帥を学校教育でも取り上げると、こういう発言だといふふうには内容がなつております。

この戦争についても私はここで詳しく述べようとは思いませんけれども、日清戦争とは日本が清国(中国)と朝鮮の支配を争つた戦争であり、日露戦争は帝政ロシアと日本が中国東北部及び朝鮮の支配をめぐつて争つた侵略戦争であつた。この戦争に勝つたことを国力の充実とか国際的な地位の向上だということとで外国人記者に話をするという歴史的認識と今日の国際感覚ですね、これは私はまことに驚くべきものだと思います。

我々は、例えば日露戦争でも日露双方からの帝国主義戦争だといふふうに評価しており、この戦争はやめろといふことこそ正しい立場だというのが我々の見地ですが、その日露戦争に反対した人々は教科書から消えていく、こういうことになると、その戦争の対象になつた朝鮮、中国から批判、怒りが出てくるのは当然だと思います。私はこの委員会でも、日本が経済大国になつたがゆえに、なおさら過去の侵略戦争に対する態度はきちつとしなければならぬといふことを、しばしば強調してきました。文部大臣の発言についてこそ論評をお願いしてもいいではないでしょうか、外務大臣自身は日清、日露戦争を同じような認識でおられるか、あるいは外国人に話すとすればあ

いという話し方をなさるのかどうなのかお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私は、さきの戦争に關しましては何度もこの委員会でも申し上げております。軍國主義の侵略である、だから今後にはますます我々は反省を強くなり、今後戦争に關しては一切日本はそのものを放棄したという立場を鮮明にすべきである、かように申し上げております。

今、日清、日露戦争、私は決して西岡さんの話をコメントするという立場ではございせん。私自身身のこととございせんからあえて申し上げますと、ここで議論するのは有益と考へない、私

はこう思ひます。いづれにせよ、戦争が一般に禁じられておる現在、戦争というものがあつてはならない、これが私たちの認識でなければならぬ、かように思つております。

○吉岡吉典君 日清、日露戦争論をやるうといふ気はありませんから、これはこの程度にとどめておきます。

私は、ODA等をめぐつての在外公館の活動について若干注文したい点がありますが、これはちよつと後回しにしまして、アメリカで新しい政権が誕生したことに關連しての日米關係に關して幾つか質問したいと思ひます。

まず、ブッシュ新政權の基本政策をどう見るかという点ですけれども、いろいろな文獻を総合して読むが、ブッシュ政権の立場というものは、やはり強いアメリカの確立、そして核抑止力を中心とする力の立場の重要性という立場、これは従来どおりいささかも変わつていないし、そういう力の立場こそ連年の対話を可能にする道であるといふ見地も従来どおりの考えが述べられていて、思ひます。しかも、その強いアメリカ、これを進める上でアメリカの財政赤字の現状ではアメリカだけでできないので同盟国の分担強化が必要だといふこと、とりわけ日本にその点での負担を求めるといふのが一連の文獻からうかがえるブッシュ新政權の態度ではないかと思ひますが、大臣はどのよう

にこらになつていきますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) ブッシュ新政權もやはりレーガン政権の後継者でございまして、私たちがレーガン政権のときに申し上げてきたことをそのとおりに理解していただいております。すなわち、バードンシェアリングという言葉自体、私たちは決してこれを好むものではない。むしろそうした言葉が出ることは甚だ迷惑である。恐らくその言葉の持つ意味は、軍事面における日本の肩がわりというふうには直訳されても仕方のない性格の言葉であると私は解する。しかし、日本といはしましては憲法上の制約もあり、ある

いは近隣諸国における懸念もこれあり、また私たちは節度ある防衛に努めている国民であるから、したがつて何か肩がわりをせよと言われても、それは私は断る以外に道はない。これが私がずっとレーガン政権並びにアメリカの議会の責任者にも申し述べてきたところでございまして。議会側においては、例えばシュローダー委員会、これはバードンシェアリング委員会そのものでございまして、委員長並びに委員の方々にもしっかり申し上げてまいりました。さらには下院の民主、共和両院の内務、この方々にもはつきり私は申し上げました。また、本年になりましても同じようなことを当然何回かの機会におきましてベーカーさんを初めアメリカ首脳に伝えてございまして。

したがいまして、この点はアメリカも従来のような考え方から日本に期待するといふのではなくして、アメリカがやはりグローバルパワーといふものを中心として今後あらゆる面であらうと世界の和平、繁榮に貢献するものならば、ひとつお互いに力を出し合ひいじやございせんかといふことで私たちは一致しておる、かように思ひます。

○吉岡吉典君 バードンシェアリングという言葉は迷惑だといふお話ですが、これは松永大使が昨年十一月に帰国中の記者会見ではバードンシェアリングについて述べて、結論的に日本、西欧、アジアなどの同盟諸国に對する米国の負担を軽減してほしいという圧力はますます高まると考へなければならぬ、こういうふうには述べられておられるわけですね。やはり好むと好まざるにかかわらず、そういう圧力がますます強まるという認識は一緒ですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 政府側におきましては、今申し上げましたとおり、私たちは今の私の認識についてアメリカも十分理解しておると思ひますが、例えば議会側におきまして、もしそれ私のような説明を聞かない面におられた人たちの間においては、いろいろと日本に對する要求があらうかと思ひます。それがただバードンシェアリングそのものを意味するのか、それはまた別の話で

ございすが、やはり日本に對しまして世界一の
經濟國になつたんだからぜひともおれたちと歩調
を合はしてほしいという要求はこれはあらうかと
、かように考へておりますし、また兩國間にい
ろんな問題がまた派生するだらうと思ひます。そ
うしたたにいろいろな話が出てくることは當然で
あらう。しかし私たちが、そういうときといえど
も、あくまでも協調として共同作業によつて一
つ一つ着実に解決をしていきたい、これが私たち
の考へです。

○吉岡吉典君 二月の日米首脳會談では、ブッシュ
米大統領が日本にバードン・シェアリングの議會の
壓力を受けているの目に見える形で安全保障の
問題、援助の両面でやれることをやつてくれとい
うことで、竹下首相も基本的認識は全く同感だと
述べられたというのが記者会見での發表で述べら
れております。目に見える形で協力分担、これ
はどういうことが考へられますか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 目に見えるところ云々
というのは、ちよつと私もそういうものを今記憶
をたどっているんですが、思い当たる節がないよ
うな感じがします。それよりも、むしろ今私が申
し上げましたような立場の両首脳の話はありまし
た。特に、總理の方は五つのことを申しておら
れます。

一つは、かねて外交の三本柱と言つております
「世界に貢献する日本」。二番は文化交流。三番は
ODAの拡充。それプラス、日米間においては安
保条約があるんだから、この安保条約の効率的運
用、円滑な運用。そして五番目として、日本は常
に内需拡大をいたしまして、そのために当然構
造調整というものに私たちは力を込めましよう。
こういう五つの面で私たちは世界にもまたアメ
リカとも仲よくやつていける、かように思つてお
りますと、こういう話であります。

○吉岡吉典君 目に見える形でのというのは、新
聞での發表にきちつと述べられております。
まあそれはいいですが、アメリカの対日要求と
いうのは、八九年度国防報告でも、急速に増大す

る国力と影響力に見合った一層の共通防衛の分担
増を求める、こういうふうに出てきていますわけ
ですね。アメリカの言う言い方が気に入らない
いは別として、結局アメリカの分担増壓力、こ
ういうものに日本がこたえざるを得なくなる、こ
ういう仕組みで日本の軍事負担、日米軍事同盟強化
ということが進んでいると思ひますが、こういう
急速に増大する国力と影響力に見合った共通防衛
の分担というふうなものにはどう対応しますか。

○政府委員(有馬龍夫君) これは、今先生は一九
九〇年度の米國の国防報告の一部を引用されたの
ではないかと思ひますが、その前に、さきに總理
が訪米されました際には米側のプレスリマークの
中に、總理と自分は、これはブッシュのことでこ
ざいますけれども、これらの責任がさまざまな形
をとり得ることにつき合ひいたしましたというこ
とを申しております。

それから、米側が日米安保条約に基づいて日本
の安全に責任を有している以上、我が國の防衛努
力について関心を寄せるのは当然のことと存じて
おりますが、第一に、先ほど大臣も仰せられまし
たように、米國は我が國の基本的な防衛政策、節
度ある防衛力の整備、その我が國の基本的な防衛
政策というものを理解いたしておりますし、それ
から我が國は、まさに我が國が自主的にこれらの
努力を続けているということでございます。

○吉岡吉典君 我が國の防衛努力は自主的にと
うことですけれども、それは表向きのこと、実
際はそうではないということ、これは外務省の人
自身が語っているわけですね。私、ちよつと引用
しますのは、現在の駐タイ大使ですが、岡崎久彦
氏が自民党の会合で、日本の防衛はもろに日本
のためにやつていられるんですけれども、今までアメ
リカの壓力とか、アメリカの要望でやつてき
たということ、これは肯定すべからざることでございま
す、こつ語っているわけですね。これは去年の五
月ですけれども、ちゃんと活字にもなつておりま
す。同じ外務省の幹部がアメリカの壓力でそう
なつたんだと言つていられるわけですから、やはり自

主的というのは、これは国民向け、実態はこ
うことだと私は判断せざるを得ません。

防衛問題と離れずけれども、今アメリカから
米の輸入自由化要求が強く出ていますが、これに
對しては外務省としてはどういう対応ですか。絶
對に反対する立場なのか、一部応ぜざるを
得ないという立場なのか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 詳細は經濟局長から説
明をしてもらえたいと思ひますが、少なくとも
私とシェルトン國務長官との間におきましては、昨
年の話ですが、日米間十二品目を初めさらには牛
肉・オレンジ等々、農業問題が常に先鋭化してお
る。日米は、私たちはその關係を外交の基軸とし、
また安保体制にあるんだから、そのようなことで
兩國の國民間の感情が悪化することは決してよ
いことじゃない。だから、ひとつこういう問題は日
本は日本としての獨特のいろいろな課題を持つて
いるんだから、二國間で簡単に話し合えるものでは
ないので、ぜひともこれは農業問題という大きな
立場のマルチの場で議論したらどうだろうかとい
うふうなことになるまして、昨年の七月にシェ
ルトンさんと私は日米間の問題にしない、こ
うふうにいまして、その後、その当時のUS
TRの責任者のヤイターさんも昨年の十二月のモ
ントリオールのガット會議におきましては同様の
ことを話されました。そして、先般も關係者が訪
米いたしましたときも、この問題に關しましては
日米間の問題ではない、かよつたことになってお
ります。

だから、ウルグアイ・ラウンド等々で農業問題
が参加國すべてで議論されましたとき、そのとき
には米も一つのテーブルの上上げましようけれ
ども、現在、おつしやつたようにアメリカからの
直接のいろいろな話、まだ私は聞いておりませんし、
またそうでございまして、國務長官と外務大臣
間の約束として今申し上げたようなことを今後私
はそのまま実行していきたい、かよつたことにな
ります。

○吉岡吉典君 これを私が取り上げるのは、松永
駐米大使がさつき取り上げた去年の十一月のイン

タビューで、米の輸入自由化問題に關連してのア
メリカの対日要求を説明した上で、米側から見て
日本側の対応に進展があつたと評価できるもので
なければならぬ、こついうふうに出てくるわけ
ですね。つまり、全面拒否ではだめだといふ記
者会見をやつて大きく新聞に出ていた。國民の世
論誘導を駐米大使自身がやつていられることが
あるから問題にするわけですね。

國會では何回も米の輸入自由化反対の決議が行
われており、去年の九月二十一日にも參議院本會
議でも米の自由化反対に關する決議というものが
行われ、
今般伝えられる米國內の我が國に對する自由化
要求の動きは、極めて遺憾であり、認められな
い。

よつて政府は、二度にわたる本院の決議の趣
旨を体し、断固たる態度で臨むべきである。
こついう決議が參議院の本會議でも行われており
ます。ところが、駐米大使が進展があるようなも
のでなくやらないといふようなことを言うのは、
こついう決議にも反する態度で、私は非常に
遺憾であると思ひますが、大臣、どうですか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 當時は、御承知のと
おり三〇一条を盾といたしまして、米國の精米業界
が提訴いたしております。これに對しまして米國
政府も非常に苦慮いたしておつた當時でございま
す。しかし、シェルトン國務長官と私の外相會談
におけるそうした申し合ひ、確認事項というこ
とがございまして、松永大使の發言は、たしか
今十一月末と聞きましたが、私とシェルトンさん
が再びそれを確認し、ヤイターさんと確認したの
は昨年の中ごろ以降のモンリオールのガット前
であり、またガットの會場においてである、こつ
うふうにお考え賜ふならば、松永大使のそうした
言葉に對しまして、私みずからがきちつとしたこ
とを米國との間で交わしておりますから、その点
はそれでいいんじゃないか。

大使としては三〇一条が燃え盛つていられるとき
あるいは感傷を申し述べたか知りませんが、そ

したことも私は七月の約束に従って処理したというのが昨年の訪米のときの話でございませう。

○吉岡吉典君 九月の参議院本会議で政府に対してこういう態度をとれという決議があるにもかかわらず、それではまずいというような趣旨の発言を一大使が行うということは、それはそれでいいという答弁では私は納得できません。

○國務大臣(宇野宗佑君) 今いささかあるいは言い違えたかもしれませんが、その当時、松永さんに對しては、政府は政府として、竹下総理も私も何度か本会議において衆参両院の米に關する決議は尊重しますということを言っておりますから、だからその線をあなたもひとつ守ってほしいということをしたし申し上げたことも今思い出しました。

○吉岡吉典君 話を進めまして、今の点はこういうことが今後ないようというのを要望した上で話を進めますが、国防長官に指名されながら議会の承認を得るに至らなかったわけですから、政治的には若干低下しますけれども、タワーズ氏が日本憲法について行った発言ですね、これについては外務省の見解はどういう見解ですか。

○國務大臣(宇野宗佑君) その当時、記者会見でも私は申し述べましたが、特にやはり重要問題でございまして、今申し上げました時点、昨年の十二月でございまして、訪米して、そして次期國務長官に内定をしておられるベーカーさんと、そしてそのときの國務長官のシールツさんと私と三人で会談をいたしましたときに、私から正式の問題としてベーカーさんにも申し述べました。これはことしです。昨年ではなくてことしです。ことしもう既にして國務長官になられましたベーカーさんに私から申し上げました。

ということとは、非常に遺憾である、我が國の憲法上の制約というもので私たちは節度ある防衛費を設けておるが、にもかかわらずアメリカの一方的意思によつてそれを増額せしめると言わんばかりのそうした発言、これに對しては日本國民のせつかつの努力というものを無にするような、感

情を逆なでする発言である、こういうふうに私から申し上げておきました。それに對しましてベーカーさんは深くうなずかれた、同様のことを記者会見で再三私も申し上げております。

○吉岡吉典君 タワーズ氏がとんでもない人物であつて、たまたまそういうことを言つたというだけなら事は簡単ですけれども、この種の発言というのはアメリカではしばしばあるわけで、非常に責任ある立場の人では、随分古い話ですが、ニクソン大統領が副大統領時代に日本へ来て行った演説で、ああいう憲法をつくらせたことは間違ひであつたという発言もありました。私は、アメリカの指導層の全部ではないかもしれないけれども、内部にこういう認識というのが実際にはあるんじゃないかと思うので、こういう点を取り上げなければならぬ。

アメリカの内部にそういう認識というものが全くないのかどうなのか、その点、外務省はどうご覧になっておりますか。

○政府委員(有馬龍夫君) ないと存じます。

○吉岡吉典君 ないとのことです。それはそういう答弁だつたということをおしはし確認しておきますが、実際はそうでない。それはまた後から問題にします。

私はこういう認識というのが潜在的にいろいろな形であるのは、大体あの対日講和をめぐる議論に原典があるんじゃないかというふうに思っています。アメリカでも戦後外交文書が公開されて、我々もいろいろな形で読むことができるようになったていますが、当時の公表されたアメリカの秘密文書というふうなものを読みますと、日本の憲法改正なしに講和条約はないというふうな議論の報道を通じて知ることができまして、そういう議論があつたというその事実は外務省もお認めになりますか。

○政府委員(有馬龍夫君) もしも先生が言つておられますのが、いわゆるGHQの民政局から我が方に出したそういう紙があるということであると

いたしますと、そのようなことは承知いたしております。

○吉岡吉典君 いや、アメリカ國內の議論のことを私はとりあえず聞いたわけでした。

○政府委員(有馬龍夫君) 米國內では、一般的にはさまざまな議論がなされております。當時も当然なされていたと思います。

○吉岡吉典君 例へば一九五〇年十二月二十八日に合同戦略調査委員会が統合参謀本部へ提出した最高秘密という今は解禁された文書によれば、憲法改正までは「対日平和条約のいかなる交渉も着手するべきではないと感じている」と、こういうふうにして述べております。これは外務省も確認できますか。

○政府委員(有馬龍夫君) そのような趣旨の資料があるということは私も承知いたしておりますけれども、実際に対日平和条約交渉は行われたわけではございません。

○吉岡吉典君 私はそのことを言っているのではなく、アメリカの國內での議論のことを言っているわけでは

今、私の質問を先取りして答弁がありましたけれども、日米交渉の中でもそういう問題は出されている。一九五一年十月下旬にGHQのGS、民政局から日本に對して再軍備と憲法改正に關する覚書というのが寄せられていた。これは先ほどそういうものはないとおっしゃいましたけれども、絶対ないとは言えません。

○政府委員(有馬龍夫君) 絶対にないとは申せませんけれども、私も探しましたけれども見当たらないかつたということでございます。

○吉岡吉典君 探したけれども見当たらないかつたということ、なかつたということとは別ですけれども、憲法は改正されていませんから、したがつてこのアメリカの要求とおりになつたわけではありませんが、平和条約が締結された直後、十月下旬にアメリカの民政局からはそういう覚書が寄せられていた。それは憲法改正の内容と再軍備に關しては当然憲法改正が問題になるということ、そ

れから九条の解釈、徴兵制がいかにどうかというふうな問題から憲法改正の時期、こういうことまで織り込んだ覚書が日本に渡されていまして、これはある本に記録もされております。私は、その記録がその本にどういう形で記録されたかということも調べて、これは確かな証拠があつて出されたものだということを聞いております。調べております。そういう点で、絶対にないとは言えないが、見つかかなかつたということでは

私は、やはり今のアメリカの憲法認識の根底にこういう日米交渉も横たわつていまして、その中で、引き続きこういう文書を調べていたのだかと思ひます。

○政府委員(有馬龍夫君) この資料は私も承知している限り存在いたしません。が、このようなものがあるということでも書かれた資料の中に、例へば再軍備に關しては当然憲法改正が問題になるということを書いていたわけであらば、それは當時の一つの判断を書いていたわけではございまして、それは今先生御自身おっしゃられましたように、それはならなかつたということではございませう。

○吉岡吉典君 判断じゃなくて、覚書が日本に手渡された、そういう上に立つての交渉が行われたということですね。要するに、サンフランシスコ体制というのは本来は、アメリカ側の要求としては、憲法を改悪した上にこれをやりたかつた。しかし、日本國民の反対が強く憲法改悪というものはできなかった。その結果、今日憲法學者の中で言われるような憲法体制と安保体制の矛盾と言われる状況が生まれてきたということだと私は思ひます。したがつて、憲法改悪はできなかったけれども、アメリカの対日要求には憲法の建前、建前上は憲法についてどういふふうにおうと、實際上は憲法の規定などを無視した要求が現に行われているというのが実態だと思ひます。

例へばシーレーン防衛をめぐりアメリカの要求もそうだと思います。シーレーン防衛が専守防衛の枠をはみ出したものだということは、これはもう専門家もひとしく言うところですが、シーレーン

防衛の範囲、これはオホーツク海からバシール海まで含むと、こういう点はお認めになりますね。
○説明員(秋次郎君) シーレーンの範囲につきましては、今お話ししましたような広い範囲ではございませんで、私も申し上げておきますのは周辺数百マイル、航路帯を設ける場合はおよそ千マイルというものを防衛力整備の目標の一つとして考えておられることを申し上げておきます。

○吉岡吉典君 それは違いますよ。昭和六十年十一月十四日付で十四日じゃないわ、もうちょっと前です、日付は正確になりませんけれども、内閣が質問主意書に対して行った政府の答弁書の中で「この場合の周辺数百海里の海域としては、太平洋、東シナ海、日本海、オホーツク海を対象に考えている」と、これはっきり述べられております。それから、瓦防衛庁長官が昨年インドネシアを訪問した際に記者会見してしゃべっているところでは、航路帯一千海里の中にはバシール海も含むという発言をしていますよ。あなたのおっしゃるのは全然違いますよ。

○説明員(秋次郎君) 航路帯を設ける場合はおよそ一千海里ということでございますので、航路帯を私も大体有事二本考えておりますが、南東航路と南西航路、その場合、南西航路の一千海里の南端が南西諸島の南の方、したがって台湾の近くになるということは事実でございますが、バシール海と云々ということを決めているというふうな事実はございません。

○吉岡吉典君 決めているないかもしれませんが、防衛庁長官がその記者会見で発表しておりますし、答弁書にはオホーツク海まで含むとちゃんと書いてあるわけですね。

それじゃ、次の問題ですが、海峡封鎖というのはどういう海峡を念頭に置いていますか。

○説明員(秋次郎君) ちょっと突然のお尋ねでございますが、私も海峡封鎖という言葉は使っておりません。通峡阻止という考え方をとっております。我が国有事の際、海峡の通峡を阻止するということが防衛活動の中に当然入っているという

ふうに考えておりますので、日本の領土がかかわる海峡すべてであらうかと思えます。

○吉岡吉典君 すべてというのはどこですか。
○説明員(秋次郎君) 我が国が攻撃された際の防衛にかかわる海峡でございますので、我が国の周りにある海峡すべてでございます。

○吉岡吉典君 アメリカ側は、その海峡封鎖というのを四海峡——宗谷、津軽、対馬、バシール海を日本が封鎖してくるものと受け取っている、こういうふうな語っている文書があります。中曾根総理が四海峡封鎖と言ったものの意味はそういうことではなかったかと思えますが、どうですか。

○説明員(秋次郎君) 先ほど申しましたように、我が国の防衛にかかわる海峡ということでございますので、当然のことながら対馬とか津軽ということになるわけでございますが、私、寡聞にしてバシール海と云々ということは聞いたことがございません。

○吉岡吉典君 瓦防衛庁長官のバシール海も含むシーレーン防衛ということ、それは重なり合っているというふうには私は思いますが、お認めにならないわけですか。

アメリカの要求というのは、こういう一例を見てもわかるように、日本国憲法というふうなものにはもう無視しているということが非常にはっきりしていると思えます。そのことは日本側から証明するものがありまして、一九八二年の秋、訪米して帰国した当時の防衛庁長官、伊藤氏ですが、この元防衛庁長官は、アメリカ側の対日圧力というのはもう物すじいものだった、机をたたいてわんわんやってきて私はたじろいだということをお本人自身の名前でお書きになっていますが、この伊藤元防衛庁長官が仙台で講演して、平和憲法、非核三原則、専守防衛はひとりよがりの理論であると、こういうふうにしやべっている。これは新聞にも報道されております。当時現役の防衛庁長官が今の憲法がひとりよがりだということを言うほどに、アメリカの対日要求というのは強力なものであったということが証明されているわけでは

ね。私が、アメリカ側の憲法認識がどういふものかというのを述べて、後でもまた触れると言いましたけれども、こういうことです。

それにしても、現職の防衛庁長官がそういうことを言うことは重大ですが、どうですか外務大臣、今の憲法はひとりよがりだというふうな外務大臣としてお考えになるのか、胸を張ってそんなことではないと言えるのか、どうですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 憲法九十九条に従いまして我々国務大臣は憲法を尊重しなければならぬ、これが私の気持ちでございます。

○吉岡吉典君 アメリカの対日要求が八〇年代に入ってからどんなに変わってきたかということを示す一つの材料ですね。

私はそのころ赤旗記者をしておりまして、外務省にもしばしば取材に行きました。ニュースソースを明かすことはいたしませんけれども、ある防衛関係の担当者は、私は取材ノートをも持っておりまして、日本の防衛戦略が憲法解釈によって定められるということは日本の防衛政策を法制局長官が決めているようなものであって、こういうことであってはならない、世界戦略から説き起こした安全保障政策でなくちゃならないということを私ははっきりと言われたことがあります。そういう認識というのは現在の外務省の中にもあります。どうでしょうか。

○政府委員(有馬龍夫君) そもそも米政府は、安全保障面について我が国と話をします場合には、我が国の憲法の存在を大前提として行っております。

それから、先ほど海峡封鎖について先生がおっしゃられましたけれども、これは念のため申し上げておきますが、我が国の施政のもとにある領域において武力攻撃があった場合には、安保条約第五条に基づいて共同対処することとなりますが、かかる場合に海峡封鎖を含め具体的にいかなる対処行動をとるかは、武力攻撃の態様等によるものであって、あらかじめ仮定の事態を抽象的に設定して論じることは困難でございます。そして、

具体的な対処行動は自衛権の行使として認められる限度内においてとられるべきものであることは言うまでもございまして、これを大前提としていっていることを念のため申し上げたいと思っております。

○吉岡吉典君 その憲法の枠内だと称して、現実的に日本が果たさせられる役割が専守防衛をどんどんはみ出したものになっている。しかもその根底には、アメリカ自身の憲法認識、外務省自身も八〇年当時にはそういうふうなことを言っていたとかいうことで、私が質問したのは、憲法解釈をもとにした防衛政策ではだめだという認識が今もあるかないかということですね。

○政府委員(有馬龍夫君) ございません。

○吉岡吉典君 当然のことであって、それをこの答弁だけではなく、実際に厳格に貫いてもらわなくちゃならないと思えます。この問題についてはこの程度にして、具体的な問題で若干質問をします。

最近、米軍の低空飛行による被害が大問題になっております。その状況について、またそれにどう対処しようとしているかという点、回答願います。

○政府委員(有馬龍夫君) 米軍にとってパイロットの技能の維持向上等は、日米安保条約の目的の達成のために極めて重要でございます。低空飛行訓練についても、この目的の達成のため重要な訓練であると承知しております。政府としてはかかる飛行訓練の制限、中止を米軍に求める考えは持っておりません。

他方、米軍が飛行訓練を行うに当たって、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることは当然でございます。この点については政府は累次の機会に米側に申し入れを行っております。

それから、低空飛行訓練でございますけれども、これの実施に当たりましては、米軍は人口密集地域においては高度三百メートル、そうでないところでも高度五百メートル以上の我が国の航空法

○政府委員(有馬龍夫君) 現在、日米合同委員会の下部機関であります施設調整部において、日米安全保障協議委員会において昭和四十八年、四十九年、五十一年に合意されております施設、区域の整理統合計画のうちまだ実施されていないものについての実施上の問題及び、沖縄県知事が去年四月に訪米されました際、米政府に行った施設、区域の返還要望に対する対応等について検討が行われております。

米軍は幾つかの建設計画等を有しているとは承知いたしておりますけれども、これらはいずれも既存の施設、区域内においてその使用条件に従い米軍が建設を行うというものでありまして、新たな施設、区域の設定または既存の施設、区域の拡大を行うものではないと承知いたしております。

○吉岡吉典君 沖縄で今大騒ぎになっている事態が、何もないのに起こっていると言わんばかりの答弁ですね。確かに米軍施設内ですけれども、例えば国頭村のハリアー離着陸場、それから恩納村における都市ゲリラ訓練等々幾つかの問題が米軍関係にも起こっていますし、自衛隊も本部町、国頭村における送信受信施設問題も起きて対潜センタを強化しようとしているという問題等々、そういう具体的な問題が、私一々時間の関係で挙げませんけれども、あなたの方のお話だと全く大きな変化はないと言わんばかりですが、それで沖縄県のああいう大騒ぎになっているわけですか。どう説明なさいますか。

○説明員(秋次郎君) 私、先ほど説明がちょっと舌足らずであったかと思いますが、P3Cの配備というのが大ききな事業ということでございまして、今先生御指摘の本部とか国頭の送信所、受信所、これはP3C絡みの事業でございまして、その点ちょっと追加をさせていただきます。

○政府委員(有馬龍夫君) 例えば北部訓練場におけるハリアーパッドの建設計画、それからキャンブ・ハンセンにおいて実弾射撃訓練施設、また都市、いわゆる都市地域訓練施設計画等がございまして、一部の県民の方々に懸念を与えているとい

うことは私もよく承知いたしております。そして、在日米軍の施設、区域の安定的使用を確保するためには、周辺住民の方々の御理解を得なければならぬということとはよく認識いたしております。

他方、これら施設、区域は日米安保条約の目的に基づいて提供されているわけでありまして、両方のバランスをとることは私どもの努力で可能であると考えております。

○吉岡吉典君 具体的に言うとき少しづつ加えてくるといふことは、甚だ遺憾だと思います。

報道によりますと、防衛庁首脳が沖縄米軍基地の返還交渉に本腰を入れたと語ったということが述べられております。これは事実関係は別として、私はきょうは外務委員会ですから外務大臣にお伺いしますけれども、沖縄という日本でも最も戦争の被害を受けた島、これを平和な島にしようとするのか、安海上やむを得ない、基地の島にしようとするのか。防衛庁は、少なくとも報道によれば、こういうことを考えていると報道があるわけですから、外務大臣としては沖縄をどういふふうな島にした方がいいとお考えになっているんですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 太平洋戦争終結直前の沖縄の状況、またその後米国の施政権が及んでいった沖縄等々を考えますと、やはり私たちは沖縄の自治そのものに格別の関心を持って臨まなければなりません。そうしたことで開発等々いろんな法が準備されております。ただ、沖縄の方々から言われしめするのならば、国内においても一番たくさん基地を持つている県である、中には、何とかならぬかという声があるのも私たちは十分承知いたしております。我々としては、今日の世界の情勢が非常に対話の時代へ向かっており、これは結構だと思いますが、まだまだ我々といったしなくてもやはり低レベルの抑止あるいはバランスの必要性は痛感いたしますが、それらがすべてなくなつてよいというふうには考えておりません。

したがって、そうした意味ではやはり日米安保条約があつて、いろいろと沖縄の現地の方々に問題はあつても、十二分に住民感情を考慮しながら円満な基地運営がなされるということに常々私は申し上げておるような次第でございまして。

○吉岡吉典君 私は沖縄でたくさんの人と懇談もしてきました。沖縄の人の要望は、基地のない島にしてくれということであり、基地のいかなる意味での強化も絶対に許さないということだったというところだけお伝えしておきます。

話を交えて、朝鮮問題に入ります。先ほどの議論もありましたので、竹下総理がどういふお話をなさるかということに事前にここで伺いしてもお答えはないと思います。

新聞報道によれば、過去の関係を深く反省するとか、あるいは謝罪をするとか、あるいは遺憾の意を表明だとか、新見解の用意をしているとか、新たなメッセージを検討中だとか、いろいろあります。それらの新聞報道は、先ほどのFSSXのようには外務省が発表しないものを新聞が勝手に書いたとお答えになるかどうか、これは別として、私はここで時間をつぶそうとは思いません。いざれにせよ、朝鮮問題をめぐって今大きく国民の間で話題が高まっている。私は、これから先の総理の演説と離れて、一月二十日に外務省が発表された文書というものは、何のために出された、どういう性格の文書と見たらいいのかということをお伺いします。

○政府委員(長谷川和年君) 朝鮮半島に関しましては昨年七月七日、盧泰愚大統領のいわゆる特別宣言というのが出て、それから南北間の対話等がどんどん発展している、韓国政府が大変前向きになつて北に対して対話と呼びかけている、また同時に、ことしに入りまして北朝鮮の外交部のスポークスマンが日朝関係について談話を発表したというふうな経緯がございまして、こういったことを背景としまして、我が方としても現時点における朝鮮半島政策に関する考え方をまとめた格好

で発表する、そういう考え方で一月二十日に発表したわけでございます。

○吉岡吉典君 この第二項にこういうふうにかかれておりますね。「日本政府及び日本国民は、過去において、我が国の行為が近隣諸国の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立つて平和国家としての道を歩んできた。このような我が国の平和国家としての姿勢は、朝鮮半島の南北について何ら変わることはない。」と、総理が近く述べるのはこの趣旨だといふ報道もあります。そうであるかどうかは別として、ここに述べてある第二項というのは外務省の従来の見解を変えるものですか、従来の見解を受け継ぐものですか。

○政府委員(長谷川和年君) この第二項にある記述、あるいは「我が国の朝鮮半島政策について」という外務省の考え方を発表した紙でございまして、ここに盛られてはいる外務省の考え方は、日本政府の考えというのは従来の考えの延長線上にありまして、従来から変わつたものでございせん。

○吉岡吉典君 そうすると、新聞報道が与える印象は謝罪とか過去について遺憾の意等々、まるで過去の考えを一変するような印象を与える報道になつておりますけれども、これを受け継いだものだというふうには説明がありましたので、そのように受け取ります。

その上で若干確認しておきたいと思いますが、例えば日韓国会、一九六五年ですが、朝鮮併合条約は対等の立場で、また自由な意思で締結された条約だと、こういう答弁がおりますけれども、こういう答弁も変わつていくわけではありませぬ。

○政府委員(長谷川和年君) そのとおりでござい

ます。

○吉岡吉典君 そうすると、多大の苦痛を与えたといふことの中身は何ですか。

てはいろいろ経緯があるかと思いますが、日韓国交正常化したときに当時の権名外務大臣が共同コミニケでおっしゃっていましたが、従来朝鮮半島につきましては過去日韓併合とかいろいろなことがございました。権名外務大臣がおっしゃったのは、両国間に不幸な関係があったと、そういったようなことを抽象的な表現でおっしゃったわけではございません、両国間の歴史においていろいろ相手に迷惑を与えた、こういったことがあったということをおっしゃるわけではございません。

○吉岡吉典君 それだけのことですると、何も新しいことではないというさっきの説明が非常によくわかっていくわけですね。私は昨年この委員会、朝鮮併合条約等々の条約が軍事的威嚇のもとに結ばれた条約だということを経つかの関係者の発言も紹介しながらここで述べ、そしてそういうふうな文書を検討して朝鮮についての過去の認識を展覧させるべきだと言いました。そういうものが繰り込まれたものであるかどうかということに関心を持っていましたけれども、それは全くないようですね。例えば、そうだとすれば一九一九年の三一独立運動のときの盧毅、これも詳しく私はそのやり口までこの委員会でも述べましたけれども、そういうふうなことを反省するというふうな、そういう点で苦痛を与えたというふうな意味のことを具体的に念頭に置いたものではないわけですね。

○政府委員(長谷川和年君) 今委員が挙げられたいろいろな事象、こういった一つ一つの事象につきましてもこの場でもって論議あるいは検討することは私は有益でないと思います。

ただ、日韓国交正常化の際に、先ほど私が申しましたように、権名外務大臣が過去の関係は遺憾であって、深く反省している、そうおっしゃられたことに尽きていると思います。

○吉岡吉典君 そうだとすると、これはもう言葉の上で抽象的に遺憾であったというこの繰り返してあって、その後朝鮮から日本の植民地支配についてしばしば機会をとらえて問題になり続けて

いるこの事態は、今後も引き続くということにならざるを得ない。私は、日韓国会合のときの政府の見解は根本的に改めるべきだということを、この際も改めて指摘しておかなければなりません。ついでにお伺いしますけれども、日本の北朝鮮政策でなければ、これはもういうふうに変わるんではないか。変わるのか変わらないのか、まずその点を端的にお答え願いたいと思います。

○政府委員(長谷川和年君) 北朝鮮とは現在国交がございませぬ。そういったような事態のもとで、限られた範囲でもって、例えば人物の交流とか経済関係の交流があるわけではございます。それから、午前中も他の委員の方の御質問がございましたが、現在政府内部においてどういった御答弁ないし考え方を表明するかを検討中でございます。その、そういったことにつきまして現時点で発言することは差し控えていただきたいと思います。

○吉岡吉典君 私どもは、朝鮮半島の実態というのは南北分断、二つの国家がある、したがってこの二つの国家を承認すべきである、一九六五年の日韓条約に固執せずに、北朝鮮も速やかに承認すべきであるということを主張してきているわけですが、その北朝鮮を目下承認するというような考え方はないということですか。

○政府委員(長谷川和年君) 現時点におきましては、朝鮮半島をめぐるさまざまな情勢、国際情勢も勘案して朝鮮半島全体、北の問題も含めて考えているわけではございまして、政府としては現時点において、今委員が御指摘になったような問題につきましても決定をするような状況にはないと思います。

○吉岡吉典君 最近の新聞に、外務省はクロス承認の環境が整うように努力したい、こういう考え方を述べられたという報道がありました。これはどうですか。

○政府委員(長谷川和年君) 従来から明らかにしていますとおり、朝鮮半島問題は、第一義的には南北両当事者の話し合いにより解決されなければ

ならないというのが我が国の基本的な立場でございます。我が国としては、南北いずれもが希望しない分断固定化、そういう考えにくみする意図は全くございませぬ。同時に、南北間の話し合いによって平和的な統一が実現されることを希望しているわけではございませぬ。したがって、南北朝鮮のクロス承認の是非も第一義的には南北両当事者の意向によるべきと考えております。

現実には北朝鮮がこれは南北分断を永久化するものであると、いろいろ反対しております。直ちに実現することについては困難な面が多々あると存じます。

○吉岡吉典君 我々は、クロス承認が南北分断固定化という見地に立っておりません。ですから、私の今の質問も南北固定化という意味での質問ではありません。その点は誤解のないようにお願いしたいんですが、いずれにせよクロス承認の環境が整うという場合にはクロス承認の用意もある、そういう含みはないんですか。

○政府委員(長谷川和年君) 先ほど申しましたように、朝鮮半島をめぐる種々の情勢、関係国の動きを見まして、それはその時点でそういった事態が来ますれば、私たちがその問題について意見を述べることができるとは思いますが、現時点では何とも申し上げることはできません。

○吉岡吉典君 そうすると、今の時点で言えることはどういふことかと、日韓条約当時の答弁そのままだということになりますか。

○政府委員(長谷川和年君) 委員がどういふ観点から日韓基本条約当時ということをおっしゃるのか私ちょっと十分理解できませんけれども、基本的にはいろいろ情勢の発展もございませぬけれども、私たちは従来から一貫した政策をとってきており、いずれにしろ朝鮮半島問題全般につきましても、いろいろな情勢を踏まえて、国際政治のバランスに配慮して施策をとっていきたくて希望しております。

○吉岡吉典君 日韓国会合のときに政府が繰り返して答弁してきたことは、北を承認した国は南を承認

しない、南を承認した国は北を承認しないというのが外交の原則だと。したがって、日本は大韓民国を承認したから北の承認はあり得ないんだというのが繰り返して答弁されてきたことです。クロス承認も今は現実的には考えていないということだとすると、この態度の延長の枠内にあるというふうにとらざるを得なくなるんですが、そういうこととなくですか。それは変わったんですか、少なくとも。

○政府委員(長谷川和年君) ただいま私御答弁しましたとおり、我が国は従来から一貫して朝鮮半島全般に関する政策をとっており、最近のいろいろな情勢も踏まえまして、国際政治のバランスに配慮しつつ朝鮮半島全般に関する施策、日本、北朝鮮関係も含めてこれを進めていきたいと考えているわけではございません。

○委員(堀江正夫君) 吉岡君にちょっと申し上げます。大体時間でございますから、あと一問で終了を願います。

○吉岡吉典君 一貫した方針とおっしゃいますけれども、一九六五年の日韓国会合のときの政府の答弁というのは、今のあなた方がおっしゃるようなものではないんです。朝鮮全般を代表する政府が大韓民国だと、その施政権は南にしか及んでいないんだというのが政府の当時の答弁なんです。その当時の国連と南北朝鮮との関係も今は全く変わっておりますし、南北がそれぞれに同等の立場でオブザーバーの代表を出しているという朝鮮半島をめぐる状況には大きな変化が起こっているわけですね。その変化にふさわしい朝鮮半島に対する日本の政策が確立されるべきだというのが私の言いたい点なんですけれども、従来から変わらないというこの繰り返したとやっぱ五五年に後返りかと言わざるを得ないんですが、大臣、少なくとも朝鮮半島をめぐる国際的な大きな変化をお認めになり、それに対応することは考えておられるかどうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今、日韓条約審議当時

のお話が出ておりましたが、私もその当時既に現役衆議院議員としてこの審議に参加しております。その当時の私たちの概念は、世界に分裂国家が当時幾つもございまして、西独もまたさうございまして、ベトナムも南北に分かれておりましたし、あるいはまた中国、台湾というふうに分裂国家がある、その分裂国家を同時に二つは承認できない、一つを承認すれば一つはやはりおのずから承認できないというふうな一つの当時の時代相、世界観というものを反映したものであらうと思ひます。しかし、自來、時移りまして昨今におきましては韓国の盧泰愚大統領の七・七の声明もございまして、既に板門店におきましては南北の国会議員の会合も持たれておるといふふうな相事情勢は変わつたといふことは私たちは認識しておかなければなりません。

したがいまして、我々といひましては、現在は韓国は朝鮮半島における唯一合法的な政権である、これは条約締結当時のままでございまして、しかし北朝鮮との間においても我々は直接政府間の折衝を持ちたいものである、このことはことし初めて総理も私も施政方針で申述べた、そういうふうな認識に立ちまして、やはり第一義的には南北そのもののお話が大切であらう、そうした中において過去三十六年を反省しながら、我々といひましてこの問題に關しましては誠意を持って対処しなければならぬ、これが今日の日本の立場であらうと、私はかように考えております。

○政府委員(長谷川和年君) 恐縮でございますが、關連して一言補足させていただきます。

ただいま委員が御発言なさつたことでございまして、日韓基本条約、これは当時國連の決議で言及されましたという観点から、大韓民国政府というの、そういう性格のものとして朝鮮における唯一の合法的な政府である、そういうことでございまして、したがつてこの日韓基本条約は、我が國と北朝鮮との關係につきましては何ら触れてゐるものではないと思ひます。

それから、我が國が北朝鮮を承認しないといふ

のは、この日韓基本關係条約第三條の結果として承認ができないといふような法的な關係ではなくて、要するに我が國の政策としてそういう立場をとつてゐる、そういうことでございまして。

○小西博行君 それでは、在外公館法の一部改正についてまず質問をさせていただきます。

今回はマーシャルとミクロネシアに大使館を置くといふような法案になっております。これまで同様の地位にあつたパラオ、このパラオにつきましては、これが例えば自由連合に移行すればやはり大使館を置くといふことになるのかどうか。あるいは、それ以外の國でも非常に近い将来にこゝういふ大使館を置きたいといふような國々があつたら、それらもあわせて教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(有馬龍夫君) パラオは國連信託統治地域終了後の地位として米國との自由連合を選択することとしておられますが、米國との間で自由連合盟約に調印はしておりますものの、この盟約成立に必要なパラオの住民投票による承認及び米國議會による承認が先が示唆されましたとおりまだ得られておりませんので、この盟約は発効してないわけでございます。そのためパラオは引き続き國連の信託統治下にあつて、パラオ及び米國においてこのやうな手続がいつとられるか今のところ明らかではございませんが、我が國としては、パラオが新しい地位に移行した段階で、我が國大使館設置問題を含め対処方を検討することとしたいと思ひます。

○小西博行君 その他の國、パラオ以外の。

○政府委員(藤井宏昭君) 外務省におきましては在外公館の整備計画ということで、内々でございましてけれども、當國との關係等いろいろ考えまして、これから大使館をどういふところで設置を新たに持つて整備していったらいいかといふことを検討しております。例えばアフリカなどにおきまして、我が國のアフリカにおける大使館の数はなお西歐諸國に比べますと大幅に少ないわけでございます。等々でございましてけれども、兼轄國が

かなりございまして、そういういろいろなところにおきましてこれから増強していきたいといふふうにして思つております。

しかしながら、現実の予算折衝などにおきまして、なかなか大使館を大幅に増強することだけ強力に折衝をしていきたく思つておりますけれども、漸進的に大使館の新設を行つていききたいといふふうな考えでおる次第でございまして。

○小西博行君 そうですね。やつぱり國際化時代ですからできるだけいろいろな國々の皆さん方とよくコミュニケーションを図る、協力する、そういう意味でも私は、この大使館といふのは非常に大切な機能を果たしているといふふうに思ひますので、また具体的に展開するようになれば教えていただきたいと思ひます。

それから、この間も三井物産の浅尾さん問題がございまして、特に在外公館の方にはある意味で大変危険の伴う仕事かも知れません。そういう意味で、大使館の中の警備体制といふのが一体どうなつてゐるのか。我々がそれぞれの國に行つてお伺いしますと、余りそのやうな感じも見受けられない。そのことはいいことだと思ふんですけれども、現実問題、このやうに商社中心に今やられておりますが、これが大使館といふことになるかもわからない。そういうことになりましたと、当然日本の警察官といふのはそういう警備を担当することにはしないかといふ感じがいたします。このやうな大使館付にするといふやうな具体的な警備のやり方についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま委員御指摘のとおり、在外公館の警備といふことは特に近年我々にとつて大変な頭痛の種でございまして。在外公館におきましては、戦乱それから健康に対するいろいろな恐怖とともに、最近特に治安等によるしまた警備の問題といふものが大変深刻な問題になつてきております。これは一般法人についても

同様でございましてけれども、特に日本の國といふものが世界の中で大國として認められるにつれて、日本の大使館あるいは総領事館等に対する治安上の、あるいはテロ絡みもございまして、問題といふものが件数がふえてきております。これに對しましては人的物的両方の面のいろいろな対策を行つてきておまして、それがいわゆる足腰予算の中の在外公館警備と申しますのは一つの柱でございまして。

ただいまの御質問が人的の方でございまして、それらだけ御説明させていただきますと、在外公館におきまして警備員といふことで本省から派遣する者、それからその國の警備会社と契約いたしまして警備員を使うといふやうなことがございまして。本省から――外務からも、あるいは警察、防衛庁等々のところから来てもらつておりますけれども、いずれも在外公館警備員として、外務省の外務公務員といひまして現地で勤務しておるといふことでございまして。これにつきましても、外務省の定員の問題がございまして、漸次拡大していきたく思つておりますけれども、思つてうちに任せない面もあるわけでございます。

○小西博行君 今のは在外公館についてですね。民間については何やらやつぱり手助けをする方法といふのはないんですか。この間のあのやうな大変な経験をしてもなおかつ助けようがないといふやうな感じなんですか。何か具体的にほかの方法を考えておられますでしょうか。民間の人ですね、この間の三井物産の件がやうな。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの在外公館の大使公邸あるいは大使館、事務所等の、あるいは館員の警備といふものが一つでございまして。さらに在留邦人、これも大変に五十数万人在外におりますけれども、大使館あるいは総領事館が協力してその皆様方の警備といふこともあるかと思ひますけれども、それにつきましては在留邦人の保護といふことで、領事移住部を中心に行つてゐまして、あるいは出先におきまして領事でございましてけれども、領事を中心にして出先における邦人のいろ

んな団体と緊密な連絡をとりながら、これも非常に大事な我が在外公館の任務となっており、特にけさほど当委員会でも黒河内部長からも説明がございましたけれども、大変急激に在留邦人に対する治安上の問題ということで事故件数がふえておりますので、これらについても在外公館として大変大きな問題として我々として取り組んでおるところでございます。

○小西博行君 何かこれは重点的にやらないとなかなか難しいんじゃないか。この間のことは住宅を襲われたんでしよう。通勤中にやられたということはこの前の事例なんですよ。

ですから、国によっても相当雰囲気も違うんだらうと思うんだけど、その辺の対応というのは非常に幅が広いし、重点をどこにいつても大変なんでしょうけれども、やっぱり国柄によって危険なそういう国柄というのがあると思うので、そういうところに対して重点的に何か具体的な対策をとらないと海外へ出ていくというようなことが大変なことになってしまふんじゃないか。私は、大使館に働く人々も大変ではないかと、そういう感じがするので、その点の対応はもうできるだけ早くしていただきたい、このように思います。

それから、これはやっぱりあれですかね、現在はよく警察庁から行っていますけれども、その方々は全然目的が違いますね、防衛庁とか警察庁それぞれ省庁から出向のような形で行っていると思うんですが、こういう方とはまた全然性格が違うでしょう、警備をするという意味になれば、そうなんじゃないですか。

○政府委員(藤井宏昭君) いわゆるアタッシュエというところで警察等からも在外部にきております。この方々、いわゆるアタッシュエという方々は大体その国の治安等につきまして、それ以外何でもございませうけれども、書記官等としてやっておるわけでございます。

他方、先ほど私がちょっと触れました警備官でございますが、警備官としても、警察庁から例え

ば三十五名それから防衛庁から二十六名、ちなみに法務省から二十四名、外務省から五名でございしますが、海外に行っております。この方々は先ほどのいわゆるアタッシュエよりは役人のランクとしてはよりジュニアと申しますか若いわけでございますが、この方々は公館の警備を専門に行っております。いずれにしても、アタッシュエもこの警備官も外務公務員ということで外務省の中の規律に服するということになっております。

○小西博行君 外国から日本に大使館を置いておるといふ場合には相当警備なんかも厳重にやっていると云うんじゃないですか。例えば武器を持っていたとか何かそういうような、イギリス大使館とかアメリカ大使館それぞれありますけれども、日本における外国から来られた大使館、その場合の警備の体制というのはかなり厳重にやっておられると思うんですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 外国におきましては、場合によりましては海兵隊とかそれから国境警備隊とかが警備に当たっておるといふような国もございますし、それから、そういうふうな目立つたものではございませうけれども、日本の場合と同じような形で警備官を置いておるといふことでございしますが、いずれにしてもこの警備官の数とかあるいはその対応というものは詳しく外には数えないというのが通常でございますので、その詳しい数はわかりませんが、御指摘のように場所、これはどこの国のどこに置かれている大使館かによつて、これは我々もさうでございますし、随分違います。例えば東京なんかにおきましては、それほど警備は要らない。と申しますのは、在外公館の警備というのは、ウィーン条約によりまして第一義的にはその接受国の政府が責任を持つて行ふべきことでございまして、それが治安がよければ、東京のように世界で有数に治安がいいところにおきましては随分違うのでございませうけれども、国によつてはかなり重くやっておりますというふうに思います。

○小西博行君 じゃ、次に移ります。

この法案をちょっと見せていただきました、随分前にそういう資料を見たことがあるんですけども、これは給与の関係が出ておりますね、手当。私は大使館というものは世界にたくさんあると思うんですが、大使の給料なんか見ましても全部これは金額がえらい違うんですね。さうですね、例えばアメリカの大使が一番給料がいいのかと思つた案外でもない。余りよく知らない国の大使さんの給料がえらくいいということになってるんですね。ちよつときよ法の法案の一番最後にもこういう改正と旧のやつが載っております、大使、公使、特号、一号から十一号まで載つていまして、それだけ手当が上がっているわけです。

こういうそれぞれの国の大使館に働くいわゆる大使とか公使それぞれの給料というのは、一体どういふものから決まってるのかなと素朴にそういう疑問を感じたんですが、お答え願えませんでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 在外公館の給与は基本的にかなり複雑なやり方で決めておりますが、基本的な考え方はざっと一貫しております、ワシントンの大使館に勤務します標準——標準と申しますのは三号俸、大体一等書記官でございまして、子供がたしか二名というようないつの標準の世帯、これを設定いたしましたそのワシントンの標準の給与というのを定めます。さらにそれに基

づきまして、それとそれから英国なら英国の物価、それから生活条件等々いろいろな要素を勘案いたしまして、実態に沿ひまして外交官の生計費という面、それからもちろん外交官としての体面にもふさわしいという面もございまして、それを、それで決めておるわけでございます。それを、これはその時によりましますけれども何年かに一度はその物価の全体の上下、この調査をいたしまして、それで改定をしていくというのが基本的な在外給与の考え方でございます。

○小西博行君 そうしますと、生活環境といひますか、国によつてはなかなか食料とかその他手に

入りにくい、あるいは高価だというような場合には、それが一つのウェイトとして大変トータルの給料というのは高くしていく、そういうようなことにもなるんですね。

○政府委員(藤井宏昭君) そういう要素が在勤法にも入つてまいりますが、さらにそれに加味するものもいたしまして特効度というものを定めておりました、療養度と通常言っておりますけれども、療養地というちよつと難しい言葉でございますが、在勤地としていかにその土地がハードシッップであるかということの度合いを五から五まで定めております。そういうものをまた勘案して、要するにその考え方は、ハードシッップであればあるほど給与も高いということを従としてそれを加味しております。したがって、先ほど先生御指摘になりましたように、ワシントンの大使よりも例えばアメリカの某国の大使の方が給与が上だとか、そういう事態が出るわけでございます。

○小西博行君 じゃ、例えば中南米あたりのえらい物価の上昇率が、インフレ年間一〇〇％ぐらい、ばんばん変わつてしまふようなところというのはどうなんですかね。先取りしていくのか、それともおくらせていくんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 予算ではなかなか先取りというものはございせん、大体おくらせてまいります。

それからもう一つ、どんどん変わっていくという要素では物価が一つと、それから最近では為替レートがございまして、これは円がどんどん円高になつていくという要素と、それから、例えば中南米なんかでございまして、その国の特定の通貨が大変に軽くなつていく、急激に安くなつていくというようなこともございまして、非常に複雑な操作になりますけれども、物価それから為替レート等を勘案してございまして、したがって最近の一般的な傾向をいたしましては、為替レートについては場合によつては一年に一遍あるいは一年半に一遍ぐらいの検討を行うというところで、そのあたりの改定の、何と申しますか、頻度が速くなつ

ているということが一般的な傾向でございます。

○小西博行君 家族手当とかなんとかいうのがありますが、そちらの金額よりも随分違った意味で給料の差がえらく違うものですか、その辺が一体どのようなものかということにちよつと関心を持ったわけですが、余りこういう質問というのはないようでした、ではこれは、人事院とはまた全然別なんですかね。人事院の方は公務員全体についてやっていますが、人事院の領域にはならないのですか、こういう計算式は、外務省でやるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 公務員の本俸につきましては全く人事院の一般の公務員と同じでございます。在勤法につきましてはこれは人事院ではなくて、外務省がその特別な法律に従って行つておるものでございます。

○小西博行君 大体わかりましたが、しかし計算式は非常に複雑なようで、またひとつ教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一点は、最近一般の企業でもよく若者はやめるんですが、時々外務省のいわゆる将来嘱望されて入った若い外交官が転勤先によつては簡単にやめてしまふというのが何例かあるというふう聞いています。例えばヨーロッパからアフリカのどこかへ転勤命令を受けるという途端にやめる。これは何も外務省だけの問題じゃなくて、今の日本の企業の若者も割合簡単にやめてしまふというのがあるんですけれども、そういうようなことというのは時々ございませうか。

○政府委員(藤井宏昭君) そういう例が全くないわけではございません。それから一般的に申し上げて、海外に勤務するということは、これは外交官のようにそれを主とするとは申しませんが、それが当然である職業においてさえないかな難しいということ、それはそのとおりでございます。難しいと申しますのは、もちろん一つは日本が治安とかあらゆる面で住みやすいということがございませう。

それに対しては諸外国におきましては、先ほど触れますように、健康それから場所によつてはこの間のイラン・イラクとかつい先般までのアフガニスタンとか、現実には弾がすぐ近辺に飛んでくる、大使館にも弾が入ってくるというような状況にないわけばいかぬ。それから、アジアから始まりましてアフリカ等におきましてはいろいろ肝臓病、急性肝炎等々の健康にとつて大変に問題があるというところが圧倒的に多いわけでございます。

大体六割ぐらいが在外公館のそういう地域でございます。それから子供の教育、それから両親が老齢化するということに、一体だれが世話を見るか等々そういう家族の問題もございませう。それを全部ひくくめまして在外に行つて住むということは、当人のみならず当人の伴侶あるいは子供たちあるいは両親等にとりまして大変に苦しいことであるというのが現状でございます。したがって、その中でも、例えば非常に危険な土地に赴任をするということになったある人の両親があらわれて、自分の子供は絶対にあそこに行かせたくないというふうなこともございませう。

ただ、それは非常に少ない例でございます。そういう全体の中で考えれば、外務省員は、やはり外務省に入つた以上は海外に行くんだということとでみな海外に行つていふふうには私は存じます。非常に何となく特殊な例はございませうけれども、一般的にそういうことではないというふうに思います。

○小西博行君 法案については終わります。外交一般につきましてちよつと質問させていただきます。先ほど同僚議員の方から数点にわたつてございしましたが、二月三日付の日米首脳会談、これで何点か、端的に答えてもらつたらいいと思つていますが、質問させていただきます。

アメリカから日本に対する責任分担という言葉がよくございませうけれども、ペーカール國務長官の言う創造的な責任分担、これは一体どういう中身なのか教えていただきたいと思つてます。

○國務大臣(宇野宗佑君) 従来はややもすれば、アメリカはバードンシェアリングというような言葉を使つておりました、これが防衛肩がわりというふうになつておりました、それらに対しては私たちは容認できないということをしるせば申しさうした。恐らくさうしたこと等も考えられてのことではないかと思つて、いゝゆる画一的に防衛だけを意味するものじゃありません、日米ともどもにグローバルな視点に立つて世界じゅうを眺め渡していろいろな意味で私たちとしては創造的に貢献したい、その分が合ひでございます。そういうふうな趣旨であつた、こういうふうな御理解願ひます。

○小西博行君 竹下総理の方からも、貢献していく分野五つについて、話をされたというふうな聞いています、その五つというのはどういうことなんでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) まず三つは、竹下内閣の外交方針——一つは平和に貢献する外交、二番目は文化交流外交、三番目はODAを拡充する。この三本柱プラス日米間においては安保体制、円満な運営を期しませう。そして、日本としては常に内需拡大、そのためには構造調整、こうした努力を続けます。以上、五本でございます。

○小西博行君 軍事面での肩がわりをアメリカは期待してないというふうな竹下総理は言つておるんですけれども、これは一体どういうふうな意味なんでしょうか。日本の周辺というのはいさゝか日本が守つていかなきゃいけない、当然そのようなことではないかというふうに思つてますが、その責任の分担についてどうなんでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) これはややもすれば従来は防衛分担というふうな意味で使われておりましたが、日本においては憲法上の拘束これあり、近隣諸国の懸念これあり、私たちは自主的に節度ある防衛費を設けております、また駐留軍に関しましてはできるだけ努力をしております、こういうふうな申してまいつたわけですから、そうしたことを十分心得てのやはり配慮だろうと、私は

そういうふうな思います。したがって、総理もそうした意味で、確信を持って防衛の肩がわりではない、私たちはそう思う、こういうふうにおつしやつたと、こう解釈していただきたいと思ひます。

○小西博行君 日米安保条約の効率的な機能というふうなことを言つておるんですが、具体的に一体何を指しているんでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) やはり政治の最大の目的は、日本は日本として国民の生命、財産を守ることにあります。平たく言えば、平和を守り独立を守るといふことでございます。そのために日米安保体制が今日まで果たしてきた効果、功績というものは大きなものと私たちには評価しております。したがって、円満な運用ということが第一点である。そうしたことに於いて効率的にひとつぜひとも今後その運用を図つていくのではないかとこのことでもあります。

○小西博行君 もう一方では、どうしても費用負担というのがだんだんふえてくるということが想定されます。そうしますと、また地位協定という問題に触れなきやいかぬのかなという感じがするんですが、その点はどうですか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 今申しましたとおり、米軍の駐留、この経費に關しましては私たちもできるだけのことをしてまいつております。そして、駐留軍そのものが常に練度の高い技術をもつて我が國を防衛してくださる。そのためには常に士氣大いに軒高たると、こういうことを私たちは願つてやつてきたわけでございますが、そのためには今後努力をせしなくちゃならない、こういうふうな思つておりますけれども、地位協定改定までは考へておりません。

○小西博行君 終わります。

○委員長(堀江正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、原文兵衛君及び堀内俊夫君が委員を辞任され、その補欠として木宮和彦君及び小野清子君

が選任されました。

○委員長(堀江正夫君) 本日予定をした質疑者の質疑は全部終わったわけですが、ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は結局したものとして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀江正夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀江正夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀江正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「六歳以上十八歳未満の子」を「子のうち次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 六歳以上十八歳未満の子
二 十八歳に達した子であつて、就学する学校

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中「フィジー」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

(外務省令で定める学校を除く。)において十八歳に達した日に所属する学年(十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。)の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

第十二条の二第四項中「従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額」を「従前のおり住居手当」に改め、同条第五項中「こえない」を「超えない」に改め、「の百分の二十」を削る。

別表第二の一 大使館の表大洋州の項中「フィジー」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

「在フィジー日本国大使館」を「在フィジー日本国大使館」に改め、

附則 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

三月三日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本国平和宣言に関する請願(第三四号)

第三四号 平成元年二月二十一日受理
日本国平和宣言に関する請願

請願者 福島県伊達郡伊達町字片町二九
桑名妙子

紹介議員 鈴木 省吾君
昭和天皇の大喪の礼が執り行われる今国会の期間中に、竹下首相より国の内外に向けて「平和宣言」を行うようにすべきである。ついては、衆参両院において「日本国平和宣言」を決議されたい。

理由 終戦以来国民の一体感は失われ、精神的に四分五裂して、物質万能の風潮がみなぎっている。経済大国となった日本が今後、世界に貢献するためにしなければならぬことは、全人類の命を幸せに生かせる理想世界を目指すことである。また、公害先進国として、今までの欧米追随型を改め、世界に前例の無い無公害の環境国を目指すなければならない。そのためには、国民の一体感を取り戻し、だれもが持っている日本の心、皆の幸せを願って「小我を捨てて大義につく」という日本精神を正しく取り戻し、自覚してより大きな目標のために心を合わせなければならぬ。一人一人の心を正しく確立することこそが急務である。純粋に国のため、皆の幸せのためと信じて、さきの大戦に命を落とした多くの同胞、原爆を浴びて命を犠牲にした人々のためにも、昭和天皇崩御を機に立ち上がるべきである。また、自然を無制限に開発し、人間が住めない地球になってしまつと心配されている今こそ、まず日本が目覚めて立ち上がり、世界に呼び掛けなければならないときである。

道義の国日本、無公害環境の国日本を目指し、それぞれの立場、職業を通して、全国民が心を合わせて理想世界のひな型としての日本をつくるべく努力すべきである。(資料添付)

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の経済的協力を強化することを希望し、投資、投資に関連する事業活動及び投資財産について良好な待遇及び保護を与えることを通じて、それぞれ

の国の国民及び会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、投資の奨励及び相互保護が、両国間の経済及び技術の交流を促すこととなることを認識し、両国政府の代表の交渉を経て、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、一方の締約国の国民又は会社により他方の締約国の領域内において、投資の時点において当該他方の締約国の法令に従って、又はこれに違反しないで投資の対象とされる次のものを含むすべての種類の資産をいう。
 - (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
 - (b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 - (c) 不動産及び不動産に関する権利
 - (d) 特許権、商標権、営業用の名称及びサービス・マークに関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利
 - (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
- (2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
- (3) 「国民」とは、一方の締約国に關しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
- (4) 「会社」とは、
 - (a) 日本国に關しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。
 - (b) 中華人民共和国に關しては、企業その他の経済組織及び団体をいう。

一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

1 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係法令に従って許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に關し、第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

1 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に關して与える待遇は、第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

2 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に關して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

3 この条にいう「投資に関連する事業活動」とは、次のものを含む。

- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
- (b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営
- (c) 専門家（技術者、高級職員及び弁護士を含む）その他の労働者の雇用及び解雇
- (d) 契約の締結及び履行

第四条

いづれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し自己の権利の行使及び擁護のための裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に關して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受ける。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、法令に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、補償を伴うものである場合を除くほか、収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象としてならない。

3 2にいう補償は、2にいう収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置がとられなかったとしたならば当該国民及び会社が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民及び会社を置くものでなければならぬ。補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、実際には、遅滞なく行われなければならない。補償は、自由でなければならぬ（その換価又は移転に当たって用いる外国為替相場は、補償の価額が決定された日の相場によるものとする。）。

4 いずれか一方の締約国の国民及び会社で、その投資財産及び収益が収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象となったものは、これらの措置及び補償の価額に關し、これらの措置をとった他方の締約国の関係法令に従って当該他方の締約国の管轄裁判所の裁判を受け又は権限のある行政機関に対して申立てをする権利を有する。

5 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し1から4までに定める事項に關して与える待遇は、第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

第六条

いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は

国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に關連する事業活動に關して損害を被つたものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に關連して何らかの措置をとる場合には、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

いづれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に對し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に關して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた投資財産及び収益に對する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転並びにこれに關連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権に對する当該一方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に對し支払われる資金の移転については、第五條2から5まで及び次条の規定を準用する。

第八条

1 いづれか一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額を含む金銭証券又は資金の移転の自由を保証される。

2 1の規定は、いづれか一方の締約国が、自国の關係法令に従い、為替制限を課することを妨げるものではない。

第九条

この協定は、いづれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前千九百七十二年九月二十九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の關係法令に従つて取得されたものについても適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交關係又は領事關係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

1 いづれか一方の締約国の国民又は会社に對する他方の締約国の領域内における投資に關する当該国民又は会社に對する他方の締約国との間の紛争は、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。

2 第五條3にいう補償の価額に關するいづれか一方の締約国の国民又は会社に對する他方の締約国の他の当該他方の締約国の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いづれか一方の当事者が紛争の解決のための協議の申入れを行つた日から六箇月以内に解決されない場合には、その紛争は、当該国民又は会社に對する請求に基づき、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された國家と他の國家の國民との間の投資紛争の解決に關する條約(以下「ワシントン條約」という。)を參考として設けられる調停委員會又は仲裁委員會に付託されるものとする。その他の事項に關するいづれか一方の締約国の國民又は会社に對する他方の締約国との間の紛争は、両当事者間の合意により、前記の調停委員會又は仲裁委員會に付託される。当該國民又は会社は、当該他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、紛争を仲裁に付託することができない。

3 2に規定する仲裁委員會は、いづれか一方の当事者が他方の当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受領した日から六十日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人となるいづれかの締約国の國民でない第三の仲裁人との三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかつた場合には、いづれか一方の当事者が、両当事者があらかじめ合意する第三者に對し、両締約国が共に外交關係を有する第三国の國民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁手続は、仲裁委員會がワシントン條約を參考として定める。

6 仲裁委員會の決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。仲裁委員會の決定の執行は、執行が求められている領域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に關する法令に従つて行われる。仲裁委員會は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いづれか一方の当事者の要求に應じその理由を明らかにしなければならない。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員會の残余の費用は、両当事者が折半して負担する。

8 2に規定する仲裁委員會への付託が行われた場合には、当該案件につき國家間の請求を行うことができない。

第十二条

いづれか一方の締約国の國民又は会社が實質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国と当該第三国の間の國際協定で投資及び投資財産の保護に關するものが効力を有している場合を除き、次の待遇を与えられる。

(1) 第二條2、第三條、第五條1から4まで、第六條及び第九條に定める事項に關し、第三国の國民又は会社が實質的な利益を有するその他の第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三條、第五條1から4まで、第六條及び第九條に定める事項に關し、当該他方の締約国の國民又は会社が實質的な利益を有する第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払うものとし、また、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員會に決定のため付託する。仲裁委員會は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいづれかの締約国の國民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、國際司法裁判所長に對し、いづれかの締約国の國民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員會は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 仲裁手続は、仲裁委員會が定める。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員會の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の投資に關連する問題の検討を行うこと、外國投資の受入れに關するいづれか一方又は双方の國の法制度又は政策の進展に關連して、この協定の運用及びこれに關連する事項について協議を行うこと並びに、必要な場合には、両締約国の政府に對し適當な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る合同委員會を設置する。合同委員會は、いづれか一方の締約国の要請により、東京又は北京で交互に会合する。

第十五条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上

必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、2に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつてもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
中島敏次郎

中華人民共和国政府のために
鄭 拓 彬

議定書

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利も許し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2 協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国間で効力を有する限り、当該規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

3 協定第三条2の規定の適用上、いづれか一方の締約国が、関係法令に従って、公の秩序、国の安全又は国民経済の健全な発展のため真に必要な場合において他方の締約国の国民及び会社に差別的な待遇を与えることは、「不利な待遇」とみなしてはならない。

4 協定第三条2の規定は、いづれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定めることを妨げるものではない。ただし、当該手続は、同条2に定める権利を実質的に害するものであってはならない。

5 いずれの一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域内に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

6 協定第三条の規定にかかわらず、いづれかの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

7 協定第八条2の規定は、いづれか一方の締約国が、為替制限に関して国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定第十一条1の規定は、いづれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。

9 協定第十二条にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いづれか一方の締約国の国民又は会社が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によって決定される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
中島敏次郎

中華人民共和国政府のために
鄭 拓 彬

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めめる件

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定
日本国政府及びオーストリア連邦政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、オーストリア共和国にあっては連邦公共経済運輸大臣又は同大臣が現在遂行している任務を遂行する権限を法律に基づいて与えられる他の当局をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(e) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(f) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積み込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(g) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(h) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(i) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えらるること。当該締約国は、2及び第7条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認め

る条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。

第八条

而締約国の指定航空企業は、而締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 而締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならぬ。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。

当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬという一般原則に従って行う。

- (a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要
- (b) 直通航空路運営の要求
- (c) 航空企業の路線が經由する地域の地方的及

び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 而締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、而締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため而締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合は、いずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、而締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実

施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十一月十六日にヘーグで作成された航空機内の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十二年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従ひ相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関が作成し、国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の

空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を、自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいづれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができ、各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日以内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれかの締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日以内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。千九百八十九年三月七日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
矢田部厚彦
オーストリア連邦政府のために
トーマス・クレステイル
付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a) 日本国内の地点—アラスカ内の一地点—ヨーロッパ内の一地点—ウィーン—ヨーロッパ内の一地点
(b) 日本国内の地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内の地点を除く。）内の四地点—ウィーン—ヨーロッパ内の一地点

(c) 日本国内の地点—モスクワ—ウィーン—ヨーロッパ内の一地点—二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a) オーストリア内の地点—ヨーロッパ内の一地点—アラスカ内の一地点—東京
(b) オーストリア内の地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内の地点を除く。）内の四地点—東京

2 日本国内の地点—アラスカ内の一地点—ヨーロッパ内の一地点—東京
(a) オーストリア内の地点—ヨーロッパ内の一地点—アラスカ内の一地点—東京
(b) オーストリア内の地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内の地点を除く。）内の四地点—東京

(c) オーストラリア内の地点—モスクワ—東京
3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定

日本国政府及びトルコ共和国政府は、
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、トルコ共和国にあっては運輸通信大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。
(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通

告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができるとし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。
(a) 権利を許与された締約国が当該路線につい

て一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えらるること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に對して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものを徴するものではない。

のであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企

業によるこれらの特権の行使につき必要と認め
る条件を付する権利を留保する。ただし、この
権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちに
その行使につき条件を付することが当該法令に
重ねて違反することを防止するため又は航行の
安全上の理由により必要である場合を除くほ
か、当該他方の締約国と協議した後でなければ
行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の
間の特定路線において協定業務を運営する公平か
つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の
運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業
が同一路線の全部又は一部において提供する業務
に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締
約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとす
る。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務
は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連
を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航
空企業を指定した締約国の領域から発し又は当
該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物
の運送に対するその時期の需要及び合理的に予
測されるその後の需要に適合する輸送力を合理
的な利用率で供給することを第一の目的とする。
当該航空企業を指定した締約国以外の国の領
域内の特定路線上の地点において積み込みか
つ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送につ
いては、輸送力が次の事項に関連を有するもの
でなければならないという一般原則に従って行
う。

- (a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び
当該締約国の領域からの運輸需要
- (b) 直通航空路運営の要求
- (c) 航空企業の路線が經由する地域の地方的及

び地域的業務を考慮した上での当該地域の運
輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務
に係る輸送力については、前二条並びにこの条
の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航
空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経
費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及
び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区
間について適用される他の航空企業の運賃その
他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的
な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って決定するもの
とし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企
業が決定された運賃を遵守することを自国の手
続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なきときは、関係
指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定
機関を通じて行う。それが不可能なきときは、
各特定路線及びその各区分について適用され
る運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。
運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるた
め両締約国の航空当局に対し各締約国の関係
手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意
をすることができなかった場合は、いずれか
一方の締約国の航空当局が提出された運賃に
ついて(a)の認可をしなかった場合には、両締
約国の航空当局は、適当な運賃について合意
するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができ
なかった場合には、紛争は、第十五条の規定
に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航
空当局が当該運賃について満足しない場合に
は、第十五条3の規定が適用される場合を除
くほか、実施してはならない。この条の規定
に従い運賃が定められるまでの間は、既に実

施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航
空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業
が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及
び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関
する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企
業が公表のため作成して自己に提出するものを提
供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国
の航空当局に対して要求することのある貨客に関
する追加の統計資料については、要請により、両
締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に
従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保
護する相互の義務が、この協定の不可分の一部
を成すことを再確認する。両締約国は、国際法
に基づく権利及び義務を害することなく、特に、
千九百六十二年九月十四日に東京で作成された
航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為
に関する条約、千九百七十年十二月十六日に
ヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止
に関する条約及び千九百七十二年九月二十三日
にモントリオールで作成された民間航空の安全
に対する不法な行為の防止に関する条約の規定
に従って行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、
民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに
航空保安施設の安全に対するその他の不法な行
為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為
を防止するため、要請があつたときは、それぞ
れ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助
を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間
航空機関が作成し、国際民間航空条約の附属書
とされる航空保安規定が両締約国に適用される
範囲内で、当該航空保安規定に従って行動する
ものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の
空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行

動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、
当該領域からの出国又は当該領域における滞在
について、当該他方の締約国が実施する3の航
空保安規定の遵守を、自国の航空企業が要求さ
れることに同意する。各締約国は、航空機を保
護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、
貨物及び航空機機内積載品を搭乗又は積込みの前
及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の
領域内において適当な措置を講ずるものとする。
各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処す
るための合理的かつ特別の保安措置を求める他
方の締約国からのいすれの要請に対しても好意
的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ
又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航
空保安施設の安全に対する他の不法な行為若し
しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、
これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に
終結させるための連絡を円滑にすることその他
の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関する
あらゆる事項について緊密な協力を確保するため
定期的にしばしば協議することは、両締約国の意
図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の
間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、
両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することが
できなかった場合には、紛争は、いずれか一方
の締約国の要請により、各締約国が指名する各
一人の仲裁人とこのようにして選定された二人
の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国
民でない者に限る。)との三人の仲裁人から成
る仲裁裁判所に決定のため付託することができ
る。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上
の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領

した日から六十日以内に仲裁人を指名するものと
し、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に
合意されるものとする。いずれか一方の締約国が
六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた
場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意
が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約
国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、
これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決
定に従うことを約束する。

第十六条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正す
るため、いつでも他方の締約国との協議を要請
することができる。この協議は、要請の受領の
日から六十日以内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定につ
いて行われる場合には、当該改正は、各締約国に
よりその憲法上の手続に従って承認されるもの
とし、その承認を通知する外交上の公文が交換
された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、
協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締
約国の航空当局が新たな又は修正された付表に
ついて合意したときは、その合意された改正は、
外交上の公文の交換によって確認された後に効
力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締
約国について効力を生じた場合には、この協定は、
当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、
この協定を終了させる意思をいつでも通告するこ
とができる。通告の写しは、国際民間航空機関に
対して同時に送付する。通告があつたときは、こ
の協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日
の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の
間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消
された場合は、この限りでない。通告は、当該他方

の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、
国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十
四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に
登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続
に従って承認されるものとし、その承認を通知す
る外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの協定に署名した。

本書二通を作成した。
日本国政府のために
宇野宗佑
トルコ共和国政府のために
ウムト・アルク

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方
向に運営する路線
日本国内の地点一後に合意されるアジア内
の一点一東内の一地点又はカラチーイス
タンブル一後に合意される以遠の二地点

2 トルコ共和国の一又は二以上の指定航空企業
が両方向に運営する路線
トルコ内の地点一東内の一地点又はカラ
チー一後に合意されるアジア内の一地点一東京
一後に合意される以遠の二地点

3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企
業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内
の一点点をその起点としなければならぬが、
特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべ
ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択に
よって省略することができる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避
のための日本国とベルギー王国との間の条
約を改正する議定書の締結について承認を

求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた
めの日本国とベルギー王国との間の条約を改正す
る議定書の締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求
める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避
のための日本国とベルギー王国との間の条
約を改正する議定書
日本国政府及びベルギー王国政府は、
千九百六十八年三月二十八日に東京で署名され
た所得に対する租税に関する二重課税の回避のた
めの日本国とベルギー王国との間の条約（以下
「条約」という。）を改正することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

条約第十條2を次のように改める。
2 1の配当に対しては、当該配当を支払う法
人が居住者である締約国において、その締約
国の法令に従って租税を課することができ
る。その租税の額は、次の額を超えないもの
とする。

(a) 日本国においては、

(i) 当該配当の受領者が、当該配当が支払
われることとなる日に先立つ六箇月の期
間を通じて、当該配当を支払う法人の議決
権のある株式の少なくとも二十五パーセ
ントを所有する法人である場合には、当
該配当の金額の十パーセント
(ii) その他のすべての場合には、当該配当
の金額の十五パーセント

(b) ベルギーにおいては、

(i) 当該配当の受領者が、当該配当が支払
われることとなる日に先立つ六箇月の期
間を通じて、当該配当を支払う法人の議決
権のある株式の少なくとも二十五パーセ
ントを所有する法人である場合には、当
該配当の金額の五パーセント

(ii) その他のすべての場合には、当該配当
の金額の十五パーセント
この2の規定は、配当に充てられる利得に
ついての当該法人に対する課税に影響を及ぼ
すものではない。

第二条

条約第十一條2を次のように改める。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締
約国において、その締約国の法令に従って租
税を課することができる。その租税の額は、
当該利子の金額の十パーセントを超えないも
のとする。

第三条

1 この議定書は、批准されなければならない。
批准書は、できる限り速やかに東京で交換され
るものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日
目の日に効力を生ずるものとし、次のものにつ
いて適用する。

日本国においては、
この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月
一日以後に開始する各課税年度において生ず
る所得
ベルギーにおいては、
この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月
一日以後に貸記され又は支払われる所得

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を
有する。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
當に委任を受けてこの議定書に署名した。
千九百八十八年十一月九日にブラッセルで、英
語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
加藤吉弥

ベルギー王国政府のために
L・ティンデマンス

所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国政府とイン

ド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約

日本国政府及びインド共和国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) インドにおいては、
 - (i) 所得税（加重税を含む。）
 - (以下「インドの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれ国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「インド」とは、インドの領域（領海を含む。）その他インドが国際法及びインドの国内法に基づき主権的権利を有する水域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はインドをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はインドの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、次の者をいう。

- (i) 日本国については、
 - (i) 日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体
 - (ii) インドについては、
 - (i) インドの国籍を有するすべての個人
 - (ii) インドにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、

- (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- (ii) インドについては、中央政府大蔵省歳入局又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
 - (g) 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫

(h) 農業、林業、栽培又はこれらに関連した活動を行う農場、栽培場その他の場所

(i) 店舗その他の販売所

(j) 天然資源の探査のために使用する設備又は構築物（六箇月を超える期間使用する場合に限る。）

3 建築工事現場又は建設、据付若しくは組立工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 企業が一方の締約国内における建築工事現場又は建設、据付若しくは組立工事に関連して、六箇月を超える期間、当該一方の締約国内において監督活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有し、当該「恒久的施設」を通じて事業を行うものとされる。

5 3及び4の規定にかかわらず、企業が一方の締約国内における石油の探査、開発又は採取に関連して、六箇月を超える期間、当該一方の締約国内において役務又は施設を提供する場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有し、当該「恒久的施設」を通じて事業を行うものとされる。

6 1から5までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

7 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国

内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が6に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、6の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって物品又は商品を規則的に引き渡すこと。

(c) 当該一方の締約国内で、専ら又は主として当該企業自体のため又は当該企業及び当該企業を支配し、当該企業により支配され若しくは同一の共通の支配下に当該企業と共に置かれて他の企業のため、反復して注文を取得すること。

8 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に直接又は間接に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、

経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 2の規定にかかわらず、この条約が適用される最初の十課税年度又は十「前年度」の期間他方の締約国内において生じた2の利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課すること

とができる。ただし、その租税の額は、当該他方の締約国の税法によれば課されることとなる租税の額の

(a) 最初の五課税年度又は五「前年度」に關しては、五十パーセント

(b) 残りの五課税年度又は五「前年度」に關しては、二十五パーセント

を超えないものとする。

4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

5 この条の規定は、第一条の規定にかかわらず、日本国においては事業税にも、インドにおいては日本国における事業税と類似する税が課される場合にはそのような税にも、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため

に当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであらう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得

となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に對して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に對する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当

該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に對していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に對して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該受益者が銀行である場合には、当該利子の額の十パーセント
(b) その他のすべての場合には、当該利子の額の十五パーセント

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央政府又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央政府又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出入銀行

(iii) 海外経済協力基金

(iv) 国際協力事業団

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

(b) インドについては、

(i) インド準備銀行

(ii) インド輸出銀行

(iii) インド政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の中央政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固

定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができ

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料及び技術上の役務に對する料金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十二条

2 1の使用料及び技術上の役務に對する料金に對しては、これらが生じた締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料又は技術上の役務に對する料金の受領者が当該使用料又は技術上の役務に對する料金の受益者である場合には、当該使用料又は技術上の役務に對する料金の額の二十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作權、特許權、商標權、意匠、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の対価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若

しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 この条において、「技術上の役務に対する料金」とは、技術者その他の人員によって提供される役務を含む経営的若しくは技術的性質の役務又はコンサルタントの役務の対価としてのすべての支払金（支払者のその雇用する者に対する支払金及び第十四条に定める独立の人的役務の対価としての個人に対する支払金を除く）をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は技術上の役務に対する料金の受益者が、当該使用料若しくは技術上の役務に対する料金の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は技術上の役務に対する料金の支払の基因となつた権利、財産又は契約が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 使用料及び技術上の役務に対する料金は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料又は技術上の役務に対する料金の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料又は技術上の役務に対する料金を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料又は技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料又は技術上の役務に対する料金は、

当該恒久的施設又は恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

7 使用料又は技術上の役務に対する料金の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合には、使用料若しくは技術上の役務に対する料金の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は技術上の役務に対する料金の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条の他の規定に従つて租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる恒久的施設に係る財産（不動産を除く）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができ。

取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる恒久的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度又は「前年度」を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。その者がそのような恒久的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合に、当該所得に對しては、当該恒久的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についての、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行つた勤務について

取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該課税年度又は「前年度」を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができ。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に對しては、第七

条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金

から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り。

第二十一条

1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条の規定は、公的な利益のためではなく、主として特定の者の私的な利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 いずれかの締約国において施行されている法令は、この条約において反対の規定が特に設けられていない場合を除き、当該締約国において、引き続き所得の課税を規律するものとする。

2 インドにおいては、二重課税は、次の方法により回避される。

(a) インドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に、インドは、日本国において直接に又は源泉徴収により納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、（当該控除が行われる前に算定された）所得に対する租税の額のうち日本国において租税を課される当該所得に対応する部分を超えないものとする。また、当該居住者がインドにおいて超過利潤税を課される法人である場合には、日本国において納付される所得に対する租税の額は、まずインドにおいて当該法人に課される所得税の額から控除し、なお残額があるときは、インドにおいて当該法人に課される超過利潤税

の額から控除する。

(b) インドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、インドは、当該所得をインドの租税の課税標準に含めることができる。ただし、所得に対する租税の額から日本国において取得する当該所得に対応する部分を控除する。

3 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてインドにおいて租税を課される所得をインドにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるインドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) インドにおいて取得される所得が、インドの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるインドの租税を考慮に入れるものとする。

(c) (a)及び(b)に規定する控除の適用上、インドの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの条約の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてインドの租税に關する法令にその後導入されることのあるものに従つてインドの租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならばインドの法令に基づき及びこの条約の規定に従つてインドの租税として納付されたであろう額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により

納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

第二十四条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課税されており若しくは課税されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課税されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも適用する。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

- 3 第九条、第十一条又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課税されており若しくは課税されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課税されることはない。

- 5 この条において、「租税」とは、この条約の対象である租税をいう。

第二十五条

- 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになる者又は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。
- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するため、必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税

に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に關する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所を含む。）に対してのみ開示することができ。

- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

- (a) 日本国においては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- (b) インドにおいては、この条約が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各「前年度」の所得

- 3 千九百六十年一月五日にニュー・デリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定は、2の規定に従つてこの条約が適用される所得に

つき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) 日本国においては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- (b) インドにおいては、終了の通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各「前年度」の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。千九百八十九年三月七日にニュー・デリーで、ひとしく正文である日本語、ヒンディー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
野田英二郎
インド共和国政府のために
G・N・グプタ

三月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に關する國際條約の締結について承認を求めの件

一、千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの國際分類に關する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めの件

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十七日）

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めの件

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約

締約国は、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利を保護することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約に基づいて与えられる保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものではなく、また、いかなる影響も及ぼすものではない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解することはできない。

第二条

1 この条約の適用上、内国民待遇とは、保護が要求される締約国の国内法によって与えられる次の待遇をいう。

(a) 当該締約国の国民である実演家に対し、当該締約国の領域において行われ、放送され又は最初に固定された実演に関して与えられる待遇

(b) 当該締約国の国民であるレコード製作者に対し、当該締約国の領域において最初に固定され又は最初に発行されたレコードに関して与えられる待遇

(c) 当該締約国の領域に主たる事務所を有する放送機関に対し、その領域にある送信機から送信される放送に関して与えられる待遇

2 内国民待遇は、この条約において明示的に保障する保護及び明示的に定める制限に従うものとする。

第三条

この条約の適用上、

(a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的又は美術的著作物を上演し、歌唱し、口演し、朗読し若しくは演奏し又はその他の方法によって実演する者をいう。

(b) 「レコード」とは、実演の音その他の音の専ら聴覚的な固定物をいう。

(c) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音を最初に固定した自然人又は法人をいう。

(d) 「発行」とは、レコードの複製物を相当な数量で公衆に提供することをいう。

(e) 「複製」とは、固定物の複製物を作成することをいう。

(f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信又は映像及び音の送信をいう。

(g) 「再放送」とは、放送機関が他の放送機関の放送を同時に放送することをいう。

第四条

締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与える。

(a) 実演が他の締約国において行われる場合

(b) 実演が次条の規定に基づいて保護されるレコードに収録される場合

(c) レコードに固定されていない実演が第六条の規定に基づいて保護される放送によって送られる場合

第五条

1 締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合合には、レコード製作者に対して内国民待遇を与える。

(a) レコード製作者が他の締約国の国民である場合（国籍の基準）

(b) 音の最初の固定が他の締約国において行われた場合（固定の基準）

(c) レコードが他の締約国において最初に発行された場合（発行の基準）

2 非締約国において最初に発行されたレコードがその最初の発行の日から三十日以内に締約国においても発行されたとき（同時発行）は、そのレコードは、当該締約国において最初に発行されたものとみなす。

3 締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、発行の基準又は固定の基準のいずれかを適用しない旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも寄託することができる。もつとも、批准、受諾又は加入の後に寄託する場合には、通告は、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第六条

1 締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合合には、放送機関に対して内国民待遇を与える。

(a) 放送機関の主たる事務所が他の締約国にある場合

(b) 放送が他の締約国にある送信機から送信された場合

2 締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、放送機関の主たる事務所が他の締約国にあり、かつ、放送が当該他の締約国にある送信機から送信された場合にのみ放送に保護を与える旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも寄託することができる。もつとも、批准、受諾又は加入の後に寄託する場合には、通告は、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第七条

1 この条約によって実演家に与えられる保護は、次の行為を防止することができるものでなければならぬ。

(a) 実演家の承諾を得ないでその実演を放送し又は公衆に伝達すること（放送又は公衆への伝達）に利用される実演が、それ自体既に放送されたものである場合及び固定物から行われるものである場合を除く。）

(b) 実演家の承諾を得ないでその固定されていない実演を固定すること。

(c) 次に掲げる場合に、実演家の承諾を得ないでその実演の固定物を複製すること。

(i) 最初の固定自体が実演家の承諾を得ないで行われたとき。

(ii) 実演家が承諾した目的と異なる目的のために複製が行われるとき。

(iii) 最初の固定が第十五条の規定に基づいて行われた場合において、同条に掲げる目的と異なる目的のために複製が行われるとき。

2 (1) 実演家が放送を承諾した場合における再放送、放送のための固定及びそのような固定物の放送のための複製に対する保護は、保護が要求される締約国の国内法で定めるところによる。

(2) 放送のために作成された固定物の放送機関による使用についての条件は、保護が要求される締約国の国内法に従って定める。

(3) (1)及び(2)の国内法は、実演家が放送機関との関係を契約によって定めることを妨げてはならない。

第八条

締約国は、国内法令により、同一の実演に二以上の実演家が参加する場合におけるその権利の行使についてこれらの実演家を代表する者を決定する方法を定めることができる。

第九条

締約国は、国内法令により、文学的又は美術的著作物を実演しないが芸術的な性質を有する行為を行う者に対してこの条約に定める保護を及ぼすことができる。

第十条

レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

第十一条

締約国は、レコードに関するレコード製作者若

しくは実演家又はその双方の権利の保護の条件として国内法により一定の方式に従うことを要求する場合において、発行されたレコードの複製物であつて市販されているものすべて又はその容器に、保護が求められていることが明らかになるような適当な方法で最初の発行の年とともに①の記号が表示されているときは、その要求が満たされたものと認める。もつとも、その表示には、当該複製物又はその容器にレコード製作者又はレコード製作者の許諾を得た者がその名、商標その他の適当な表示によつて明らかにされていないときはレコード製作者の権利を保有する者の名を含めるものとし、当該複製物又はその容器に主たる実演家が明らかにされていないときは固定が行われた国において当該実演家の権利を保有する者の名も含めるものとする。

第十二条 商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆への伝達に直接使用される場合には、単一の衡平な報酬が、使用者により実演家若しくはレコード製作者又はその双方に支払われる。当該報酬の配分の条件については、当事者間に合意がない場合には、国内法において定めることができる。

第十三条 放送機関は、その放送に関し、次の事項を許諾し又は禁止する権利を享有する。

- (a) 放送の再放送
- (b) 放送の固定
- (c) 次の複製
 - (i) 放送機関の承諾を得ないで作成された放送の固定物の複製
 - (ii) 第十五条の規定に基づいて作成された放送の固定物の複製であつて、同条に掲げる目的と異なる目的のために行われるもの
- (d) 料金を支払ふことによつて公衆が入場することが出来る場所で行われるテレビジョン放送の公衆への伝達。ただし、この権利を行使する条件は、当該権利の保護が要求される国

の国内法の定めるところによる。

第十四条

この条約に基づいて与えられる保護期間は、次に掲げる年の終りから二十年よりも短くしてはならない。

- (a) レコード及びレコードに収録された実演に關しては、固定が行われた年
- (b) レコードに収録されていない実演に關しては、実演が行われた年
- (c) 放送に關しては、放送が行われた年

第十五条

1 締約国は、国内法令により、次の行為については、この条約が保障する保護の例外を定めることができる。

- (a) 私的使用
- (b) 時事的事件の報道に伴う部分的使用
- (c) 放送機関が自己の手段により自己の放送のために行ふ一時的固定
- (d) 教育目的又は學術的研究目的のためのみの使用

2 1の規定にかかわらず、締約国は、国内法令により、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に關しては、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に關して国内法令に定める制限と同一の種類、制限を定めることができる。ただし、強制許諾は、この条約に抵触しない限りにおいてのみ定めることができる。

第十六条

1 いずれの国も、この条約の締約国となつた時に、この条約に定めるすべての義務を負ひ、及びすべての利益を享受する。ただし、締約国は、國際連合事務総長に寄託する通告により、いつでも、次のことを宣言することができる。

- (a) 第十二条に關し、
- (i) 同条の規定を適用しないこと。
- (ii) 一定の使用について同条の規定を適用しないこと。
- (iii) 他の締約国の国民でないレコード製作者のレコードについて同条の規定を適用しないこと。

いこと。

(iv) 他の締約国の国民であるレコード製作者のレコードについて同条に定める保護を与える場合に、その保護の範囲及び期間を、自国民によつて最初に固定されたレコードについて当該他の締約国が与える保護の範囲及び期間に制限すること。ただし、自国における受益者と同様の者に對して当該他の締約国が保護を与えていないという事実をもつて、保護の範囲の相違があるものと解してはならない。

(b) 第十三条に關し、同条(d)の規定を適用しないこと。締約国がこの宣言を行う場合には、他の締約国は、当該宣言を行う締約国に主たる事務所を有する放送機関に對し、同条(d)に規定する権利を与える義務を負わぬ。

2 1の通告が批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後に行われる場合には、宣言は、その通告の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第十七条

千九百六十一年十月二十六日において固定の基準のみに基づいてレコード製作者に保護を与えている国は、批准、受諾又は加入の時に國際連合事務総長に寄託する通告により、第五条の規定の適用上固定の基準のみを用ひ、並びに前条1(a)の(ii)及び(iv)の規定の適用上國際の基準の代わりに固定の基準を用ひる旨を宣言することができる。

第十八条

第五条3、第六条2、第十六条1又は前条の規定に基づく通告を寄託した国は、國際連合事務総長に新たな通告を寄託することにより、先の通告の範囲を縮小し又はその通告を撤回することができる。

第十九条

この条約のいかなる規定にもかかわらず、実演家がその実演を影像の固定物又は影像及び音の固定物に収録することを承諾したときは、その時以後第七条の規定は、適用しない。

第二十条

1 この条約は、いずれかの締約国についてこの条約が効力を生ずる日前に当該締約国において取得された権利を害するものではない。

2 いずれの締約国も、自国についてこの条約が効力を生ずる日前に行われた実演若しくは放送又はその日前に固定されたレコードについては、この条約を適用する義務を負わぬ。

第二十一条

この条約に定める保護は、実演家、レコード製作者及び放送機関について別途確保されるいかなる保護も、害するものではない。

第二十二条

締約国は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約によつて与えられる権利よりも広い権利を実演家、レコード製作者若しくは放送機関に与えるものであるか又はこの条約に抵触する規定を有しないものでなければならぬ。

第二十三条

この条約は、國際連合事務総長に寄託する。この条約は、千九百六十二年六月三十日まで、実演家、レコード製作者及び放送機関の國際的保護に關する外交會議に招請された国であつて万国著作権條約の締約国又は文学的及び美術的著作物保護國際同盟の構成国であるものによる署名のために開放しておく。

第二十四条

1 この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。

2 この条約は、前条の會議に招請された国及び國際連合の加盟国（いずれについても、万国著作権條約の締約国又は文学的及び美術的著作物保護國際同盟の構成国である場合に限る。）による加入のために開放しておく。

第二十五条

3 批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を國際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

1 この条約は、六番目の批准書、受諾書又は加

入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
2 その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した国について、その寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十六条

1 締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。
2 各国は、批准書、受諾書又は加入書の寄託の時に、国内法によりこの条約を実施することができ、国内法にないならばならない。

第二十七条

1 いずれの国も、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも、国際連合事務総長に於てた通告により、自国がその国際関係について責任を有する領域の全部又は一部（当該領域に万国著作権条約又は文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約が適用されている場合に限り）について、この条約を適用する旨を宣言することができる。この通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。
2 第五條三、第六條二、第十六條一、第十七條及び第十八條の通告は、一に規定する領域の全部又は一部についてその適用を及ぼすことができる。

第二十八条

1 締約国は、自国について又は前条に規定する領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。
2 廃棄は、国際連合事務総長に於てた通告によつて行ふものとし、通告の受領の日の後十二箇月で効力を生ずる。
3 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から五年の期間が満了するまでは、廃棄の権利を行使することができない。
4 締約国は、万国著作権条約の締約国又は文学的及び美術的著作物保護国際同盟の構成国のいずれでもなくなった時以後は、この条約の締約国でなくなる。
5 この条約は、前条に規定する領域について、

その領域に万国著作権条約又は文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約のいずれもが適用されなくなった時以後は、適用されない。

第二十九条

1 この条約の効力発生時から五年を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた通告により、この条約を改正するための会議の招集を要請することができる。国際連合事務総長は、その要請をすべての締約国に通報する。国際連合事務総長による通報の日の後六箇月以内に締約国の二分の一以上の国が当該要請に同意する旨を同事務総長に通告する場合には、同事務総長は、この旨を国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に通報するものとし、これらの事務局長は、第三十二條に規定する政府間委員会と協力して改正会議を招集する。
2 この条約の改正の採択には、改正会議に出席した国の三分の二以上の多数による賛成票を必要とする。もつとも、その多数には、改正会議の時におけるこの条約の締約国の三分の二以上を含むことを条件とする。
3 この条約の全部又は一部を改正する条約が採択された場合には、その改正条約に別段の定めがない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、当該改正条約が効力を生ずる日に終止する。

(b) この条約は、当該改正条約を締結していない締約国の間の関係において又はこれらの締約国との関係において、引き続き効力を有する。

第三十条

この条約の解釈又は適用に關して二以上の締約国間に生ずる紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。

第三十一条

第五條三、第六條二、第十六條一及び第十七條の規定の適用を妨げることなく、この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十二条

1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。
(a) この条約の適用及び運用に關する問題を研究すること。
(b) この条約の改正に關し、提案を収集し及び文書を準備すること。
2 政府間委員会は、衡平な地理的配分に十分な考慮を払つて選出される締約国の代表者から成る。政府間委員会の委員の数は、締約国の数が十二以下のときは六人、十三以上十八以下のときは九人、十九以上のときは十二人とする。
3 政府間委員会は、すべての締約国の過半数によつてあらかじめ承認された規則に従い、国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長が準備し、それぞれ一票を有する締約国間で行われる選挙により、この条約の効力発生の日の後十二箇月で構成される。
4 政府間委員会は、議長及び役員を選出する。政府間委員会は、その手続規則を定める。この規則は、特に、政府間委員会の将来の運営について及び締約国間における交替を確保するような将来の委員の選出方法について規定するものとする。

5 政府間委員会の事務局は、国際労働事務局、国際連合教育科学文化機関及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局の職員であつてこれらの三の機関の事務局長によりそれぞれ指名されたもので構成する。
6 政府間委員会の会合は、委員の過半数が必要と認めるときはいつでも招集されるものとし、国際労働事務局、国際連合教育科学文化機関及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局の本部において順次開催される。

第三十三条

1 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により作成する。
2 更に、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によりこの条約の公定訳文を作成する。

第三十四条

1 国際連合事務総長は、第二十三條の會議に招請された国及び国際連合の加盟国に対し、また、国際労働事務局局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対し、次の事項を通報する。
(a) 批准書、受諾書又は加入書の寄託
(b) この条約の効力発生の日
(c) この条約に規定するすべての通告、宣言又は通報
(d) 第二十八條の4及び5に定める事態の発生

2 国際連合事務総長は、また、国際労働事務局局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対し、第二十九條の規定に従つて同事務総長に通告された要請及びこの条約の改正に關して締約国から受領した通告を通報する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。
千九百六十一年十月二十六日にローマで、英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。認証本は、国際連合事務総長が、第二十三條の會議に招請されたすべての国及び国際連合の加盟国に対し、また、国際労働事務局局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局局長に対して送付する。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に關する千九百

五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百六十七年五月十三日にジュネーヴで改正され及び千九百六十九年十月二日に修正されたニース協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百六十七年五月十三日にジュネーヴで改正され及び千九百六十九年十月二日に修正されたニース協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第一条 特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語

(1) この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。

(2) 国際分類は、次のもので構成する。

(i) 類別表（注釈が付されている場合には、その注釈を含む。）

(ii) 商品及びサービスのアルファベット順の一覧表（以下「アルファベット順の一覧表」という。）であつて、商品又はサービスごとにその属する類を表示したもの

(3) 国際分類は、次のものから成る。

(i) 世界的知的所有権機関を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）によつて千九百七十一年に公表された国際分類。もつとも、その国際分類の類別表の注釈は、第三条に規定する専門委員会によつて新たな類別表の注釈が作成されるまで、暫定的なものとする。こと及び勧告とすることが了解される。

(ii) この改正協定の効力発生前に千九百五十七年六月十五日のニース協定第四条(1)及び同協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム改正協定第四条(1)の規定に基づいて効力を生じた修正及び補足

(iii) この改正協定第三条の規定に従つて行われ、この改正協定第四条(1)の規定に基づいて効力を生じた変更

(4) 国際分類は、ひとしく正文である英語及びフランス語で作成する。

(5) (a) (i)に規定する国際分類（この改正協定が署名のために開放される日前に効力を生じた

(3) (ii)に規定する修正及び補足を付したものの）のフランス語による本書一通は、世界的知的所有権機関の事務局長（以下それぞれ「機関」と「事務局長」という。）に寄託されている。

この改正協定が署名のために開放される日以後に効力を生ずる(3) (ii)に規定する修正及び補足についても、フランス語による本書一通を事務局長に寄託する。

(b) (a)に規定する本書の英語版は、この改正協定の効力発生後速やかに、第三条に規定する専門委員会が作成する。英語による本書一通は、事務局長に寄託する。

(c) (3) (ii)に規定する変更については、英語及びフランス語による本書一通を事務局長に寄託する。

(6) アラビア語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語及び第五条に規定する総会が指定する他の言語による国際分類の公定訳文は、事務局長が、関係政府によつて提供される翻訳に基づき又は同盟の予算若しくは機関に対し財政的負担を課することとならない他の手段により、当該政府と協議の上、作成する。

(7) アルファベット順の一覧表には、商品又はサービスごとに、当該一覧表が作成される言語に固有の連続番号を記載し、併せて次の連続番号を記載する。

(i) 英語で作成されるアルファベット順の一覧表にあつてはフランス語で作成されるアルファベット順の一覧表における同一の商品又はサービスに付されている連続番号、フランス語で作成されるアルファベット順の一覧表にあつては英語で作成されるアルファベット順の一覧表における同一の商品又はサービスに付されている連続番号

(ii) (6)の規定に従つて作成されるアルファベット順の一覧表にあつては、英語で作成されるアルファベット順の一覧表又はフランス語で作成されるアルファベット順の一覧表又はフランス語で作成されるアルファベット順の一覧表における同一の商品又はサービスに付されている連続番号

第二条 国際分類の法的効果及び使用

(1) 国際分類の効果は、この協定に定める要件に従うことを条件として、各同盟国が定めるものとする。国際分類は、特に、標章の保護の範囲の評価及びサービス・マークの承認について同盟国を拘束しない。

(2) 各同盟国は、国際分類を主たる体系として使用するか又は副次的な体系として使用するかの権利を留保する。

(3) 同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示する。

(4) ある用語がアルファベット順の一覧表に掲げられているという事実は、その用語について存在することのある権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

第三条 専門委員会

(1) 各同盟国が代表される専門委員会を設置する。

(2) (a) 事務局長は、同盟に属しないが機関の加盟国又は工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である国に対し、専門委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。ただし、専門委員会からその

旨の要請がある場合には、事務局長は、これらの国に対しオブザーバーを出席させるよう招請しなければならない。

(b) 事務局長は、標章の分野を専門とする政府機関であつて少なくとも同一の同盟国がその構成国となつていゝるものに対し、専門委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請する。

(c) 事務局長は、その他の政府機関及び国際的な非政府機関の代表者を、これらの機関が関心を有する討議に参加するよう招請することとができる。ただし、専門委員会からその旨の要請がある場合には、事務局長は、これらの機関を招請しなければならない。

(3) 専門委員会は、次のことを行う。

(i) 国際分類の変更を決定すること。

(ii) 同盟国に対し、国際分類の使用を容易にし及び国際分類の統一的な付与を促進するため、勧告すること。

(iii) 同盟の予算又は機関に対し財政的負担を課することなく、開発途上国による国際分類の付与を容易にすることに役立つ他のすべての措置をとること。

(4) 小委員会及び作業部会を設置すること。専門委員会は、その手続規則を採択する。その手続規則は、(2) (b)に規定する政府機関であつて国際分類の発展に実質的な貢献をすることのできるものが専門委員会の小委員会及び作業部会の会合に参加する可能性を認めるものでなければならない。

(5) 国際分類の変更の提案は、同盟国の権限のある官庁、国際事務局、(2) (b)の規定により専門委員会にオブザーバーを出席させた政府機関及び専門委員会により提案を行うよう特に要請された機関又は国が行うことができる。提案は、国際事務局に提出する。国際事務局は、その提案が検討される専門委員会の会期の遅くとも二箇月前までに、専門委員会の構成国及びオブザーバーにその提案を送付する。

(6) 各同盟国は、一の票を有する。

(7) (a) 専門家委員会の決定は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、代表が出席しかつ投票する同盟国の単純過半数による議決で行う。

(b) 国際分類の修正の採択に関する決定は、代表が出席しかつ投票する同盟国の五分の四以上の多数による議決で行う。「国際分類の修正」とは、商品若しくはサービスの一の類から他の類への移行又は新たな類の設定をいう。

(c) (4)の手続規則には、特別の場合を除くほか、一定の期間を置いて国際分類の修正が採択されることを定める。各期間の長さは、専門家委員会が決定する。

(8) 棄権は、投票と認めない。

第四條 変更の通知、効力発生及び公表
(1) 専門家委員会が決定した変更及び専門家委員会の勧告は、国際事務局が同盟国の権限のある官庁に通知する。国際分類の修正は、通知の発送の日後六箇月で効力を生じ、その他の変更は、その変更が採択される時に専門家委員会が定める日に効力を生ずる。

(2) 国際事務局は、効力の生じた変更を国際分類に組み入れる。変更についての公表は、次条に規定する総会が指定する定期刊行物により行う。

第五條 同盟の総会

(1) (a) 同盟は、この改正協定を批准し又はこれに加入した国で構成する総会を有する。

(b) 各国の政府は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) (a) 総会は、前二条の規定の適用を条件として、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) 国際事務局に対し、第十一条に規定する改正会議の準備に関する指示を与えること。

と。ただし、この改正協定を批准しておらず又はこれに加入していない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。

(iii) 同盟に関する事務局長の報告及び活動を検討し及び承認すること並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(iv) 同盟の事業計画を決定し、二年予算を採択し及び決算を承認すること。

(v) 同盟の財政規則を採択すること。

(vi) 第三条に規定する専門家委員会のほか、同盟の目的を達成するために必要と認める他の専門家委員会及び作業部会を設置すること。

(vii) 同盟の構成国でない国、政府間機関及び国際的な非政府機関であつて総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(viii) この条から第八条までの規定の修正を採択すること。

(ix) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

(x) その他この協定に基づく任務を遂行すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) (a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。

ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、そ

の決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。

(d) 総会の決定は、第八条(2)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。

棄権は、投票と認めない。

(e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(f) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(4) (a) 総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(c) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。総会は、その手続規則を採択する。

第六條 国際事務局

(1) (a) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する他の専門家委員会又は作業部会の会合の準備を行い、並びにこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(c) 事務局長は、同盟の首席の職員であり、同盟を代表する。

(2) 事務局長及びその指名する職員は、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する他の専門家委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事

務局の職務を行う。

(3) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、この協定(前条から第八条までの規定を除く。)の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(4) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第七條 財政

(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を十分に考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金

(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 貸貸料、利子その他の雑収入

(vi) 各同盟国は、(3)(i)の分担金の自国の分担額の決定上、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、工業所有権の保護に関するパリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に

- 基づいて年次分担金を支払う。
- (b) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、当該国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。
- (c) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。
- (d) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に自国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなったときは、同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、当該国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。
- (e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。
- (5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、これを総会に報告する。
- (6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。
- (b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年の当該国の分担金に比例する。
- (c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。
- (7) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、当該国と機関との間の別個の取極によつてその都度定めらる。
- (b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりにから三年を経過した時に効力を生ずる。
- (8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。
- 第八条 第五条からこの条までの規定の修正
- (1) 第五条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国又は事務局長が行うことができる。その提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。
- (2) (1)に規定する条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第五条及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。
- (3) (1)に規定する条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であつた国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)に規定する条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。
- 第九条 批准及び加入並びに効力発生
- (1) 各同盟国は、この改正協定に署名している場合にはこれを批准することができるものとす。
- (2) 署名していない場合にはこれに加入することができる。
- (3) 同盟に属しないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいづれの国も、この改正協定に加入することができるものとす、その加入により同盟国となることができる。
- (4) 批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。
- (5) (a) この改正協定は、(i)及び(ii)の条件が満たされた後三箇月で効力を生ずる。
- (i) 少なくとも六の国が批准書又は加入書を寄託したこと。
- (ii) (i)の国のうち少なくとも三の国がこの改正協定が署名のために開放される日に同盟国であること。
- (b) (a)の効力発生は、その効力発生の日よりも三箇月前までに批准書又は加入書を寄託した国に有効となる。
- (c) この改正協定は、(b)に規定する国以外の国については、その批准書又は加入書において一層遅い日が指定されていない限り、事務局長が当該国の批准又は加入を通報した日の後三箇月で効力を生ずる。それよりも遅い日が批准書又は加入書において指定されている場合には、この改正協定は、当該国について、そのように指定された日に効力を生ずる。
- (5) 批准又は加入は、当然に、この改正協定のすべての条項の受諾及びこの改正協定に定めるすべての利益の享受を伴う。
- (6) この改正協定が効力を生じた後は、いづれの国も、この協定の従前の改正協定を批准し又はこれに加入することができない。
- 第十条 有効期間
- この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約と同一の有効期間を有する。
- 第十一条 改正
- (1) この協定は、同盟国の会議により随時改正することができる。
- (2) 改正会議の招集は、総会が決定する。
- (3) 第五条から第八条までの規定は、改正会議により又は第八条の規定に従つて修正することができる。
- 第十二条 廃棄
- (1) いずれの国も、事務局長に於てた通告により、この改正協定を廃棄することができる。廃棄は、その通告を行う国が批准し又は加入しているこの協定の従前の改正協定の廃棄を伴うものとし、当該国については、この協定は、引き続き効力を有する。
- (2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。
- (3) いずれの国も、同盟国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。
- 第十三条 パリ条約第二十四条との関係
- 工業所有権の保護に関するパリ条約の千九百六十七年のストックホルム改正条約第二十四条の規定は、この協定の適用について準用する。ただし、同条の規定が将来改正される場合には、当該同盟国が拘束される改正のうち最新のものを、その同盟国によるこの協定の適用について準用する。
- 第十四条 署名 用語 寄託及び通報
- (1) (a) この改正協定は、ひとしく正文である英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、事務局長に寄託する。
- (b) 事務局長は、関係政府と協議の上、この改正協定の署名の日から二箇月以内に、(a)の言語とともに世界的権機関を設立する条約の署名本書の言語であるロシア語及びスペイン語によるこの改正協定の公定訳文を作成する。
- (c) 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語及び総会が指定する他の言語によるこの改正協定の公定訳文を作成する。
- (2) この改正協定は、千九百七十七年十二月三十一日まで、署名のために開放しておく。
- (3) (a) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、

及び要請があつたときはその他の国の政府に
 対し、この改正協定の署名本書の謄本二通を
 認証して送付する。

(b) 事務局長は、すべての同盟国政府に對し、
 及び要請があつたときはその他の国の政府に
 對し、この改正協定の修正の謄本二通を認証
 して送付する。

(4) 事務局長は、この改正協定を國際連合事務局
 に登録する。

(5) 事務局長は、工業所有權の保護に関するパリ
 条約のすべての締約国政府に次の事項を通報す
 る。

(i) (1)の署名

(ii) 第九条(3)の批准書又は加入書の寄託

(iii) 第九条(4)(a)の規定によるこの改正協定
 の効力發生の日

(iv) 第八条(3)の規定によるこの改正協定の修
 正の受諾

(v) (iv)の修正の効力發生の日

(vi) 第十二条の規定により受領した廃棄通告
 以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け
 てこの改正協定に署名した。

千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで作成
 した。

平成元年四月八日印刷

平成元年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局